

令和5年（2023年）9月29日（金曜日）

第 2 号

令和5年第3回
北海道議会定例会 予算特別委員会第2分科会会議録

第2号

令和5年（2023年）9月29日（金曜日）

出席委員

委員長

浅野 貴博 君

副委員長

山根 まさひろ 君

小林 千代美 君

清水 敬弘 君

板谷 よしひさ 君

鶴羽 芳代子 君

滝口 直人 君

大越 農子 君

太田 憲之 君

中川 浩利 君

中野渡 志穂 君

赤根 広介 君

中司 哲雄 君

出席説明員

建設部長 白石 俊哉 君

建設部建築企画監 細谷 俊人 君

建設部次長 斎藤 知郷 君

建設政策局長 平山 大輔 君

土木局長 瀧川 雅晴 君

まちづくり局長 信太 一人 君

住宅局長 高橋 信二 君

建設部技監 鷺尾 亨 君

建設企画担当局長 金澤 克人 君

施設整備・脱炭素化
担当局長 佐藤 匡之 君

総務課長 荒木 政彦 君

建設政策課長 上村 明弘 君

河川砂防課長 上前 孝之 君

砂防災害担当課長 寺越 孝則 君

公園下水道担当課長 山下 誠一 君

建築指導課長 清水 浩史 君

住宅課長 渡邊 純一 君

住宅管理担当課長 佐々木 永典 君

施設整備・脱炭素化
担当課長 菅原 誠 君

水産林務部長 山口 修司 君

水産林務部次長 渡辺 敦司 君

水産局長 近藤 将基 君

林務局長 野村 博明 君

森林環境局長 寺田 宏 君

水産林務部技監兼
全国豊かな海づくり
大会推進室長 津久井 潤 君

水産成長産業化
担当局長 村木 俊文 君

水産基盤整備
担当局長 藤田 瑞代 君

森林計画担当局長 加納 剛 君

総務課長 藤原 啓裕 君

企画調整担当課長 成澤 直人 君

水産経営課長 住岡 理 君

水産食品担当課長 小林 成行 君

水産振興課長 佐々木 剛 君

成長産業化担当課長 石川 傑 君

漁場事業担当課長 神田謙治君
林業木材課長 立原泰直君
木材産業担当課長 野村具弘君
林業振興担当課長 笹岡英二君
森林計画課長 山口博央君
森林整備課長 渡邊訓男君
路網整備担当課長 羽角修司君
森林活用課
首席普及指導員兼
林業普及担当課長
道有林課長 宮谷勇君

農政部長 水戸部裕君
農政部長
食の安全推進監 野崎直人君
農政部次長 山口和海君
食の安全推進局長 野口正浩君
生産振興局長 牧野充君
農業経営局長 小原啓吾君
農村振興局長 高崎悟君
農政部技監 大西峰隆君
競馬事業室長 安田貞彦君
技術支援担当局長 山野寺元一君
活性化支援担当局長 鹿野訓久君
農政課長 大浦正和君

政策調整担当課長 小谷馨一君
農業付加価値向上
担当課長 竹内伸康君
農産振興課長 花岡弘毅君
水田担当課長 山根敏史君
園芸担当課長 畠山透君
畜産振興課長 黒島誠計君
家畜衛生担当課長 小田茂樹君
技術普及課長 鈴木章代君
技術普及課
首席普及指導員 松井克行君
農業経営課長 佐々木秀弥君
農業金融担当課長 渡邊哲君
農業支援担当課長 原俊彦君
農村設計課長 磯嶋光世君
農村整備課長 合田俊昭君

議会議務局職員出席者

議事課主幹 三上健治君
議事課主査 甲斐友規君
同 馬場貴史君
同 青柳和彦君
同 福井宏次君
同 杉崎正君
同 澤田真一君

午前10時3分開議

○浅野貴博委員長 これより本日の会議を開きます。

報告をさせます。

〔甲斐主査朗読〕

1. 本日の会議録署名委員は、

滝口直人委員
赤根広介委員

であります。

○浅野貴博委員長 まず、本分科会における審査日程についてお諮りいたします。

本分科会の審査は、配付の審査日程及び質疑・質問通告のとおり取り進めることにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○浅野貴博委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

(上の審査日程は巻末に掲載する)

○浅野貴博委員長 それでは、議案第1号、第3号及び第4号を一括議題といたします。

1. 建設部所管審査

○浅野貴博委員長 これより建設部所管部分について審査を行います。

質疑並びに質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

滝口直人君。

○滝口直人委員 おはようございます。

通告に従いまして、順次質問させていただきます。

初めに、道営住宅の管理についてであります。

本道では、全国を上回るスピードで人口減少や少子・高齢化が進行する中、道営住宅でも入居者の減少や高齢化によるコミュニティー機能の低下が懸念されています。

こうした中、道は、北海道営住宅の入居需要を踏まえた管理の在り方について、北海道住宅対策審議会に意見を求め、審議会から本年8月に答申を受けたものと承知しております。

本定例会の一般質問で、道営住宅の空き住戸対策等について知事の考えを伺ったところですが、以下、現状や道の取組等について、さらに詳しく伺ってまいります。

初めに、諮問に至った経緯についてであります。

道は、どのような経緯で、道営住宅の入居需要を踏まえた管理の在り方について、住宅対策審議会に諮問することとしたのか、伺います。

○浅野貴博委員長 住宅局長高橋信二君。

○高橋住宅局長 諮問の経緯についてであります。道営住宅では、近年、空き住戸が増加傾向にあり、長期間にわたる空き住戸などの既存ストックの有効活用が課題となっておりますことから、良好な団地環境の維持やコミュニティーの活性化などを図るため、空き住戸の解消に向けた方策や既存ストックの柔軟な活用方法などについて、住宅対策審議会へ諮問したところでございます。

○滝口直人委員 次に、空き住戸と応募倍率の状況についてであります。

空き住戸が近年増加傾向にあるとのことですが、空き住戸の割合はどのように推移しているのか、また、空き住戸となる要因として応募倍率の低下があると考えますが、近年の応募倍率はど

のように推移しているのか、併せて伺います。

○浅野貴博委員長 住宅管理担当課長佐々木永典君。

○佐々木住宅管理担当課長 空き住戸の状況などについてであります。道営住宅の過去3か年における空き住戸の割合は、令和2年度末では6.9%、3年度末では8.0%、4年度末では10.8%となっており、年々増加しているところでございます。

また、応募倍率は、10年前の平成25年度は10倍を超えておりましたが、令和2年度は3.4倍、3年度は3.9倍、4年度は3.6倍と、近年は4倍を下回っているところでございます。

○滝口直人委員 次に、入居率の向上についてであります。

空き住戸を解消し、入居率を向上させるために、これまでどのような取組を行ってきたのか、伺います。

○佐々木住宅管理担当課長 入居率の向上に向けた取組についてであります。道営住宅では、定期的入居者募集で応募者がいなかった住戸について、常時、入居申込みを可能としてきたほか、地域の居住ニーズに合わせ、子育て世帯や新婚世帯などの入居機会を拡大してきたところでございます。

また、高齢者や障がい者など、特に居住の安定を図る必要がある方々につきましては、同居親族がいない場合であっても入居を認めるほか、自治会活動への参加を要件に、大学生の入居を可能とするなど、入居の促進に努めてきたところでございます。

○滝口直人委員 ただいま、入居率の向上のため、入居の促進に努めてきたとの御答弁がありました。

これまで、長期間、応募がない空き住戸については、定期的募集によらず、常時、申込みを可能とするとしておりますが、空き住戸が年々増加し、10戸に1戸が空き住戸であるとのデータもありますので、その原因をしっかりと分析し、対応をお願いしたいと思います。

また、子育て世帯などの入居機会の拡大、同居親族がいない単身世帯の入居を認めることについては、これまで以上に周知をされるとともに、新たな対策として検討されている、自治会活動への参加を要件に大学生の入居を可能とすることについては、速やかに結論を出していただき、対象とする地域を拡大するなど、入居を希望する方々の声を聞き取り、入居の促進をしていただきますようお願いいたします。

次に、空き住戸の増加等の要因についてであります。

これまでも入居率の向上に取り組んできているとのことですが、現状として空き住戸が増加している状況です。空き住戸が増加し、応募倍率が低下している要因をどのように考えているのか、伺います。

○佐々木住宅管理担当課長 空き住戸の要因等についてであります。道営住宅では、昭和40年代から50年代に整備された老朽化した住宅が全体の約4割を占め、そのうち、4階または5階建てのエレベーターが設置されていない住宅は約7割となっており、こうした住宅の3階以上の上層階では、特に空き住戸の割合が高くなっているところでございます。

また、立地や交通の利便性のほか、エレベーターやオイルサーバーなどの設備の設置状況といった住宅の利便性が応募倍率に影響していると考えているところでございます。

○滝口直人委員 次に、今後の取組についてであります。

道営住宅は、住宅に困窮する方々のセーフティーネットとして大きな役割を担っており、入居を希望される方々へ適切に供給される必要があると考えます。

審議会の答申を踏まえ、空き住戸対策などに今後どのように取り組んでいくお考えなのか、伺います。

○浅野貴博委員長 建設部建築企画監細谷俊人君。

○細谷建設部建築企画監 今後の取組についてであります。公営住宅は、住宅セーフティーネットの中核として、住宅に困窮する方々への適切な供給が求められており、空き住戸対策は大変重要と考えているところでございます。

このため、道営住宅では、長期間、応募がない空き住戸につきましては、定期の募集によらず、常時、申込みを可能とするほか、入居要件の緩和や、自治会活動への参加を要件に大学生の入居を認めるなど、入居の促進に努めてきたところでございます。

道といたしましては、引き続き、こうした取組を行うとともに、このたびの住宅対策審議会からの答申を踏まえまして、居住支援団体と連携した入居を希望する方々への適切な情報発信や、他の自治体の先駆的な取組を参考に、地域の実情に応じた空き住戸の柔軟な活用を検討することに加え、都市部における団地の立地による交通利便性や住宅の設備による利便性を踏まえた家賃などの入居者負担の在り方につきましても検討を進めるなど、誰もが安心して暮らせる地域社会の形成に努めてまいります。

○滝口直人委員 ただいま、今後の取組について、居住支援団体と連携した入居を希望する方々への適切な情報発信を行うとの御答弁がありました。

これまでの情報発信の方法などを検証し、応募したい方々へ確実に情報が届けられるような手法を講じていただくようお願いいたします。

また、団地の立地や住宅の利便性を踏まえた家賃などの入居者負担の在り方についても検討を進めるとの御答弁でしたが、団地の立地については、都市と地方の格差を的確に反映することなども検討していただくとともに、住宅の利便性については、老朽化した住宅の改修などを計画的に進め、利便性を向上させることについても検討を行っていただくことをお願いいたします。

次に、子育て支援住宅についてであります。

本年6月に国が発表した2022年の人口動態統計によりますと、本道の合計特殊出生率は1.12と、全国で3番目に低い数値となるなど、少子化対策は喫緊の課題であり、道では、知事をトップとして北海道子ども政策推進本部を立ち上げるなど、全庁を挙げて子ども政策に取り組んでいると聞いております。

道では、これまで、子育て世帯に対する住宅支援の取組として、子育て支援住宅の整備を進めていると聞いていますが、子育てしやすい住宅や住環境の提供が今後ますます重要になると考え

ます。

以下、伺ってまいります。

子育て支援住宅の概要についてであります。

道営住宅における子育て支援住宅とはどのようなものなのか、伺います。

○浅野貴博委員長 住宅課長渡邊純一君。

○渡邊住宅課長 子育て支援住宅についてであります。道では、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを進めるため、平成17年に子育て支援住宅推進方針を定め、これまで整備を進めてきたところでございます。

子育て支援住宅は、子育てしやすい間取りや広さ、室内での事故防止などへの配慮に加え、市町村の福祉部局と連携し、子育てを支援するサービスの提供を行う道営住宅でございます。

○滝口直人委員 次に、子育て支援サービスについてであります。

子育て支援サービスの提供が道営住宅における子育て支援住宅の特徴と考えますが、具体的にどのような取組が行われているのか、伺います。

○渡邊住宅課長 子育て支援サービスについてであります。子育て支援住宅では、主に、団地内に整備した集会所を活用し、地元の市町村の福祉部局が中心となり、子育て中の親子が気軽に集まって交流したり、保育士などが育児中の不安や疑問について相談に応じるなどのサービスが提供されているところでございます。

また、旭川市内の団地においては、市との連携により、入居者が日常的に利用できるよう、隣接した市の子育て支援施設において、育児相談などのほか、乳幼児から中高生など幅広い年齢の子どもを対象にした遊びや学びの場を提供している事例があるなど、地域の実情に応じたサービスが提供されているところでございます。

○滝口直人委員 次に、整備実績についてであります。

子育て支援住宅は、これまでにどれくらい整備が進められてきたのか、実績について伺います。

○渡邊住宅課長 整備実績についてであります。道では、団地の建て替えや再編を行う際に子育て支援住宅の整備を行ってきており、令和4年度までの実績は、現在管理している道営住宅、52市町247団地のうち、北斗市や余市町など、23市町27団地において329戸を整備しているところでございます。

○滝口直人委員 次に、整備予定についてであります。

まだ子育て支援住宅が整備されていない市町村もありますが、今後の整備予定について伺います。

○高橋住宅局長 今後の整備予定についてであります。道では、道営住宅の建て替え等を行う際には、子育て支援住宅のニーズ等について地元の市町村と協議を行っており、現在、整備を検討中の小樽市内の団地では、道が整備する団地集会所に隣接して、市において子どもたちが外遊びできる広場の整備を予定しているところでございます。

道としては、子育て世帯の居住の安定確保に加え、団地コミュニティーの活性化にもつながることから、引き続き、市町村と連携しながら子育て支援住宅の整備を推進してまいります。

○滝口直人委員 次に、今後の取組についてであります。

子育て支援住宅について伺ってまいりましたが、子育て支援住宅以外にも全道各地で多くの道営住宅が管理されています。

これらの住宅も含め、今後、道営住宅を活用した子育て支援にどのように取り組んでいく考えなのか、伺います。

○細谷建設部建築企画監 今後の取組についてであります。道では、これまで、子育て支援住宅の整備のほか、子育て世帯に限定した公募枠の設定や抽せん時の当選率の引上げ、入居資格である所得制限の緩和などの取組を行ってきたところでございます。

こうした中、国では、本年6月にこども未来戦略方針を取りまとめ、子育て世帯に対する住宅支援の強化を掲げたところであり、道といたしましても対策を進める必要がありますことから、年内に子育て支援住宅推進方針の見直しを行い、子育て支援住宅のさらなる整備や子育て世帯が優先的に入居できる取組の拡充、空き住戸を子育て世帯向けに活用する新たな方策の検討などを進め、安心して子どもを産み育てることができる居住環境の形成に取り組んでまいります。

○滝口直人委員 ただいま、年内に子育て支援住宅推進方針の見直しを行い、子育て支援住宅のさらなる整備などを進め、安心して子どもを産み育てることができる居住環境の形成に取り組むとの御答弁がありました。

子育て支援住宅のさらなる整備においては、学校や医療施設がそばにあり、子どもを保育などで預けることができる施設があることで入居を決定するとの声もありますので、建て替え等の整備に当たりましては、市町村、道民の意見などをしっかりと反映していただくようお願いします。

また、これまで所得制限の緩和などの取組を行っていただいておりますが、子育て世帯は、経済的負担を軽減することを求めていますので、その制度の運用に当たっては、地域の状況を的確に把握するなどし、きめ細やかな対応をしていただくようお願いします。

次に、道立広域公園への民間活力の導入についてであります。

全道に11か所ある道立広域公園は、地域の活性化の拠点として、また、インバウンドをはじめとする観光の面でも重要な役割を果たす大きなポテンシャルがあり、その活用が期待されます。

第1回定例会では、我が会派の同僚議員の質問に対し、道からは、道内に11か所ある道立広域公園について、新たにP a r k－P F Iを導入することにより、これまで以上に地域のにぎわいを創出し、それぞれの公園の特色を生かした魅力あふれる公園となるよう取り組むとの御答弁がありました。

これまででも、P a r k－P F Iをはじめとする民間活力の導入については、様々な検討をされていると伺っておりますが、第1回定例会以降、どのように検討を行ってきたのか、取組などについて、順次伺います。

【第2分科会 9月29日 第2号】

初めに、民間活力の導入状況などについてであります。

道内に11か所ある道立広域公園では、民間活力の導入実績や導入効果がどのようになっているのか、伺います。

○浅野貴博委員長 公園下水道担当課長山下誠一君。

○山下公園下水道担当課長 民間活力の導入実績などについてですが、道では、全ての道立広域公園において、サービスの向上と経費の削減などを図ることを目的とした指定管理者制度を平成18年度に導入しており、公園管理費は、導入前の平成17年度と比較すると、約3割の削減が図られたところでございます。

また、民間事業者などが公園施設の設置、管理を行うことができる制度を活用し、砂川市の北海道子どもの国に砂川ハイウェイオアシス館が設置され、年間約100万人の方々に御利用いただいているところでございます。

○滝口直人委員 次に、Park-PFIの導入状況についてであります。

全国の都市公園では、新たな民間活力の導入方策として、民間事業者が収益施設を整備し、その収益の一部を公園に還元する、いわゆるPark-PFIの導入が進んでいると聞いていますが、全国の導入状況について伺います。

○山下公園下水道担当課長 全国のPark-PFIの導入状況についてですが、国は、平成29年に都市公園法を改正し、公園利用者の利便性や快適性の向上などを図るため、民間のノウハウや資金を活用する制度であるPark-PFIを創設したところでございます。

国土交通省の調査によりますと、令和4年度末現在、全国の61都市公園でPark-PFIが導入されており、カフェやレストランといった飲食施設、グランピングやアスレチックといったアウトドア施設などが民間事業者により整備運営されているところでございます。

○滝口直人委員 次に、道内におけるPark-PFIの導入状況についてであります。

全国で導入が進むPark-PFIですが、道内の導入状況はどのようになっているのか、伺います。

○山下公園下水道担当課長 道内の導入状況についてですが、恵庭市の都市公園である花の拠点「はなふる」と恵庭ふるさと公園において、Park-PFIを活用したカフェやホテルが整備運営されており、道内ではこの2公園で導入されているところでございます。

○滝口直人委員 次に、道立広域公園の民間活力導入の進め方についてであります。

道内には、道立広域公園が11か所ありますが、道立広域公園にPark-PFIなどの民間活力を導入することで、全国の導入事例に見られるように、地域の利用者はもとより、観光目的の利用客も増え、公園のみならず、地域のにぎわいが創出され、活性化にも貢献するものと考えます。

道立広域公園にも積極的に民間活力を導入する必要があると考えますが、どのように進めていくのか、伺います。

○浅野貴博委員長 まちづくり局長信太一人君。

○信太まちづくり局長 民間活力の導入に向けた進め方についてであります。道では、これまで、公園利用者へのアンケート調査や指定管理者との意見交換により、公園に求められる施設といった利用者ニーズの把握に努めてきたところでございます。

また、道立広域公園への民間活力の導入に向け、国の官民連携支援制度に登録されている民間事業者や道内でP a r k - P F Iの実績のある民間事業者などを対象に、本年8月に意向調査を実施し、それぞれの公園における整備可能な施設や参入に当たっての課題などの意見をいただいたところであります。

道としては、今後、こうした利用者ニーズや民間事業者の意見などを参考に、道内11公園ごとの整備イメージなどを整理し、民間活力導入に向けた検討を進めていく考えでございます。

○滝口直人委員 次に、道立広域公園へのP a r k - P F Iの導入についてであります。

札幌市南区にある道立真駒内公園は、道立広域公園の中でも最も歴史が古く、周辺人口、来園者数などからも、P a r k - P F Iの導入の可能性が高い公園であると考えます。

道は、真駒内公園を含め、道立広域公園へのP a r k - P F Iの導入について、どのように取り組むのか、伺います。

○浅野貴博委員長 建設部長白石俊哉君。

○白石建設部長 道立広域公園へのP a r k - P F Iの導入についてですが、道では、道立広域公園の管理運営において、指定管理者制度を導入するなど、民間による管理手法などの活用を努めてきたところでありますが、限られた予算の中でカフェやレストランといった公園利用者のニーズに応えていくためには、民間事業者が公園の一部と収益施設を一体的に整備運営するP a r k - P F Iの導入は有効な手段と考えております。

このため、試行的に、昨年度から、道立真駒内公園におきまして地域の特産品を販売するマルシェやキッチンカーを集めた屋外イベントをこれまでに4回開催しておりまして、民間事業者の意見などを伺ってきたところでございます。

道といたしましては、今後とも、こうした取組を進めるとともに、真駒内公園を含めた全ての道立広域公園におきまして、P a r k - P F Iの導入を検討し、それぞれの特色を生かした魅力あふれる公園となるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○滝口直人委員 ただいま、試行的に昨年度から真駒内公園においてマルシェやキッチンカーを集めたイベントを4回開催し、民間事業者の意見を伺ってきており、今後こうした取組を進めるとの御答弁がありました。

民間事業者は、所有する施設等において、利用者のニーズを的確に捉え事業を展開していることから、それらの意見を踏まえ、今後、速やかに検討し、P a r k - P F Iの導入を推進していただくことをお願いします。

また、市町村が管理する公園においてもP a r k - P F Iが導入されている例があることから、これから導入を検討する市町村にとっては、道のP a r k - P F Iがモデルとなりますの

で、導入される事例などについて市町村への助言をしていただくようお願いします。

以上で私の質問を終わります。

○浅野貴博委員長 滝口(直)委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

清水敬弘君。

○清水敬弘委員 それでは、私からも、通告に基づきまして、建設分野における河川整備並びに環境に配慮した砂防事業などについて、建設部長及び各セクションの理事者にそれぞれ伺います。

御案内のとおり、近年、気候変動による気温上昇、局所的な集中豪雨などの影響で、線状降水帯の発生による大雨災害が、九州北部地方、中国地方などで頻発しております。本道も例外ではなく、先月は、危険な暑さに加え、前線の影響により、空知、上川の両管内において河川の氾濫などが発生しております。平成28年に連続台風が本道を直撃した、いわゆる28台風以降も、記録的な豪雨災害が発生しております。

他方、国が設置した、気候変動を踏まえた治水計画に係る技術検討会によりますと、この先の気候変動により、本道の平均気温が仮に2度上昇した場合には、降雨量変化倍数が1.15倍、4度上昇した場合には1.4倍と、我が国で本道が最も影響が及ぶ地域であると報告されております。このため、本道における河川整備の重要性が極めて高まっております。

河川整備におきましては、河川法に定める河川整備基本方針及び河川整備計画に基づき実施されていると承知しておりますが、本道が管理する河川の策定状況について伺います。

○浅野貴博委員長 河川砂防課長上前孝之君。

○上前河川砂防課長 河川整備基本方針などについてであります。この基本方針は、水系ごとに、水害の発生状況や河川環境の状況などを考慮し、河川整備の基本となる流量などについて長期的な視点から定めるものであり、道が管理する2級河川においては、これまで68水系で策定してきたところでございます。

また、整備計画は、基本方針に沿って、おおむね20年から30年の間に実施する河川整備の目標や工事の内容などを定めるものであり、道では、2級河川、57水系で策定したほか、1級河川、11水系の道管理区間においても策定しているところでございます。

○清水敬弘委員 ただいま河川整備計画の策定状況について伺いましたが、近年、本道各地におきまして記録的な豪雨災害が発生しております。

このような中で、道として河川整備についてどのように取り組んでいるのか、伺います。

○上前河川砂防課長 河川整備についてであります。道では、洪水により大きな被害が生じた河川や、一たび洪水が発生すれば甚大な被害が生じるおそれのある市街地を流れる河川などを優先し、河川整備計画に基づき、着実に整備を進めているところでございます。

また、整備の効果を早期に発現させるため、川幅が狭く流下能力が低いなど、氾濫の危険度が高い区間を先行して整備を行っているところでございます。

○清水敬弘委員 今ほど、河川砂防課長より、河川整備の基本方針及び具体の整備状況などにつ

いてそれぞれ伺いましたが、当面は、毎年のように発生している厳しい水害などを河川管理者が行う河川整備だけで防ぐことは大変に困難であります。そのため、万全な治水対策として、ハード事業並びにソフト事業の両面から総合的に推進することなどが、被害を最小限に抑えられるものと考えます。

道として、万全な治水対策について、今後どのように進めていく考えなのか、伺います。

○浅野貴博委員長 建設部長白石俊哉君。

○白石建設部長 今後の治水対策についてであります。近年、全国的に豪雨災害が激甚化、頻発化している中、道では、今後の気候変動の影響なども考慮した対策への転換が必要であるとの考えから、河川管理者が行う河川整備のほか、市町村が行う雨水貯留施設の整備や、森林管理者が行う保水機能を向上させるための森林整備など、あらゆる関係者が協働して流域全体で治水対策を行う流域治水の取組を進めているところでございます。

道としては、今後とも、道管理河川における堤防や遊水地の整備といったハード対策や、ハザードマップの作成支援といったソフト対策を着実に進めるなど、市町村や関係機関と連携しながら流域治水の取組を推進し、道民の皆様の安全で安心な暮らしの確保に努めてまいります。

○清水敬弘委員 今ほど、建設部長より、本道における万全な治水対策の見解などを伺いました。まさしく、激甚化、そして頻発化する豪雨の河川氾濫から人命や財産などを守るために、地域住民各層からは、これまで以上に治水安全度を高めることが強く求められております。

また、整備の完成までに多くの時間を要することから、技術、難易度の高い治水対策への理解醸成を深めると同時に、建設分野における人手不足なども解消していくことで、その効果が発揮されることから、引き続き、早期の治水対策に努めることを指摘いたします。

次に、砂防事業について伺います。

防災対策として実施されている砂防事業については、大雨により流下する土砂及び流木を確実に捕捉するなど、砂防施設の機能が十分に発揮されることなどが期待されています。一方で、本道の重要な水産資源であります、サケ、サクラマスなどの回遊魚に対して、砂防堰堤が往来の妨げになっているとの漁業関係者からの意見もあります。そのため、砂防堰堤を設置する際には、周辺の生態系に十分配慮した災害防止と自然環境保全の両立が大変重要であります。

本道が有する砂防堰堤には、透過型砂防堰堤、いわゆるスリットダム型式があると承知しております。

スリットダムは、大規模出水時において土砂や流木などの急激な流出を防止するだけでなく、平常時には土砂を流下させる機能を有するほか、魚類の往来についても大変有効であります。

現在、道が管理する透過型砂防堰堤であるスリットダムの整備状況について伺います。

○浅野貴博委員長 砂防災害担当課長寺越孝則君。

○寺越砂防災害担当課長 透過型砂防堰堤の整備状況についてであります。道では、土石流などの土砂災害を防止するため、砂防堰堤の整備を進めてきており、令和4年度末現在、1222基が

設置されているところをごさいますて、このうち、173基が透過型砂防堰堤となっております。

○清水敬弘委員 ただいまの回答によりまして、本道では、透過型砂防堰堤であるスリットダムがそれほど多くは整備されていないことが分かりました。

一方で、不透過型と言われる従前の砂防堰堤の場合では、下流から上流へのつながりが分断されることで、とりわけ魚類への影響が大きいものと考えますが、道としてどのような見解であるか、伺います。

○寺越砂防災害担当課長 魚類への影響についてであります。道では、砂防堰堤の整備に当たりましては、魚類の生息状況などの環境調査を実施し、上下流の連続性の確保が必要と判断される箇所において不透過型の砂防堰堤を整備する場合には、魚道を併設することとしているところをごさいます。

○清水敬弘委員 今ほど砂防災害担当課長より砂防堰堤における見解を伺いましたが、沿岸部の地域からは、現在の貴重な回遊魚における生息環境の保全を求める声があることを承知しております。

本道が有する溪流には、豊かな自然環境が数多く残されており、将来にわたり従前の自然環境を保全することが極めて大切であると考えます。そのため、道として、災害防止と自然環境保全の両立について、どのような形で実現していく考えなのか、伺います。

○浅野貴博委員長 土木局長瀧川雅晴君。

○瀧川土木局長 災害防止と自然環境保全との両立についてでございますが、土砂災害から道民の生命や財産を守るためには、災害を未然に防止する砂防施設等の整備が重要であると認識しております。

また、道内の貴重な自然環境は、かけがえのない財産であり、溪流は、多くの動植物が生息、生育する大切な場所でもありますことから、将来にわたって適切に保全していくことが必要だと考えております。

道といたしましては、新たな砂防堰堤の整備に当たっては、生態系に十分配慮するとともに、既存の砂防堰堤におきましても、必要に応じ、スリット化や魚道の設置を行うなどして、災害防止と自然環境保全との両立に努めてまいります。

○清水敬弘委員 今ほど、土木局長より、砂防堰堤整備におきましては、環境調査を実施し、生態系に十分配慮した施設整備に努めていく旨の見解を伺いました。

本道においては、透過型砂防堰堤が十分に活用されていない状況にあります。とりわけ、鋼製部材を用いていくスリットダムは、流木を捕捉する機能が高いことで知られており、28台風が直撃した十勝地方では、当時、流木の流出による漁業被害が多く発生したと承知しておりますが、引き続き、地域要望に十分配慮し、透過型砂防堰堤でありますスリットダムの活用を図ることなどを指摘し、私の質問を終えたいと思います。

○浅野貴博委員長 清水(敬)委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

赤根広介君。

断することとしており、長寿命化が困難で改築が必要な場合は、施設を管理する部局と連携し、建物の使われ方などを把握した上で、ZEBとして整備を進めます。

また、ZEBの整備に当たりましては、指針に基づき、外壁や窓などの断熱性能の強化などのほか、太陽光の利用や自然通風により照明や換気のエネルギーを削減するなど、徹底した省エネルギー化を図るとともに、太陽光発電設備の設置など、再生可能エネルギーを導入いたします。

○赤根広介委員 建築物の脱炭素化を図るためには、市町村や民間建築物などの脱炭素化を進めることも必要であります。

道では、昨年4月に「DOゼロカーボン建築サポートセンター」を設置し、建築物の脱炭素化の取組を全道へ普及展開することとしており、大変重要な取組と考えるところであります。

設置から1年半ほど経過したわけではありますが、この間、どのような取組を行ってきたのか、その成果や課題と併せて伺います。

○菅原施設整備・脱炭素化担当課長 「DOゼロカーボン建築サポートセンター」についてですが、道では、道総研建築研究本部及び北海道建設技術センターと連携いたしまして、サポートセンターを建築局に設置し、建築物の脱炭素化に関する相談への対応や研修会の開催などに取り組んできたところございまして、これまでに35件の相談が寄せられ、国などの支援制度に関することや太陽光発電設備の設置方法などについて助言してきたところでございます。

また、研修会につきましては、道総研の研究者などを講師といたしまして、市町村や建築設計事務所などを対象に、ZEBの設計ポイントや国の補助事業の活用事例などをテーマとして開催してきたところございまして、参加者からは、業務の参考になった、継続的に開催してほしいなど、多くの意見が寄せられておりますことから、今後も定期的に研修会を開催することとしております。

○赤根広介委員 こうした取組についても、今後ますます関心が高まっていくことが想定されますので、引き続き、しっかり対応していただきたいと求めておきます。

この指針に基づき、脱炭素化に計画的に取り組むことが急務であります。さらには、全道へ建築物の脱炭素化の取組を普及展開することも併せて重要であります。今後、道としてどう取り組むのか、所見を伺います。

○浅野貴博委員長 建設部建築企画監細谷俊人君。

○細谷建設部建築企画監 今後の取組についてですが、指針では、道有建築物のエネルギー消費量から二酸化炭素排出量を推計し、取組の進捗を確認することとしており、ZEB化や改修による省エネルギー化の効果を見極め、新たな知見や技術を適宜、導入するなどして、道有建築物の脱炭素化を着実に進めてまいります。

また、「DOゼロカーボン建築サポートセンター」を活用し、建築物の脱炭素化に関する相談への対応や実務者に役立つ研修会の開催などに加え、道の取組で得られた知見や成果を市町村や民間事業者の皆様と共有することにより、全道への普及展開を促すなど、ゼロカーボン北海道の実現に向けた本道の建築物の脱炭素化を推進してまいります。

○赤根広介委員 ぜひ、今御答弁いただいた、いわゆる見える化にしっかり取り組み、普及促進を図っていただきたいと思ひますし、あわせて、予算の獲得にも頑張つていただきたいということをおし述べさせていただきます。

次に、住まいのゼロカーボン化推進事業についてであります、さきの第2回定例会で1億4100万円が予算計上され、議決をされたわけであります。この間、同趣旨の制度を求めてきた我が会派としては、大いに評価をするところであります。

そこで、本事業は、市町村が行う補助に対するものであることから、市町村にどれだけ活用されるかが重要であります。

まずは、現在までの市町村の活用状況について伺ひます。

○浅野貴博委員長 建築指導課長清水浩史君。

○清水建築指導課長 補助の活用状況についてであります、市町村が、住まいのゼロカーボン化推進事業を活用するに当たり、道では、実施する事業が補助金の交付対象に該当することを確認するため、事前に協議を受けているところでございます。

現時点で、「北方型住宅ZERO」の新築につきましては、登別市、滝上町、鹿追町の3市町、既存住宅の省エネ改修につきましては、旭川市、美瑛町などの11市町、太陽光パネルと蓄電池設備の導入につきましては、苫小牧市、音更町などの9市町との協議を終え、これらの市町では活用の準備が整っているところでございます。

○赤根広介委員 登別市をはじめ、着実に広がっているなということをお実感するわけですが、この事業の推進に当たり、より多くの市町村の参画が重要であります。

その連携にどう取り組み、事業への参画を増やそうとするのか、また、新たに参画する市町村の見込みについてもお伺ひいたします。

○浅野貴博委員長 住宅局長高橋信二君。

○高橋住宅局長 市町村との連携についてであります、道では、これまで、市町村が本事業を円滑に活用できるよう、制度創設後、速やかに説明会を開催したほか、本年7月に、全ての市町村に対し、活用意向などに関するアンケート調査を実施し、今年度から活用する意向のある市町村とは個別に協議を行っているところでございます。

また、この調査におきましては、来年度以降に本事業を活用する意向のある市町村が全道の約4割を占めており、引き続き、市町村に対し個別に助言を行いますほか、全道会議などのあらゆる機会を捉えて、住宅の省エネ等による効果と併せて、本事業の周知を図り、より多くの市町村における補助制度の創設や拡充を促進してまいります。

○赤根広介委員 引き続き、市町村としっかり連携して事業を進めていただきたいと思ひますが、一方で、この事業の財源となるゼロカーボン北海道推進基金の在り方をめぐり、これまでの議会議論におきましても、どのような事業に基金を充当するかは、各年度の予算編成の中で検討していく考え、事業効果の検証を行うとともに、基金を活用する事業の柱立てや基金の活用期間の目安、基金の活用に関する基本的な方針は、来年度予算に反映させるようなスピード

感を持って検討を進めると知事が述べており、いまだにその在り方が判然としないのが私としては非常に気になる点であります。

そこで、この事業に関しましては、例えば、本年度は、選挙年でありましたので、どうしてもスタートが遅れることも少なからず影響すると思っておりますので、本年度の申請件数や予算の執行状況だけで事業効果というものを推しはかるべきではないと考えるわけではありますが、事業効果をどのように考えているのか、伺います。

○清水建築指導課長 事業の効果についてであります。本事業は、省エネ性能の高い住宅の新築や既存住宅の省エネ改修等を促進するものであり、多くの方々に活用していただくことはもとより、本事業を通じて、省エネ化によるメリットなどを広く知っていただくことが重要と考えているところでございます。

このため、道では、市町村に対して事業の活用を促すとともに、道のホームページなどの広報媒体のほか、今月開催した「ほっかいどう住宅フェア2023」の場などにおいて本事業の周知を図っており、今後、新築住宅のオープンハウスや、省エネ改修の具体的な内容とその効果を示す普及資料などを通して、住宅の脱炭素化の取組を道民の皆様にも広く周知していく考えでございます。

○赤根広介委員 ぜひ、登別の新築物件が完成した暁には、皆さんで視察に訪れていただきたいとお願いを申し上げるところではありますが、この第3回定例会が終われば、まさに新年度予算の編成作業も本格化していくわけではありますが、事業を所管する建設部として、次年度の事業をどう進めようとされているのか、伺います。

○清水建築指導課長 事業の進め方などについてであります。市町村へのアンケート調査によりますと、来年度から本事業の活用を検討している市町村の中には、現在、補助制度を有していない市町村も含まれていることから、建設部といたしましては、来年度の事業実施に向けて、改めて、市町村を対象とした説明会を開催するとともに、補助要綱の策定や制度の運用に向け、個別に助言するほか、予算要求前に市町村の事業要望を確実に把握し、市町村が円滑に事業を実施できるよう、来年度に向け準備を進めてまいります。

○赤根広介委員 積雪寒冷の北海道におきましては、ゼロカーボン北海道の実現に向けて、住宅の脱炭素化は非常に重要な取組と考えるわけではありますが、道として、今後どのように取り組んでいくのか、所見を伺います。

○細谷建設部建築企画監 今後の取組についてであります。積雪寒冷な本道において、ゼロカーボン北海道の実現に向け、住宅の脱炭素化は重要な課題であり、道では、昨年、高い省エネ性能と再エネを取り入れた住宅を「北方型住宅ZERO」と位置づけるとともに、現在、この先導的な取組の普及推進を図るため、南幌町におきましてモデル団地を展開しているところでございます。

また、本年7月には、「北方型住宅ZERO」の新築や、既存住宅や集会所の省エネ改修などに対し、市町村と連携して補助を行う、住まいのゼロカーボン化推進事業を創設したところであ

り、今後、より多くの市町村における補助制度の創設や拡充を促進するとともに、住宅の省エネ化がもたらす快適性やメリットなどにつきまして、道民の皆様に広く知っていただき、住宅分野の脱炭素化の取組を全道に広げてまいります。

○赤根広介委員 今、建築企画監から御答弁いただいたように、これを全道にさらに広げていくためには、やはり、予算のさらなる拡充というものが必要不可欠と考えるわけでありますが、一方で、基金の在り方が判然としないわけでありますので、この基金については、しっかりと皆さんに成り代わって経済部に問いただしてまいりたいと思いますので、私に一任をいただければと思います。

以上で質問を終わります。

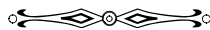
○浅野貴博委員長 赤根委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

以上で通告の質疑並びに質問は終わりました。

これをもって、建設部及び収用委員会所管に関わる質疑並びに質問は終結と認めます。

理事者交代のため、このまま暫時休憩いたします。

午前 11 時 休憩



午前11時4分開議

○浅野貴博委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1. 水産林務部所管審査

○浅野貴博委員長 これより水産林務部所管部分について審査を行います。

質疑並びに質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

大越農子君。

○大越農子委員 私からは、最初にALPS処理水の海洋放出について伺います。

国は、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉を進めるためには、ALPS処理水の処分は先送りできない課題として、専門家等の意見を踏まえ、海洋放出する基本方針を決定し、安全性の確保や風評対策の徹底に加えて、国内外での丁寧な説明や情報発信に努めてきたと承知をしております。

7月に公表された国際原子力機関——IAEAの報告を踏まえた閣議決定に基づき、8月24日、東京電力はALPS処理水の放出を開始しましたが、これに反発した中国は、同日、日本産水産物の全面的な輸入停止に踏み切り、現在もこの措置が継続しており、漁業関係者や多くの方が不安を抱えております。

7月からの中国による輸入水産物に対する放射性物質の全量検査に加えた輸入停止措置は、科学的根拠に基づかないものであり、到底認められませんが、中国に多くの水産物を輸出している本道の水産業に重大な影響を与えると考えます。

私も、昨日、オホーツク管内を訪れ、地元の漁業関係者の方々から深刻な現状を伺ったところでもあります。

【第2分科会 9月29日 第2号】

輸入停止後の状況や道の対応などについて、以下、数点伺います。

昨年の道内港からの道産水産物の輸出額は833億円となっており、このうち、中国は、ホタテガイを中心に532億円を占め、最大の輸出先となっておりますが、輸入停止後の輸出の状況について伺います。

○浅野貴博委員長 水産食品担当課長小林成行君。

○小林水産食品担当課長 道産水産物の中国への輸出状況についてであります。昨日公表された財務省の貿易統計によると、1月から8月までの道内港からの中国向け輸出金額の累計は、前年の339億円を8%下回る312億円となっております。

また、8月分だけを比較いたしますと、前年の59億円を大幅に下回る19億円となっており、このうち、ホタテガイは、前年を71%下回る15億円となり、形態別では、貝殻ごと凍らせた冷凍両貝は78%減少の8億円、冷凍貝柱製品は77%減少の3億円、活・生鮮は、前年の0.1億円に対し、輸出実績なしとなっております。

○大越農子委員 大変深刻な数値が表れているところでございますけれども、道では、中国による輸入停止措置を受け、生産・流通・加工関係者、行政機関で構成する、道産水産物流通・輸出に係る連絡協議会を立ち上げたと聞いていますが、関係者からどのような意見が寄せられているのか、伺います。

○小林水産食品担当課長 道産水産物に係る連絡協議会についてであります。道では、中国が講じた日本産水産物の輸入停止措置を受け、生産・流通・加工関係者や国などで構成する、道産水産物流通・輸出に係る連絡協議会を8月29日に立ち上げ、生産・価格動向や課題などを関係者と情報共有してきたところでございます。

これまで、関係者の方々からは、ホタテガイについて、中国向け貨物が通関できず日本に戻されている、一時保管する冷凍庫に余裕がなくなっている、一部の漁協で水揚げ量を制限している、産地価格が下落している、また、高級水産物を中心に単価の下落が見られるなどといった御意見や、中国による輸入停止措置の即時撤廃を求める、国が水産物を直接買い取る仕組みを検討してほしい、一時買取り・保管の申請者要件の緩和が必要であるといった御意見をいただいております。その内容は、国に情報提供するとともに、庁内の関係部局で情報共有を図っているところでございます。

○大越農子委員 例えば、昨日、オホーツク管内で伺った在庫の状況でありますけれども、オホーツク・宗谷管内では、在庫は、対前年比で約2倍と。中でも、冷凍両貝等は3.5倍の在庫を抱えているようでございます。こういった数字は日々変わっていくわけありますから、このようにきめ細やかな数字をしっかりと把握するように求めるところでございます。

中国の輸入規制により、ホタテガイなど道産水産物の大きな販路が失われたわけですが、他国に輸出するにしても、その国の食文化や製品の規格などを考慮するなど、実現までには相当の期間を要することから、まずは国内での消費を喚起することが必要と考えます。

道では、「食べて応援！北海道」キャンペーンとして、消費喚起の取組を実施していると承知

していますが、その内容について伺います。

○浅野貴博委員長 水産基盤整備担当局長藤田瑞代君。

○藤田水産基盤整備担当局長 消費喚起のキャンペーンについてでございますが、本道では、中国向けの水産物の輸出が停止し、物流の停滞により、ホタテガイを中心に価格の低下が生じており、道産水産物の消費の喚起が喫緊の課題となっております。

このため、道では、「食べて応援！北海道」キャンペーンとして、大手量販店や小売店、飲食店へ参加、協力を働きかけ、各店が独自に実施する水産物のフェアにおいて、道が提供する共通ロゴや知事メッセージを使用していただくほか、社員食堂やふるさと納税、道庁SNSを活用したPRに加え、どさんこプラザに特設コーナーを設置し、さらに、オータムフェストでのPRなど、市町村とも連携し、キャンペーンの輪を広げるなど、ホタテガイを含む道産水産物の販売促進や消費喚起に努めているところでございます。

以上です。

○大越農子委員 具体的に、オータムフェストでのPRなど、市町村とも連携してキャンペーンの輪を広げていただいているとの御答弁をいただきました。

昨日もオホーツクで新鮮なホタテを試食させていただきましたけれども、まさに、本当に本道のホタテはすばらしいものだなと思えました。ぜひ新鮮なうちに食べていただきたいと思えます。在庫が長引いてしまうということは、そのままブランド価値を毀損してしまうおそれがありますので、しっかりと消費喚起について取り組んでいただきたいというふうに思います。

道は、今定例会に道産水産物緊急消費喚起事業に関する経費を提案していますが、既決予算も含めた事業の具体的な内容について伺います。

○浅野貴博委員長 水産局長近藤将基君。

○近藤水産局長 事業内容についてでございますが、国は、一部の国、地域の輸入規制強化等を踏まえ、このたび総額1007億円の「水産業を守る」政策パッケージを取りまとめましたが、詳細の実施要件等が明らかにされておらず、事業の審査、採択までには一定の時間を要するものと考えられております。

このため、道では、今定例会で提案した補正予算案により、漁業者団体が緊急的に取り組む道内外の量販店における販売促進活動のほか、家庭での消費拡大につなげるため、首都圏や札幌市など大都市圏の公共交通機関での広告やSNSを活用し調理方法を紹介する情報の発信などによる支援を行うとともに、既決予算を活用し、オーストラリアやベトナム、タイにおける輸出プロモーションや、インバウンド向けのPRを実施するなど、道産水産物の国内外での消費喚起に迅速に取り組んでまいります。

以上でございます。

○大越農子委員 まず、迅速に、今すぐ行えるものとして、国内消費の喚起に力を入れていただきたいかなというふうに思っております。

首都圏や札幌市など大都市圏での広告という御答弁がございましたけれども、特に本道の最大

消費地である札幌市との連携を求めたいなというふうに思っております。私は札幌市民の一人でありませけれども、まだまだ潜在力がございます。

ホタテがおいしいから食べようということのみならず、水産業は、本道の宝であること、全道民が一丸となって守っていかなければならないこと、これを札幌市民をはじめ市町村の皆様にしつかり伝えてもらいたいなというふうに思っております。

最大の輸出先国である中国の輸入停止措置を踏まえ、国の対策が示されたところでございますが、道においても、今回提案されている補正予算も活用した早急な対策が求められます。

道としては、厳しい現状を踏まえ、今後どのように対応するのか、伺います。

○浅野貴博委員長 水産林務部長山口修司君。

○山口水産林務部長 今後の対応についてでございますが、道では、今定例会に提案しております補正予算により、まずは、全国の量販店での消費喚起や販売促進への支援など、国内での消費拡大に取り組むとともに、海外における輸出プロモーションなどを積極的に進めてまいります。

また、「食べて応援！北海道」キャンペーンとして、社員食堂や道内の量販店において道産水産物を提供するPRなどに取り組んでいるほか、関係団体に対しまして、国の支援策の活用を促進し、速やかに学校給食への食材として提供ができるよう必要な協力を行うほか、労働力の確保や機械導入による加工能力の強化、新たな輸出先国の開拓など、国内外での消費の拡大や輸出先国の多角化といった総合的な取組を加速してまいります。

さらに、協議会や地域で頂いた御意見や御要望をしつかり国に伝え、支援策が本道水産業の実情を踏まえた内容となるよう強く働きかけるなど、関係者の皆様が将来にわたり安心して事業を継続できるよう、各般の対策を迅速かつ適切に講じてまいります。

○大越農子委員 部長から御答弁をいただきましたけれども、国による対応を待つばかりではなくて、道においても、できることは全てやる、今すぐやるという姿勢が求められると思います。

学校給食への食材提供ができるよう必要な協力を行うという御答弁もいただきましたけれども、実際、国では、学校給食や自衛隊での提供などを働きかける動きがございます。

しかしながら、実際には、カロリー計算や価格の問題など、受入れ側ですり合わせなければならない課題というのは非常に多くあると考えます。道が主導的にその課題解決に動くべきであると私は考えますので、しつかり対応をお願いいたします。

中国による輸入停止措置は、今後、長期化することも想定され、本道の水産業に大きな影響を与えることが懸念されますことから、改めて知事にお伺いしたいと考えますので、委員長、お取り計らいのほどをよろしくお願い申し上げます。

次に、トドによる漁業被害対策について伺います。

日本海地域では、スケトウダラやイカなどの主要魚種の減少や、漁業者の減少、高齢化など、漁業を取り巻く環境は非常に厳しい状況となっております。

また、近年、トドなどの海獣類による漁業被害は減少傾向にあるものの、依然として大きな被害であると聞いております。

漁業被害に対する有効な対策として、平成26年に国が定めたトド管理基本方針に基づいてトドの駆除が行われていますが、来年9月からは新たな方針の下で行われると聞いています。

トドによる漁業被害の現状やトド管理基本方針の見直しについて伺います。

道の調査によりますと、令和4年度のトドによる漁業被害額は約7億9000万円となっており、ピークとなる平成25年度の約19億8000万円と比べ、約6割、11億9000万円と大幅に減少していますが、被害額の減少した要因について、道はどのように考えているのか、伺います。

○浅野貴博委員長 水産振興課長佐々木剛君。

○佐々木水産振興課長 トドによる漁業被害についてであります。トドの来遊は、統計を取り始めた平成16年度以降、おおむね6000頭程度で推移しており、漁業被害額は、平成25年度の約20億円のピークに比べると減少しておりますが、令和2年度は5億5100万円、3年度は7億4900万円、4年度は7億8900万円と、依然として被害が発生している状況にあります。

被害額が減少した要因については、国の研究機関や大学の研究者によると、採捕数の増加や追い払いの効果のほか、被害の受けにくい強化網の普及、さらには、沿岸海域より沖合にニシンなどが豊富なことで、刺し網や定置網漁業が行われている沿岸へのトドの来遊、いわゆる寄りつきによる食害や漁具被害が減ったためと推測されております。

○大越農子委員 国が定めたトド管理基本方針による採捕期間は、平成26年9月から10年間の来年8月までとされているため、来年の秋からは、新たな方針の下で駆除が行われるものと聞いています。

現在、国では、新たな方針策定に向けて作業が進められていると思いますが、新たなトド管理基本方針の策定に向けた検討状況について伺います。

○佐々木水産振興課長 新たなトド管理基本方針についてであります。国は、現行の管理基本方針の見直しに向け、道や青森県、研究機関、道漁連、環境保全団体などの有識者で構成されるトド管理検討会を令和3年に設置し、最新の科学データに基づき、トド資源の管理目標や評価手法などについて検討するとともに、今年8月、全道で現地意見交換会を開催し、漁業関係者などから被害の実情を伺うとともに、新たな基本方針の策定に当たっての基本的な考え方に対し、意見を聴取したところであります。

国は、今後、こうした意見も踏まえながら、検討会において、トド資源の管理目標の設定や採捕枠などの具体的な管理方法を検討し、令和6年9月を目途に、6年度から5年間を管理期間とする新たなトド管理基本方針を策定することとしております。

○大越農子委員 令和6年9月を目途に新たなトド管理基本方針を策定するという御答弁をいただきましたけれども、それに向けては、やはり、現地の漁業者の御意見に耳を傾けるという姿勢が必要であらうかなというふうに思います。

先月、全道各地で漁業者等との現地意見交換会が開催されたと伺っておりますが、出席者からはどのような意見が出たのか、伺います。

○佐々木水産振興課長 現地意見交換会についてであります。8月に、札幌市や稚内市、留萌

市などの全道5か所で、地域の漁業者や漁業団体などの関係者が出席し、国が主催する意見交換会が開催されたところであります。

出席者からは、刺し網漁業を中心に、トドによる漁業被害は依然として大きく、来遊期には操業を中止せざるを得ないという実態をはじめ、採捕枠の十分な確保や国の責任による漁業者ハンターの育成確保といった、採捕数の増加につながる実効性のある取組のほか、休漁に伴う所得補償制度の創設など、トドによる漁業被害を受けている地域の実情を踏まえた意見や要望が出されたところであります。

○大越農子委員 漁業者様からの生の声に、引き続き、しっかりと耳を傾けていただきたいというふうに思います。

現地意見交換会での漁業者等の意見なども踏まえ、新たなトド管理基本方針の策定に向けて、道としてはどのように対応し、今後、トドによる漁業被害の対策にどのように取り組んでいくのか、伺います。

○浅野貴博委員長 水産林務部技監兼全国豊かな海づくり大会推進室長津久井潤君。

○津久井水産林務部技監兼全国豊かな海づくり大会推進室長 トドによる漁業被害対策についてであります。トドによる漁業被害を軽減させるためには、科学的根拠に基づき、採捕による適切な個体数管理を行うことが最も効果的であることから、道では、漁業関係者などの意見を踏まえ、関係団体と連携し、国が策定を進める新たな管理方針において必要な採捕枠が確保されるよう、国に強く求めてまいります。

また、今後とも、海上作業に慣れた漁業者ハンターの育成確保に加え、離島と本土との連携による一斉駆除や来遊状況に応じた地域間の採捕枠の柔軟な融通など、効果的な採捕体制づくりに努めるとともに、漁具被害を軽減するため、被害を受けにくい定置網の導入に支援するほか、被害に対する補償など、新たな支援制度の創設を国に粘り強く働きかけるなど、被害対策を着実に推進し、漁業者が安心して漁業を営めるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○大越農子委員 御答弁いただきましたように、採捕枠を十分に確保していくということが非常に大事ではないのかなというふうに思っております。今後も、漁業関係者等の意見によく耳を傾けていただいて、新たな管理基本方針の策定に向けて、しっかり進めていただきたいというふうに思います。

次に、ブルーカーボンについて伺います。

今月16日から17日にかけて、釧路管内厚岸町で、「守りぬく 光輝く 豊かな海」をテーマに、全国豊かな海づくり大会が開催されました。

本大会の開催や様々な情報発信により、豊かな海の恵みを次世代につなげていくため、栽培漁業はもとより、環境の保全に関する取組などに対する道民の理解が深まり、これらの活動の機運醸成にもつながったものと考えます。

豊かな海の恵みを享受していく上で欠かすことのできない藻場、干潟は、水産資源の増殖にも

大きな役割を果たしていることに加え、カーボンニュートラルに向けた吸収源対策の一つとしても期待されており、ブルーカーボンの取組により、その双方に寄与していくことが重要であると考えます。

本定例会において、我が会派の代表質問に対し、知事からは、ブルーカーボンに関する推進方向を年度内に定める旨の答弁がありました。

以下、道の取組などについて伺います。

ブルーカーボン生態系には、マングローブや塩性湿地、海草の藻場、海藻の藻場があると聞いています。

その中でも、藻場、干潟は、豊かな海を支える場として、本道にとって重要な役割を果たしていますが、道は、藻場、干潟の保全や造成を図るため、どのように取り組んできたのか、伺います。

○浅野貴博委員長 漁場事業担当課長神田謙治君。

○神田漁場事業担当課長 藻場、干潟の保全、造成についてであります。藻場、干潟は、漁業生産の場のみならず、水産資源を育む場でもあり、また、窒素やリンなどの取り込みによる水質浄化機能を持ち、加えて、二酸化炭素の吸収源として期待されるなど、極めて重要な役割を果たしております。

道では、これまで、国の水産基盤整備事業により、ウニ、昆布の漁獲や魚類の産卵、生育の場となる藻場や、アサリなどの生息の場となる干潟の造成を計画的に進めるとともに、水産多面的機能発揮対策事業を活用し、漁業者が取り組む、昆布の胞子を放出する母藻の設置や干潟の環境を改善するための耕うんなど、藻場、干潟の保全活動に支援をしております。ハードとソフトの事業を組み合わせた効果的な藻場、干潟の保全、造成に取り組んできたところであります。

以上です。

○大越農子委員 ブルーカーボンは、新たな吸収源として各国で検討されていますが、道の取組を進める上でも、国の情勢を把握しておく必要があると考えます。

ブルーカーボン生態系による炭素貯留に係る国内の検討状況について伺います。

○浅野貴博委員長 成長産業化担当課長石川傑君。

○石川成長産業化担当課長 国内の検討状況についてであります。国連の気候変動枠組条約の締約国は、1年間に排出、吸収する温室効果ガスの量を取りまとめた温室効果ガスインベントリの提出が義務づけられており、我が国では、ブルーカーボン生態系における吸収量のインベントリへの計上に向けて、標準的な算定方法を示した国際的なガイドラインを踏まえつつ、検討が進められております。

こうした中、本年4月に国連へ報告したインベントリでは、我が国で初めて、ブルーカーボンの一つであり、主に沖縄県や鹿児島県に広がるマングローブ林における吸収量2300トンを計上したところであります。

一方で、本道周辺に広く分布しているアマモ等の海草や、昆布、ワカメ等の海藻の藻場におけ

る吸収量については、現在、国の水産研究・教育機構を中心として、算定方法や吸収係数など、吸収量の評価手法が検討されているところであります。

○大越農子委員 マングローブ林における吸収量が2300トンということで、本道に広く分布している海草や海藻の藻場における吸収量についても非常に期待がされるところでございますけれども、この吸収量の評価手法の検討状況の情報を今後もしっかりきめ細やかに取っていただくようお願い申し上げます。

道では、本道におけるブルーカーボンに関する取組を推進するため、昨年度、北海道ブルーカーボン推進協議会を設立し、先日、2回目の協議会を開催したと聞いていますが、どのような議論が行われてきたのか、伺います。

○浅野貴博委員長 水産成長産業化担当局長村木俊文君。

○村木水産成長産業化担当局長 協議会での検討状況についてでございますが、道では、本道におけるブルーカーボンの取組を推進するため、道内における二酸化炭素吸収量の評価や各地の取組の活性化策などについて、国の研究機関や大学、漁業関係団体などの有識者から助言をいただく場として、昨年11月に北海道ブルーカーボン推進協議会を設置したところであります。

本年7月に開催した協議会では、吸収量算定の考え方に関する最新の知見に加え、民間団体が独自に運営するJブルークレジットの認証状況やクレジットの活用事例、さらには、北海道開発局が取り組む吸収量算定の調査について情報提供いただいたほか、今後の取組の推進に向けた意見としまして、道のブルーカーボンについての考え方を整理し、道民の皆様などに示していく必要があるなどの意見をいただいたところでございます。

以上でございます。

○大越農子委員 北海道は全国一の藻場面積を有しており、本道の優位性を発揮しながらゼロカーボン北海道の実現に寄与するためにも、ブルーカーボンの取組を積極的に推進していく必要があると考えます。

道としては、今後、推進方向の策定を含め、どのように取り組んでいくのか、最後に伺います。

○山口水産林務部長 今後の取組についてでございますが、ブルーカーボンの取組は、水産生物の生育環境の保全はもとより、吸収源対策にも寄与する重要な取組であり、その推進に当たりましては、漁業者や市町村、試験研究機関、民間企業といった幅広い関係者の方々が緊密に連携しながら進めていくことが必要と考えております。

このため、道では、クレジットの取得促進に向けて、今年度から、本道の代表的な海藻である昆布を対象に、雑海藻駆除や養殖の取組をモデルとした吸収量の算定に試行的に取り組むこととしております。

また、こうした成果や国の検討状況、協議会での御助言などを踏まえながら、藻場の保全、創造に係る道の役割、本道における吸収量のポテンシャル、地域における取組促進の考え方などを整理した推進方向を年度内に取りまとめ、北海道らしいブルーカーボンの取組を一層推進し、水

産分野におけるゼロカーボン北海道の実現と環境と調和した水産業の振興を図ってまいります。

○大越農子委員 部長から、藻場の保全、創造に係る道の役割、本道における吸収量のポテンシャル、また、地域における取組促進の考え方など、三つの推進方向をお示しいただきました。感謝を申し上げる次第でございます。

御承知のとおり、北海道は全国一の藻場面積を有しております。北海道での推進状況が、日本のブルーカーボン、ひいては、カーボンニュートラルに直結するというふうに思っておりますので、今後もしっかり対応していただきたい、取り組んでいただきたいということを強く求めまして、私からの質問を終わります。

○浅野貴博委員長 大越委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

清水敬弘君。

○清水敬弘委員 それでは、私からも、林業分野における情報通信技術の活用などについて、それから、水産分野につきまして、水産林務部長並びに各セクションの理事者にそれぞれ伺います。

まず、森林エリアの見える化について伺います。

道では、スマート林業を推進するため、林業機械の導入支援などを行っているとは承知しておりますが、衛星やドローンなどを用いて森林情報を効率的に把握し、森林エリアの見える化を進めていく必要があると考えますが、道の認識とこれまでの取組について伺います。

○浅野貴博委員長 森林計画課長山口博央君。

○山口森林計画課長 森林情報の把握についてであります。森林の整備を計画的に進めるためには、森林の位置や境界の情報に加え、森林内に生育する樹木の本数や種類、太さなどの森林情報を把握することが不可欠であります。これまでは、人力による現地調査が主体となっており、多くの時間と労力を要しておりますことから、ICTなど新たな技術の活用により、省力化を図るとともに、取得したデータを有効に活用し、森林の管理や整備の効率化につなげていくことが重要であります。

このため、道では、ドローンや衛星などにより取得した画像や航空レーザー計測のデータなどを活用いたしまして、森林情報を把握する技術の検証を進めるとともに、市町村や森林組合などを対象に、検証結果の普及に向けた実演会を開催するなど、森林の情報を効率的に把握できる技術の活用に向け、取り組んでまいります。

以上でございます。

○清水敬弘委員 次に、林業におけるヒグマ対策についても伺います。

本定例会の一般質問で、我が会派の同僚議員からも、林業におけるヒグマ対策に関する質問がありました。道からは、事業者に対して引き続き注意喚起を図っていく旨の答弁がりましたが、ヒグマ対策とは、遭遇を未然に防ぐことはもとより、林業現場であっても目撃情報を関係者間でいち早く共有するため、通信環境が整っていない山林内における連絡体制を整備、強化する

ことが最も重要であると考えます。

ヒグマの生息域で作業に従事しなくてはならない、林業現場におけるヒグマ対策をどのように進めているのか、道としての所見を伺います。

○浅野貴博委員長 林業振興担当課長笹岡英二君。

○笹岡林業振興担当課長 林業におけるヒグマ対策についてであります。ヒグマは森林を生息域としているため、林業に従事する方々のヒグマによる人身事故を防止することが重要な課題となっています。

このため、道では、遭遇を回避するための対策として、林業事業者向けに定期的に発行している情報誌を活用し、市町村が提供しているヒグマの出没に関する情報を事前に確認することや、単独行動を避け、複数人で作業することなどの基本的なルールを周知しているほか、遭遇した際の対策として、ヒグマを撃退するスプレーの導入に支援しているところでございます。

また、携帯電話が通じない森林内においても、広範囲に通信が可能な衛星通信トランシーバーのモニター調査を昨年度から実施し、作業現場でヒグマを目撃した場合や足跡などの痕跡を発見した場合には、関係者間で迅速に情報を共有して、危険な区域から避難するなど、ヒグマ対策への活用についても検討しているところであります。引き続き、安全、安心な就労環境の確保に向け、林業におけるヒグマ被害の防止に努めてまいります。

以上でございます。

○清水敬弘委員 先ほどの森林の見える化についての質問にも関連しているのですが、衛星通信トランシーバーやICTなどの情報通信技術の最大活用により、精度を上げた森林情報の周知、共有、まさしく見える化が、林業従事者へのさらなる安全、安心の就労環境のみならず、ヒグマ被害を最小限に抑えることにも起因すると思います。引き続き、林業分野における総合対策を進めていくことを指摘いたします。

次に、水産業、林業における人材確保対策についても伺います。

昨今、少子・高齢化などを背景とした人口減少には歯止めがかかりません。生産年齢人口そのものが減少していることはもとより、先ほどの建設分野、水産業・林業分野のみならず、全業種、あらゆる分野においても人手不足が極めて深刻化しております。

道として、漁業研修所や北森カレッジなどにおいて、人材の育成確保に励んでいることは承知しております。しかし、問題の根本解決までには至っておらず、人材不足の解消は、働く環境の整備並びに処遇改善、外国人労働者の活用なども有効と考えられている一方で、課題も同時にあると考えております。

今後も、本道の水産業・林業現場が持続的に発展するために、人材確保対策は喫緊の課題であり、早急な対応策が求められております。そのため、道としてこの課題にどのように取り組んでいくのか、見解を伺います。

○浅野貴博委員長 水産林務部次長渡辺敦司君。

○渡辺水産林務部次長 人材の確保についてであります。少子・高齢化が進む本道では、深刻

な人手不足が課題となっており、水産業や林業が地域の基幹産業として持続的に発展していくためには、漁業生産や森林づくりの現場を担う人材を確保育成するとともに、安心して働き続けられる環境を整備する必要があります。

このため、道では、漁業研修所におきまして、漁業を志す者を対象に漁業の基礎知識や資格取得に向けた研修等を実施するとともに、北森カレッジにおいては、即戦力となり、将来、企業等の中核を担う人材の育成に向けました実践的な実習等に取り組んでおります。

また、水産関係団体と連携いたしまして、漁業就業支援フェアの開催や就業希望者の長期研修への支援を行いますとともに、屋根つき岸壁や防風柵の整備など、就労環境の改善を図るほか、林業従事者の確保に取り組む地域協議会におきまして、本道の森林、林業の魅力発信に加えまして、就業体験や高校への出前講座などを実施いたしますとともに、スマート林業の推進を通じた作業負担の軽減にも取り組んでいるところでございます。

さらに、外国人材の活用につきましては、道内の漁村では、既に多くの技能実習生などを受け入れておりますので、地域において重要な存在となっておりますことから、関係団体と連携し、実習状況の確認や実習生からの相談を受けるなど、働きやすい環境づくりを進めておりますほか、林業分野での活用に向け必要となる技能検定の試行に関係団体と連携して取り組んでおりまして、引き続き、これらの施策を通じ、将来にわたって本道の水産業や林業を支える人材の確保と育成を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○清水敬弘委員 今ほど次長より見解を伺いました。まさしく、全力を尽くし、あらゆる取組を進めるとのことですが、本件につきましては、大変重要な課題であり、知事の所見も直接伺いたいと存じますので、浅野委員長のお取り計らいをお願いいたします。

続きまして、ALPS処理水の海洋放出に伴う海洋生態系及び水産業への様々な影響などについて伺います。

まず、有機結合型トリチウムの存在や認識について伺います。

有機結合型トリチウムとは、当初、無機のトリチウム水としてタンク内に貯蔵されていたものが、長期間貯蔵されている影響で、タンク内の微生物が、時間経過と化学変化などにより、有機結合型トリチウム水になるとされておりまして、海洋放出されたALPS処理水にも含まれている可能性があり、魚介類などの海洋生態系への影響について懸念されますが、道の認識と所見を伺います。

○浅野貴博委員長 水産食品担当課長小林成行君。

○小林水産食品担当課長 有機結合型トリチウムについてであります。トリチウムは、三重水素と呼ばれる水素の放射性同位体であり、酸素と結びつき、トリチウム水として、水とほとんど同じ性質の液体として存在し、雨水や海水、水道水など、自然界に広く身の回りに存在しております。

一方で、炭素や水素でつくられた化合物である有機物においては、水素原子がトリチウムと置

【第2分科会 9月29日 第2号】

き換えられる場合があるとされており、このような物質は、有機結合型トリチウムと呼ばれております。

国では、福島第一原発の建屋に流入する地下水に微量の有機物が含まれていることから、タンク内のトリチウム水の一部が有機結合型トリチウムとなっている可能性は否定できないものの、魚介類などの生物内に取り込まれても、最終的に全てが体外に排出されるとしております。

○清水敬弘委員 今ほど、水産食品担当課長より、有機結合型トリチウムにおける現状認識を伺いました。

有機結合型トリチウムについては、魚介類に選択的に取り込まれることで、体の成分として、長い間、滞留することが問題視されております。御案内のとおり、最終的に全てが体外に排出されるということではありますが、長い間、滞留することが問題視されております。いわゆる海洋生態系における食物連鎖と体内濃縮であります。

通常稼働の原発から排出されるトリチウム水は、魚介類の体内濃縮における生体内の半減期が12日程度とされているのに対し、福島第一原発でALPS処理を行い、海洋放出される有機結合型トリチウム水が、仮に魚介類に取り込まれた場合の半減期は、40日から1年でございます。

40日から1年もの間、体内成分として滞留されていることから、事業実施主体の東電はもとより、国においても、引き続き、詳細なモニタリング調査を公表することはもとより、水産庁の委託を受けモニタリング調査を実施する宮城県多賀城市や民間団体、みやぎ生活協同組合の独自調査なども真摯に受け止め、影響に対する関係者の懸念を払拭することを道として粘り強く要請することなどを指摘しておきます。

次に、本道水産物の出荷・販売状況についても伺います。

道では、道産水産物の安定的な流通、輸出などに向けた取組を検討するため、道産水産物流通・輸出に係る連絡協議会を設立し、関係者からの意見などを収集しながら影響把握に努めていると承知しております。

ALPS処理水海洋放出後における本道水産物の出荷・販売状況はどうなっているのか、伺います。

○小林水産食品担当課長 道産水産物の出荷・販売状況についてであります。中国の輸入停止措置により、漁業をはじめ本道経済に大きな影響が生じており、道では、生産、加工、流通などの関係者で構成する協議会を立ち上げ、生産や価格動向、各分野での課題などを情報共有するとともに、意見交換を行っているところでございます。

これまで、関係者の方々からは、ホタテガイについて、中国向け貨物が通関できず日本に戻されている、いわゆるシップバックが発生している、一時保管する冷凍庫に余裕がなくなっている、一部漁協で水揚げ量を制限している、産地価格が下落しているなどの道産水産物の出荷、販売で影響が生じているとの御意見を伺っているところでございます。

○清水敬弘委員 次に、不足が見込まれております冷凍倉庫や保管庫への対応についても伺います。

A L P S 処理水の海洋放出に関する庁内連絡会議が実施する関連産業への状況調査では、加工業者各社とも冷凍倉庫のホタテ在庫が積み増しされている、あるいは、在庫消化が進まない一方、ホタテの水揚げ自体は順調で、加工と保管に係るコストがかさんでいるなど、関係者から切実な声が届いております。

私自身、オホーツク管内の清里町の出身でございます。道立水産試験場、あるいは、ホタテのおいしさを熟知している一人であります。そのため、当面するこれらの課題について、道はどのように対応していくのか、伺います。

○浅野貴博委員長 水産基盤整備担当局長藤田瑞代君。

○藤田水産基盤整備担当局長 当面の対応についてでございますが、オホーツク海を中心にホタテガイの生産が進む中、シップバックもあり、地域によっては一時保管する冷凍庫に余裕がなくなるなど、物流の停滞によって産地価格にも影響が生じており、消費喚起と販売促進が喫緊の課題であると認識しております。

このため、道では、今定例会に提案している補正予算案を活用し、漁業者団体が緊急的に実施する、量販店における販売促進や大都市圏の公共交通機関でのPRなどを支援するとともに、「食べて応援！北海道」キャンペーンとして、量販店や小売店、飲食店へ参加、協力を働きかけ、各店が実施する水産物のフェアにおいて道が提供する共通ロゴを使用していただくほか、社員食堂で道産水産物を提供するPRなどを行っているところがございます。今後とも、関係機関と連携し、国の支援事業も活用しながら、道産水産物の国内消費の拡大に取り組んでまいります。

以上でございます。

○清水敬弘委員 ただいま御答弁をいただきましたが、国と道における支援対応などについても伺います。

道では、既決予算に加え、本定例会におきまして道産水産物緊急消費喚起事業に係る補正予算を提案し、総額で約1億円余りの対策を講じました。このたびの道の支援対応は、極めて迅速かつ的確な措置であったと考えますが、この緊急対策を講じることとなった背景や経過などについて伺います。

一方で、国が追加支援を講じました「水産業を守る」政策パッケージについては、予算額の総額提示ばかりで、スピード感が全くないとの声が、水産業現場、漁業生産現場から相次いでおります。このため、国の対応について、道はどう認識し、そして、今後においては、どのような形で国とともに対応する考えなのか、併せて伺います。

○浅野貴博委員長 水産局長近藤将基君。

○近藤水産局長 国などの対応についてでございますが、国では、水産物の販路拡大や一時保管への支援などの需要対策基金として300億円、新たな魚種・漁場開拓等に係る漁具等への支援などの事業継続基金として500億円のほか、海外販路開拓や加工能力強化などの207億円を加えた、総額1007億円の「水産業を守る」政策パッケージを取りまとめましたが、詳細な実施要件等が明

らかになっておらず、事業の審査、採択までには一定の時間を要するものと考えられますことから、道では、漁業者団体が緊急的に実施する消費喚起や販売促進の取組へ支援する補正予算を今定例会に提案したところでございます。

これまで、道では、漁業者団体と連携しながら、国に対し、万全の風評被害対策を講じるよう繰り返し求めてきたところであり、今般の政策パッケージには、漁業生産から流通、加工、消費拡大に至る総合的な支援策が示されたものと考えており、今後とも、協議会などにおける御意見、御要望を国とも共有し、支援策が本道の実情に即した形で早期に活用可能となるよう強く求めてまいります。

以上でございます。

○清水敬弘委員 今後の中長期的な対策についても併せて伺いたいと思います。

道では、緊急的な対応として、道産水産物の消費拡大に向けた取組を支援するため、道産水産物緊急消費喚起事業を提案した経過などについては、今ほど水産局長から伺いました。

一方で、さきの調査結果におきましては、加工業者から、在庫の消化ができないため、収入がなく、今後の資金繰りを懸念するなどの声もあり、喫緊の消費拡大対策はもとより、今後においては、中長期的な視野に立って、息の長い対策を行うことも必要であると考えますが、道のこの先についての見解を伺います。

○浅野貴博委員長 水産林務部長山口修司君。

○山口水産林務部長 今後の対策についてであります。道では、中国の輸入停止措置を受け、漁業者や中小企業者の皆様に対して、資金繰り支援などに関する特別相談窓口を開設し、道の低利な融資制度を紹介しているほか、「食べて応援！北海道」キャンペーンとして、社員食堂やふるさと納税を活用したPRなどを進めているところでございます。

引き続き、関係団体と連携をし、道による消費拡大のための緊急対策に続きまして、国の政策パッケージも切れ目なく活用しながら、加工分野における人材確保や作業の効率化に資する機器導入促進、海外における輸出プロモーションなどに取り組むなど、庁内関係部局とも連携をしながら、道産水産物の消費拡大や加工処理体制の強化、輸出先国の多角化を進めるとともに、国の支援策が本道の実情に沿った形で運用されるよう国に求めるなど、地域の基幹産業である漁業や流通加工業の皆様が今後とも安心して事業を継続できるよう全力で取り組んでまいります。

○清水敬弘委員 今ほど、水産林務部長より、力強いお言葉と現況課題、この先の対策などを伺いました。御案内のとおり、我が国最大の水産物供給地域である本道の秀逸な水産物が、まさしく、今、極めて厳しい窮状にさらされているわけであります。

本件については、大変重要かつ喫緊の課題であり、知事の所見も直接伺いたいと存じますので、浅野委員長のお取り計らいをお願い申し上げます。

次に、環境と調和した水産業の展開などについて伺います。

まず、海獣類による漁業被害の状況及び対策について伺います。

トドの採捕については、国の基本方針に基づき実施されていると承知しておりますが、海獣類

とその他にも呼称されるトド以外のアザラシ、オットセイなどに関わる本道の漁業被害の状況について伺います。

また、道のこれまでの対策と、今後、それらの課題に対してどのように取り組む考えなのか、併せて伺います。

○浅野貴博委員長 水産振興課長佐々木剛君。

○佐々木水産振興課長 トドなど海獣類による漁業被害対策についてであります。本道における海獣類による漁業被害額は、平成25年度の25億9000万円をピークに、近年、減少傾向にありますものの、日本海地域や根室管内を中心に、昨年度においても、トドで7億9000万円、オットセイ、アザラシで2億8000万円、合計で10億7000万円と、依然として多くの被害が発生し、漁業経営に大きな影響を与えているところであります。

道としては、引き続き、海上作業に慣れた漁業者ハンターの育成や破られにくい強化定置網の導入などに支援するほか、漁業団体などと連携し、国が令和6年9月を目途に策定を進めている新たなトド管理基本方針において、必要な採捕枠の確保を求めるとともに、海獣類による漁業被害を補償する新たな支援制度の創設を粘り強く働きかけるなど、将来にわたって漁業者の皆様が安心して漁業を営めるよう取り組んでまいります。

○清水敬弘委員 同様に、漁業系廃棄物への対策についても伺います。

道は、令和4年度から漁業系廃棄物リサイクル促進事業を実施しており、これまでリサイクルが進んでいなかった漁網やロープなどの漁業系廃棄物における実証実験や普及啓発に取り組んでいると承知しております。

そのため、事業実施に伴うリサイクルの状況並びに今後の対応などについても伺います。

○佐々木水産振興課長 漁業系廃棄物のリサイクルについてであります。道が毎年実施している水産系廃棄物発生量等調査では、ホタテ貝殻や魚類残渣、廃漁網などの廃棄物を再利用している割合を示す循環利用率は、全体で94.5%となっております。廃漁網やロープなどの漁具は、付着物の除去やナイロンなどの素材ごとの分別が必要であり、漁業現場における作業や費用負担が大きいことから、再利用は26.3%にとどまっており、7割を超える漁具が埋立てや焼却処分されております。

このため、道では、漁業系廃棄物の適正処理やリサイクルの取組を推進するため、北海道漁連や再資源化のノウハウを有する企業と連携し、昨年度の漁網に続き、本年度はロープを対象としたリサイクル実証試験に取り組み、簡易な処理方法を開発し、マニュアルを作成、普及するとともに、再生ナイロン樹脂を使用した漁業用かっぱやスニーカーなどの製品を広く紹介するなど、廃棄される漁具の循環利用を進めてまいります。

○清水敬弘委員 今まで、広大な海においては、廃棄することにあまり抵抗感がなかった漁業生産者、あるいは漁業関係者がいたやに聞きます。しかし、今は、我が事の問題として捉えていくべきあり、漁業の廃棄物あるいはリサイクル事業に対して強く推進をお願いしたいと存じます。

次に、ICT技術を活用した漁場の把握や画像分析についても伺います。

【第2分科会 9月29日 第2号】

道は、令和2年度より、昆布を対象に、ICT技術を活用して、ドローンの撮影調査並びに空撮画像により漁場などを把握する画像分析技術などの前衛的な開発に取り組んできたと承知しております。

そのため、現在の進捗状況並びに今後の取組などについても伺います。

○浅野貴博委員長 成長産業化担当課長石川傑君。

○石川成長産業化担当課長 昆布漁場を把握する取組についてであります。本道の昆布生産量は、平成元年の3万3000トンピークに、近年では、令和2年と3年がそれぞれ1万2000トン、4年は1万1000トンと減少傾向にあり、ホンダワラやスガモなどの雑海藻の繁茂により、天然昆布の漁場が減少していることが主な減産要因と考えているところであります。

このため、道では、海藻の種類や分布状況など、漁場の変化をより迅速かつ的確に把握するため、昆布の主要産地である渡島、日高、釧路、根室、宗谷の5地区において、ドローンで漁場を空撮し、その画像の色彩や明暗から、雑海藻と昆布の分布を解析する技術開発を進めておりますが、現在のところ、昆布と一部の海藻の正確な判別が難しいといった課題がありますことから、引き続き、さらなるデータの蓄積とAI解析により、システム全体の精度向上と実用化を進め、適切な漁場管理と雑海藻駆除の効率化による昆布の生産の回復と安定につなげてまいります。

○清水敬弘委員 最後になりますが、ICT水産業も含めた形で、ブルーカーボンの推進について伺います。

国は、令和2年度から6年度までの5年間で、全国における藻場の分布を構成種タイプ別に分類し、ブルーカーボンの貯留量の算定に必要な吸収係数評価モデルを藻場のタイプ別に開発することとしております。このため、現在の国の実施状況などについて伺います。

また、本道におきましては、本年度から、北海道ブルーカーボン推進事業と銘打ち、雑海藻駆除の取組に加え、漁港内の昆布藻場の造成についてもモデル的に取り組むことを承知しております。このため、道の実施状況や中長期的な課題などについても併せて伺います。

○山口水産林務部長 ブルーカーボンの取組などについてであります。国は、二酸化炭素の吸収源として注目されているブルーカーボンの活用を図るため、令和7年度を目途に、藻場、干潟等による炭素固定技術を開発し、実用化することとしておまして、現在、海草や海藻の藻場における吸収量について、国の研究機関を中心に、全国9海域における吸収係数など、吸収量の評価手法が検討されております。

このような中、道では、国の検討状況を踏まえながら、クレジットの取得促進に向けて、今年度、新たに、本道を代表する海藻である昆布を対象に、雑海藻駆除や養殖をモデルとした吸収量算定の調査に着手したところでございます。

また、本道において、中長期的にブルーカーボンの活用を図っていくためには、漁業者や市町村、企業など、多くの方々がブルーカーボンに関する理解を深めながら取り組むことが重要と考えておまして、我が国最大の藻場面積を有する本道のポテンシャルを最大限発揮できるよう、関係者の方々と連携協働しながら取組を進めまして、環境と調和した水産業の振興を図ってまい

ります。

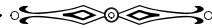
○清水敬弘委員 今ほど、水産林務部長から、ブルーカーボン推進における中長期スパンでの課題とこの先の推進についての見解を伺いました。部長、御案内のとおりでございます。まさしく我が国最大の水産物供給地域である本道は、同時に、我が国最大の藻場面積を有する唯一無二の広域自治体でございます。

そのため、この先も、豊かな海と豊かな海洋資源、そして、ブルーカーボン推進に資する海洋生態系、環境生態系を育むためには、関係者の理解が何よりも必要であります。引き続き、本道の水産振興とともに歩んできた浜の暮らしを守り抜くことを強く指摘し、私の質問を終えたいと思います。

○浅野貴博委員長 清水(敬)委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後0時8分休憩



午後1時12分開議

○山根まさひろ副委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

水産林務部所管に関わる質疑並びに質問の続行であります。

滝口直人君。

○滝口直人委員 通告に従いまして、順次質問させていただきます。

初めに、蘭越町の地熱資源調査についてであります。

三井石油開発が、地熱資源開発のため、蘭越町の道有林内で行っていた掘削事業箇所における水蒸気噴出について、先月、井戸へのセメント注入による埋め戻し作業が終了し、鎮圧作業が完了したと承知しております。

井戸周辺の森林においては、変色や樹木が枯れているように見える状況が確認されており、地域の住民から影響を心配する声も聞かれています。

道有林を所管する水産林務部として、これまでの対応などについて、以下、伺ってまいります。

まず、水蒸気噴出後、鎮圧作業が完了するまでの間、どのように対応してきたのか、伺います。

○山根まさひろ副委員長 道有林課長宮谷勇君。

○宮谷道有林課長 水蒸気噴出後の対応についてであります。道では、令和4年4月から地熱調査事業用地として蘭越町の道有林の一部を事業者へ貸し付けており、本年6月29日に、掘削中の井戸から水蒸気が大量に噴出したとの一報を受け、同日、後志総合振興局の森林室職員が現地確認を行い、事業者に対し、掘削などの許認可を受けている部署の指示に従い、安全管理など適切な措置を講ずるよう求めたところでございます。

【第2分科会 9月29日 第2号】

また、7月10日には、白濁した噴出水の河川への流入を防止するため、他の井戸へ送水するパイプラインの敷設に必要な土地の使用について事業者と協議を行ったほか、現地が保安林に指定されていることから、事務手続について指導を行ったところです。

7月19日には、職員がドローンにより上空から撮影を行うとともに、鎮圧作業が完了するまでの間、事業者から現地の画像の提供を受けるなど、周辺森林の現況の把握に努めてきたところでございます。

以上でございます。

○滝口直人委員 鎮圧作業が終了し、現地確認が可能となったと考えますが、井戸周辺の森林は、現在、どのような状況になっているのか、伺います。

○宮谷道有林課長 井戸周辺の森林の状況についてであります。道では、水蒸気噴出の鎮圧作業が完了した後、事業者と協議を行った上で、森林室の職員が現地を確認したところでございます。

水蒸気が噴出した井戸周辺は、国定公園に指定され、傾斜が緩やかで、カンバ類を主体とする広葉樹の天然林が広がっており、風下に当たる井戸の北側では、噴出した水蒸気の影響を受け、広範囲にわたって葉が落ちている樹木が多く見られる一方、風上に当たる南側では、生育状況に大きな変化は見られなかったところでございます。

道としては、健全に見える樹木であっても、今後、樹勢が衰えるおそれがあるほか、葉が落ちている樹木については、翌年には新たな葉を出し回復する可能性があり、現時点では樹木が枯死したと判断できないことから、継続して生育状況を確認していく必要があると考えております。

以上でございます。

○滝口直人委員 事業者は、今後、環境影響評価会を立ち上げ、水蒸気噴出による環境等への影響について調査を進めると聞いていますが、道としては、道有林を所管する立場から、今後どのように対応していく考えなのか、伺います。

○山根まさひろ副委員長 森林環境局長寺田宏君。

○寺田森林環境局長 今後の対応についてでございますが、事業者からは、今後、第三者機関として、土壌や森林分野などの専門家が参画する環境影響評価会を設置し、自然環境への影響評価を行うとともに、周辺環境のモニタリングに関する計画を策定するとの説明を受けてございます。

道では、道民共通の財産であります道有林を所管する立場から、こうした影響評価に必要な森林の状態や区域を自ら把握する必要がありますことから、9月12日から13日にかけて、ドローンにより森林を上空から広範囲にわたって撮影し、事業者と情報を共有したところでございます。

今後は、井戸周辺の森林の原状回復に向けまして、評価会における検討状況や道総研林業試験場からの助言を踏まえまして、事業者に対しまして必要な措置を講ずるよう求めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○**滝口直人委員** ただいま、森林の原状回復に向け、評価会における検討状況や林業試験場からの助言を踏まえ、事業者に対して必要な措置を講ずるよう求めるとの御答弁がありました。今後、策定される周辺環境のモニタリングに関する計画の実施を速やかに行っていただき、林業試験場などの関係機関と連携し、道民の財産である道有林の管理を的確に行っていただくことをお願いします。

次に、道産建築材の利用拡大についてであります。

本道の森林づくりを推進するためには、現在、利用期を迎え、出材量の増加が見込まれる道産木材をしっかりと利用することが重要であります。

木材の主要な需要先である建築分野では、資材や設備の価格高騰などにより、住宅着工戸数が減少傾向で推移する一方で、国際情勢の目まぐるしい変化を背景に、輸入材の調達に対する不安があることから、道産建築材の利用を拡大する好機でもあると考えています。

そこで、以下、道産建築材の利用について伺ってまいります。

初めに、道内における木造住宅着工戸数の推移について伺うとともに、主に建築材として利用されているトドマツについて、製材工場における製材の出荷量や原木の在庫量などの状況について併せて伺います。

○**山根まさひろ副委員長** 木材産業担当課長野村具弘君。

○**野村木材産業担当課長** 道産建築材の需給状況などについてであります。国の建築着工統計によりますと、道内における木造の新設住宅着工戸数は、平成29年の2万1800戸から令和4年は1万5900戸と、この5年間、減少傾向で推移しており、本年1月から7月までの累計は7900戸、前年比89%と減少しております。

また、道が実施している製材工場動態調査では、道内製材工場におけるトドマツ、エゾマツの本年1月から7月までの製材出荷量の累計は17万9000立方メートルで、前年比87%と減少しており、7月の原木在庫量は22万立方メートル、前年同月比146%と増加しているところです。

以上でございます。

○**滝口直人委員** 住宅着工戸数が減少傾向にある中、住宅分野における道産建築材の利用拡大に向け、道ではどのように取り組んでいるのか、伺います。

○**山根まさひろ副委員長** 林業木材課長立原泰直君。

○**立原林業木材課長** 住宅における道産木材の利用についてであります。道内において建築材などの木材需要が減少する中、道では、木材関係の団体や企業などが参画する協議会において、住宅分野などにおける道産建築材の利用を拡大するための方策について検討を行っており、委員からは、木の温かみや香り、リラックス効果、柱、はりの質感、道産広葉樹の床の色合いなど、道産建築材を使用した住宅の魅力について、幅広く発信していくことが重要との意見が多く寄せられたところです。

このため、道としては、工務店や建築関連団体などと連携し、道産建築材を使用した住宅の見

学会を実施するとともに、住宅情報誌を活用し、優れた設計、デザインのPRを行うほか、住宅関連のイベントをはじめ、道庁本庁舎や道議会庁舎において、「HOKKAIDO WOOD」のパンフレットやパネルにより、木材利用の意義を普及するなど、住宅での道産木材の利用の促進に努めているところであります。

○滝口直人委員 住宅をはじめとした建築物での道産建築材の利用を拡大していくためには、安定供給体制を構築し、継続して利用してもらうことが重要となります。

道は、今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

○山根まさひろ副委員長 林務局長野村博明君。

○野村林務局長 今後の取組についてであります。世界的に木材の流通状況が変化し、輸入材の安定的な確保が懸念される中、道内の住宅メーカーなどにおきまして、道産建築材への転換の動きが見られますことから、道産木材の安定供給体制の構築と利用の定着を図ることが必要であります。

このため、道では、高性能林業機械を活用した作業システムの普及やスマート林業の推進などにより、効率的な原木の供給を促進するほか、国の事業を活用し、今後、出材量の増加が見込まれるトドマツの大径材を加工できる製材機械や木材乾燥施設などの導入に支援するとともに、小規模な製材工場が生産した乾燥前の木材を、大規模な工場やプレカット工場で乾燥し、寸法精度の高い建築材を生産する取組を促すなど、品質や性能の確かな道産建築材を安定供給できる体制づくりを進めてまいります。

また、工務店や設計士などに対し、道産木材をふんだんに使用した住宅や、「HOKKAIDO WOOD BUILDING」に登録された宿泊施設、コンビニ、郵便局などの優れたデザインや木の良さといった魅力を発信するなど、建築物における道産木材の利用拡大を図ってまいります。

○滝口直人委員 ただいま、今後の取組として、輸入材の安定的な確保が懸念される中、道内の住宅メーカーなどにおいて、道産建築材への転換の動きが見られている、道産材の安定供給体制の構築と利用の定着を図ることが必要とのことから、高性能林業機械を活用した作業システムの普及、スマート林業の推進などにより、生産性の向上の取組を促すとの御答弁がありました。

新設住宅着工戸数は、本年1月から7月までで前年比89%減少し、7月の原木在庫量は前年同月比146%と増加しているなど、市況は大幅に悪化しております。この状況が長く続けば、製材工場をはじめとする林業事業体の当面の経営に大きな影響を及ぼすことが危惧されておりますので、足元の取組についてもしっかりと対策を講じていただくようお願いいたします。

次に、森林整備事業における造林事業についてであります。

杉をはじめとする人工林は、本格的な利用期を迎え、主伐、再造林の循環利用、間伐等の適切な森林整備が行われているところですが、物価高騰などによって、事業費における森林所有者の自己負担が増加し、事業の取組への意欲低下が懸念されています。

ゼロカーボン北海道の実現のためにも、造林事業の取組を推進することが必要と考えますの

で、以下、伺います。

森林整備事業の補助金の算出に当たり、道では、標準単価を設定しておりますが、どのような考え方に基づいて設定しているのか、伺います。

○山根まさひろ副委員長 森林整備課長渡邊訓男君。

○渡邊森林整備課長 標準単価についてであります。国は、森林整備事業の実施に当たり、毎年度、都道府県に対し、植林や下草刈り、間伐などの作業種ごとに、ヘクタール当たりの作業の人工数などの標準的な作業工程を示しております。

道では、国が示す作業工程を基本に、道内各地域で実施している作業の実態調査の結果を踏まえて補正し、道で使用する標準単価を毎年度、設定しているところでございます。

以上でございます。

○滝口直人委員 燃料費や労務費が高騰していますが、標準単価にどのように反映されているのか、伺います。

○渡邊森林整備課長 労務費などの上昇への対応についてであります。国は、植林や間伐などの作業の実態を把握するため、全国で現地調査を実施し、毎年度、作業工程のほか、チェーンソーや刈り払い機、高性能林業機械で使用する燃料や機械の損料などの諸経費を調査し、都道府県に示す作業工程に反映していると承知しております。

道では、労務費については、国が定める北海道地区の労務単価を適用しているほか、苗木価格については、道内の苗木生産者の団体が作成している価格表を参考にするなど、労務費や資材費の上昇分についても標準単価に反映するよう努めているところでございます。

○滝口直人委員 標準単価の設定に当たっては、物価の上昇を反映しているとのことですが、北海道は広く、地域によって地形などの現場状況が異なるため、地域の実情に応じた単価設定の導入が必要と考えますが、道の所見を伺います。

○山根まさひろ副委員長 森林計画担当局長加納剛君。

○加納森林計画担当局長 地域の実情に応じた単価の設定についてであります。道では、地域の実情を反映できるよう、作業現場の傾斜や下草の種類などに応じて、標準単価を複数設定しているところでございます。

道といたしましては、今後とも、森林所有者や森林組合などの関係者の方々の声を伺うとともに、地形や植生などの作業条件の違いをはじめ、近年、導入が進む高性能林業機械の使用状況なども把握し、地域の様々な現場条件に対応できるよう、標準単価の適切な設定に努めてまいります。

以上でございます。

○滝口直人委員 ただいま、道として、森林組合などの関係者の声を伺い、地形などの作業条件の違いをはじめ、高性能林業機械の使用状況を把握し、様々な現場条件に対応できる標準単価の適切な設定に努めるとの御答弁がありました。

標準単価の設定の考え方をしっかりと森林組合などに御説明いただき、事業実施に当たっての

【第2分科会 9月29日 第2号】

生産性向上を推進することにより、採算性の改善を図り、確実な事業執行ができるよう、適切な標準単価の設定をお願いします。

次に、森林整備の推進についてであります。

道内の人工林資源は、本格的な利用期を迎えており、増加が見込まれる伐採、さらには、伐採後の植林を着実に実施していく必要がありますが、一方で、担い手不足が懸念されており、計画的に森林整備を推進するためには、省力化、低コスト化が重要と考えます。

以下、森林整備に向けた取組について伺ってまいります。

初めに、伐採作業の省力化、低コスト化に向けた道のこれまでの取組について伺います。

○立原林業木材課長 伐採作業の省力化などについてであります。道内の人工林の多くが利用期を迎え、伐採などの作業量の増加が見込まれる中、本道では、60歳以上の林業従事者の割合が3割を占め、今後、熟練者の退職などによる労働力不足が懸念されていることから、伐採作業の省力化を進めていくことが必要であります。

このため、道では、国の事業を活用し、高性能林業機械の導入に支援しているほか、オペレーターの育成や高性能林業機械を活用した効率的な作業システムの普及に努めているところであります。

さらに、本年度からは、ICTハーベスタが採材時に取得するデジタルデータを木材加工工場と共有し、木材の生産、流通の効率化を図る実証を行うとともに、森林資源を把握するドローンや、丸太の本数や太さを自動計測するタブレット端末といったICT機器の購入費用に支援するなど、スマート林業の推進により、伐採作業の省力化、低コスト化に取り組んでいるところでございます。

○滝口直人委員 林業機械の能力を十分に発揮させ、効率的に作業を行うためには、機械の搬入や移動、生産した木材の運搬などに使用する林内の路網が重要になってきます。

これまでの路網の整備状況について伺います。

○山根まさひろ副委員長 路網整備担当課長羽角修司君。

○羽角路網整備担当課長 路網の整備状況についてであります。道では、北海道森林づくり基本計画において、森林1ヘクタール当たりの路網延長を、令和2年度の63.7メートルから令和13年度には68メートルとする整備目標を掲げております。

これまで、幹線となる林道やトラックが走行できる林業専用道は道や市町村が、ハーベスタやフォワーダといった林業機械が走行する森林作業道は森林組合や林業事業体などが、国の事業等を活用して計画的に整備を進めており、令和4年度末の1ヘクタール当たりの路網延長は64.1メートルとなっております。

以上でございます。

○滝口直人委員 林内路網については、これまで計画的に整備してきたとのことですが、スマート林業の導入など、林業を取り巻く環境も変化しており、ICTハーベスタなどが効率的に稼働できるよう、林道はもとより、森林作業道も含めた路網配置の在り方を検討していく必要がある

と考えます。

道としては、どのように対応していくのか、伺います。

○羽角路網整備担当課長 路網配置の在り方についてであります。今後、伐採量の増加に伴う木材輸送量の増加や高性能林業機械のさらなる普及、ICTハーベスタを活用した木材生産といったスマート林業の進展が見込まれるため、こうした林業機械やトラックが効率的に稼働できるよう、路網配置の在り方を検討し、地域の実情に応じた作業システムを定着させる必要があります。

このため、道では、本年10月をめどに、道のほか、国や試験研究機関などで構成するワーキングチームを設置し、ICTハーベスタで丸太を生産して、フォワーダで集材し、トラックで輸送する際の幹線となる林道や林業専用道、支線となる森林作業道の最適な組み合わせ方の検討に必要な調査項目を整理することとしており、その結果を踏まえ、スマート林業の実証試験地における現地調査や関係者からの意見聴取を行い、モデルとなる路網配置を検討してまいります。

以上でございます。

○滝口直人委員 次に、植林作業の省力化については、機械化を進めることはもとより、取扱いが容易なコンテナ苗などの活用を促進し、作業の効率化を図ることも必要と考えます。

道としては、どのように対応するのか、伺います。

○渡邊森林整備課長 植林作業の省力化についてであります。植林作業は、依然として人力が主体で、従事者が減少傾向にあることから、作業の機械化とともに、冬季を除き、長期間にわたって植林が可能で、作業の平準化が期待できるコンテナ苗などを積極的に活用することが重要と考えております。

このため、道では、ドローンを活用した苗木運搬や測定の普及を図るとともに、GPS機能を搭載した植林用機械の実証などに取り組んでまいります。

また、北海道コンテナ苗利用拡大推進方針を本年3月に改定し、令和10年度の利用・生産目標を300万本から500万本に見直したところであり、苗木生産者に対し、コンテナ苗の増産に向けたビニールハウスなど生産施設の整備に支援するほか、森林組合などを対象として、コンテナ苗の利点や特徴を理解していただく現地検討会を開催するとともに、植付けや運搬用の器具の導入に支援するなど、機械化の促進やコンテナ苗の利用拡大に取り組み、植林作業の効率化を図ってまいります。

以上でございます。

○滝口直人委員 道内各地域において、省力化、低コスト化に向けた林業機械の導入や機械化に適した路網の整備、コンテナ苗の利用など、新たな技術を取り入れた森林整備を定着させるためには、事業者や森林所有者の方々の理解促進が重要と考えます。

道としては、どのように取り組んでいくのか、伺います。

○山根まさひろ副委員長 森林活用課首席普及指導員兼林業普及担当課長小南雅誉君。

○小南森林活用課首席普及指導員兼林業普及担当課長 新たな技術の普及についてであります。

が、ICTハーベスタやドローン、コンテナ苗などの新たな技術を森林整備に取り入れていくためには、森林組合や森林所有者に省力化や低コスト化といった導入効果を実感していただき、理解を深めることが重要です。

このため、道では、道総研林業試験場や森林管理署と連携し、ICTハーベスタによる木材生産や自走式下草刈り機械などの実演会を各地域で開催するとともに、森林組合などを訪問し、ドローンの操作技術をはじめ、画像データを活用した森林資源の把握や、森林作業道の整備計画の作成方法について普及するほか、植林した時期にかかわらず、おおむね良好な生育状況を示すコンテナ苗の実証試験地の調査結果について広く情報発信するなど、新たな技術を取り入れた森林整備の定着に向け、森林組合などの理解の促進に努めてまいります。

○滝口直人委員 計画的な森林整備を推進し、ゼロカーボン北海道の実現につなげるためにも、必要な予算を十分に確保しながら、省力化、低コスト化を推進することが必要と考えます。

道として、今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

○山根まさひろ副委員長 水産林務部長山口修司君。

○山口水産林務部長 今後の取組についてであります。本道では、カラマツやトドマツなど、人工林の多くが利用期を迎え、今後、伐採や伐採後の植林など事業量の増加が見込まれる一方、担い手不足が懸念されておりまして、計画的に森林づくりを進めていくためには、機械化や省力化の一層の推進が重要であります。

このため、道では、試験研究機関や関係団体などと連携し、森林整備の省力化などの必要性について理解醸成を図りながら、コンテナ苗の利用拡大と植林作業の機械化にスピード感を持って取り組むほか、ICTハーベスタによる木材生産といったスマート林業の進展にも的確に対応できるよう、モデル的な路網配置を新たに検討してまいります。

また、本道の森林整備に必要な予算が十分確保されますよう、市町村や関係団体の皆様と一体となって国に働きかけるなど、本道が有する全国一豊かな森林を将来の世代に引き継いでいけるよう、しっかり取り組んでまいります。

○滝口直人委員 ただいま、部長より、道では、関係団体などと連携し、森林整備の省力化などの必要性について理解醸成を図り、コンテナ苗の利用拡大と植林作業の機械化に取り組み、スマート林業の進展に対応できるよう、モデル的な路網配置を新たに検討するとの御答弁がありました。

人工林が利用期を迎える中、伐採や植林などの事業量の増加が見込まれることから、林道をはじめとする路網の整備が必要との声があります。

市町村は、森林組合等が事業主体となる路網整備については、市町村の財政負担が必要となることから路網整備がなかなか進んでいない状況にあると考えます。森林整備に必要な予算を十分に確保されますとともに、引き続き、国への働きかけをお願いして、私の質問を終わります。

○山根まさひろ副委員長 滝口(直)委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

赤根広介君。

○赤根広介委員 それでは、通告に従い、水産業の振興についてであります。先ほど来議論があります中国政府の輸入停止措置に関して伺いをしております。

既に、風評被害ではなくて、深刻な実害が出ているわけでありましたが、緊急的な対策はもとより、この問題が長期化することも想定して、先を見据えた対応についても同時に取り組む必要があると考えるところであります。

そこで、中国に輸出をされていた殻つきホタテガイの量と、そこからさらに再輸出されていたホタテの輸出先と量をまず伺います。また、あわせて、ホタテをはじめとした水産物の価格動向と今後の見通しについても伺います。

○山根まさひろ副委員長 水産食品担当課長小林成行君。

○小林水産食品担当課長 中国向け輸出についてであります。道内港から中国向けに輸出された殻つきホタテガイの輸出量は、令和3年に7万8900トンだったものが4年には8万9600トンと増加しております。

輸出されたホタテガイは、中国国内で消費されるほか、一部は、バーベキューなどの加熱料理に適するよう加工され、正確な数量については明らかになっておりませんが、国によると、アメリカ向けに殻つき換算で3万トンから4万トン輸出されていると推定しております。

また、価格の動向と今後の見通しについてであります。道が立ち上げた協議会において、関係者からは、ホタテガイなどの在庫の増加による価格下落を懸念する声や、これまで中国に輸出されていたキンキやウニなどの高級鮮魚を中心に、販売価格が前年と比べ4割から5割ほど下落しているとの意見が寄せられているほか、国が公表した水産物価格動向の聞き取り結果によると、道内のホタテガイの取引価格は、7月中下旬で1キログラム当たり195円だったものが、8月には173円に下落しております。

中国による輸入停止が長期化した場合、今後、さらなる下落が懸念されることから、道としては、引き続き、価格の動向を注視してまいります。

○赤根広介委員 今、推定ではありますけれども、いわゆる再輸出でアメリカに行っているのが3万トンから4万トンと。一部報道では、2022年にはこれが金額で147億円以上に上るといような報道もありますので、確実な需要先と言えらると思います。一方で、相当深刻な影響が出ているということも承知をいたしました。

そこで、国は、「水産業を守る」政策パッケージを公表しているわけですが、これらの支援はどのように実行されていくのか、そのスケジュールも併せて伺います。

○小林水産食品担当課長 国の政策パッケージについてであります。国では、水産物の販路拡大などの需要対策基金として300億円、新たな魚種・漁場開拓への支援などの事業継続基金として500億円、海外販路開拓や加工能力強化などの207億円を加えた総額1007億円の「水産業を守る」政策パッケージを取りまとめたところであり、支援に当たっては、国が選定した団体が申請を受け付け、需要対策基金に基づく事業は既に受付を行っているものの、他の事業については未定となっております。

○赤根広介委員 やはり、この辺も、国に対して、知事の言うスピード感というものを求めていく必要があるのだろうというふうに思います。

そこで、需要拡大の一つとして、学校給食での利用の話が先ほど来ありまして、食材として利用されるよう促していくということは当然でありますけれども、例えば、道南の森町では、来月から始まる10月議会で必要な予算を可決したら、年内にも10万食を全国に対して利用を促していくというような話もありますし、これに対しては、町長もコメントをしているわけであります。

道としては、事業の主体になって取り組むのか、それとも、ほかの団体に利用を促していくのか、その辺がこれまでの議論だと判然としないのですが、その給食の利用拡大に対する道の考え方を改めて伺いたいと思います。

○小林水産食品担当課長 学校給食についてであります。学校給食における道産水産物の利用は、消費の拡大はもとより、子どもたちに魚を食べる機会を提供することで、魚食の普及につながる重要な取組でありますことから、道といたしましては、関係団体と連携し、国の政策パッケージによる支援策も活用しながら、学校給食の食材として利用されるよう促してまいります。

○赤根広介委員 補助金を活用する、しないというのも当然あるのですけれども、道が事業主体として行っていくのか、それとも、ただ単に関係団体とかに任せていくのか、その辺の考え方について再度お伺いします。

○山根まさひろ副委員長 水産局長近藤将基君。

○近藤水産局長 学校給食についてでございますが、道としては、関係団体が主体となって、学校給食の食材として利用されるよう連携して取り組んでまいります。

以上でございます。

○赤根広介委員 そうであれば、より幅広くこの取組が進むようしっかり取り組んでいただきたいということを指摘させていただきます。

次に、今定例会に提案をされております補正予算では、海外における輸出プロモーションやインバウンド向けのPRなどに取り組むとしているわけではあります。どの程度の消費・需要拡大を見込んでいるのか、伺います。

○小林水産食品担当課長 消費の拡大についてであります。中国向けに輸出した水産物が日本に戻されるなど、道産水産物の滞留が懸念される中、消費喚起と販売促進の取組は喫緊の課題であります。

このため、道では、今定例会に提案した補正予算案により、漁業者団体が緊急的に実施する全国の量販店での消費喚起や販売促進に加え、道内外のどさんこプラザを活用した販促キャンペーンのほか、オーストラリアやベトナム、タイの量販店での試食販売などを通じて、現地の方々においしさを伝えるとともに、日本を訪れる外国人向けの体験ツアーや外国人宿泊者に試食販売を行うなど、国内はもとより、幅広い国々の方を対象とした取組を進め、より多くの消費拡大につながるよう努めてまいります。

○赤根広介委員 関連して、知事は、この間、輸出先の多角化といった総合的な取組を加速し、

先頭に立ってスピード感を持って取り組むとしているわけではありますが、ここで言う輸出先の多角化を図るに当たり、ターゲットはどこを設定して、それを実現するための課題は何なのか、お伺いいたします。

○**小林水産食品担当課長** 輸出先国の多角化についてであります。道では、経済成長が著しく、消費拡大が期待できる東南アジアや、付加価値の高い貝柱製品の輸出が見込める欧米などを中心に、道産水産物の販路拡大を進めることとしており、水産加工場のHACCP認定など、輸出先国が求める条件を満たす施設整備を促進するとともに、現地ニーズや消費動向を的確に捉え、国の支援も活用しながら新たな販売ルートの開拓に取り組むなど、輸出拡大を図ってまいります。

○**赤根広介委員** そこで、その新たな輸出先というか、販路拡大の一つになる可能性が高いと思われるアメリカへの輸出についてであります。在日米国大使館では、日本産ホタテの大半が中国で加工処理後にアメリカへ再輸出されることを踏まえて、FDAの登録を受けた台湾、タイ、ベトナムの加工施設への輸出を仲介し、アメリカに再輸出するルートの構築を模索していると伺っております。

道では、こうした動きをどう把握し、対応されているのか、伺います。

○**小林水産食品担当課長** アメリカへの輸出についてであります。本道から中国向けに輸出されたホタテの冷凍両貝は、冷凍貝柱に加工された後、アメリカやEU向けに相当量が再輸出されておりましたが、このたびの輸入規制を踏まえ、在日アメリカ大使館から、漁業者団体などに対し、アメリカ食品医薬品局の登録を受けているタイやベトナムの水産加工業者を紹介していただいていると承知しており、道といたしましても、昨日、職員が在札幌アメリカ総領事館を訪問し、引き続き、情報提供について依頼してきたところでございます。

○**赤根広介委員** 最終的にどういったレベルでこれが決まっていくのか、私も承知はしていませんが、確実な、新たな輸出先のルートになる可能性は極めて高いと思いますので、引き続き、しっかり対応していただきたいということを指摘させていただきます。

次に、国の政策パッケージにあります加工処理体制の強化とは、具体的にどのような取組となるのか、伺います。

○**小林水産食品担当課長** 加工処理体制の強化についてであります。国が取りまとめた政策パッケージでは、輸出先の特定国や地域への依存を分散するため、国内加工体制の強化対策を5本柱の一つとしており、道としては、こうした国の支援も活用し、既存加工場のフル活用に向けた人材確保や、加工能力強化に向けたホタテガイ殻むき機などの機器導入、輸出先国などが定めるHACCP等の要件に適合する施設や機器の整備を促進するなど、道内における加工体制の強化に努めてまいります。

○**赤根広介委員** いずれにしても、こうした機器の導入や施設整備というものは、時間はかかる取組かもしれませんが、中長期的には必要な取組になっていくというふうに思います。

この点もスピード感が求められるわけではありますが、こうした取組に当たって、水産加工業者

などがこうした加工機械を購入するために補助金を活用する場合には、非常に多くの労力を要することが想定されるわけでありまして、こうした補助申請などへの支援というものも必要と考えるわけでありましたが、見解を伺います。

○**小林水産食品担当課長** 事業者への支援についてでございますが、国内加工体制の強化などを内容とした新たな支援は、国から要領等が示されておらず、採択要件や申請手続などが明確になっていないため、道としては、引き続き、当該事業に関する情報収集を行い、得られた情報を関係者へ提供するとともに、国や事業実施団体の窓口を紹介するほか、必要に応じて統計資料等のデータ提供や計画策定における助言を行うなど、申請者に寄り添ったサポートを行い、事業が迅速かつ円滑に実施できるよう適切に対応してまいります。

○**赤根広介委員** 次に、東京電力の損害賠償の内容とその実施時期について伺います。

○**小林水産食品担当課長** 東京電力の損害賠償の内容についてでございますが、令和4年12月に東京電力が公表した、ALPS処理水の放出に伴い風評被害が発生した場合の賠償基準では、水産物の価格下落による減収のほか、風評被害により負担を余儀なくされた追加的費用を対象とするとともに、損害額の算定に当たっては、関係者と協議の上、地域の実情に応じた賠償を検討することとしており、11月20日から順次、請求の受付を開始すると承知しております。

○**赤根広介委員** ぜひ、ここにつきましても、まさに地域の実情に応じた賠償がかなうように、道としてもしっかりと対応していただきたいということを強く求めたいと思います。

いずれにいたしましても、今の段階ではまだ国の支援というものも不透明なものがあるわけですが、一方で、しっかりとこの危機的な状況を全力で乗り越えるための対応というものを、まさに、オール北海道、オール日本で取り組んでいく必要があるわけでありまして、

さらに申し上げますと、今回のこの問題を契機として、改めて、水産加工業に関わる人手不足の問題や、いわゆる省力化の投資の遅れ、こういった水産現場が抱える課題も明らかになったわけでありまして、このことも重く受け止めなければいけないと思うわけでありまして、まさに変化への契機として、長期的な視野に立った戦略を立てていく必要があるのだと考えるわけでありまして、

そこで、漁業者をはじめ、こうした関係者が将来にわたり安心して事業を継続できるよう、道として、今後どのように取り組んでいくのか、所見を伺います。

○**山根まさひろ副委員長** 水産林務部長山口修司君。

○**山口水産林務部長** 今後の対応についてでございますが、近年、ホタテガイの生産増や水産加工場での人手不足などを背景に、冷凍両貝の加工形態で中国向け輸出が急増してまいりましたが、道といたしましては、このたびの中国の輸入停止措置を受け、より付加価値の高い冷凍貝柱製品に転換を図るとともに、中長期的な視点に立ち、輸出先国の多角化を進めていくことが、リスク分散の観点からも必要と認識をしております。

このため、道では、国の政策パッケージも効果的に活用しながら、加工分野において、地域では欠かせない存在となっております外国人材の確保や、作業の効率化に資する自動貝むき機等の

導入を促進するとともに、積極的な販促プロモーションを通じて、国内はもとより、海外においても新たな販売ルートの開拓に努めてまいります。

また、国に対し、支援策の早期活用や本道の実情に即した対策が講じられるよう働きかけるなど、漁業や流通加工業の皆様が将来にわたり安心して事業が継続できるよう、各種の施策にスピード感を持って取り組んでまいります。

○赤根広介委員 今日のお昼は、私も、道議会食堂のホタテシチューを、そして、今日は「らんこし米」フェアもやっていたので、海のものも畑のものも大変おいしく頂いて、改めて北海道の1次産業の豊かさをこの身で感じたわけでありまして、ぜひ、現場で働いている皆さんのこうした御苦労、汗が報われるように、しっかり対応していかなければいけないということを改めて肝に銘じたところであります。

この問題につきましては、本当に喫緊の課題でありますので、改めて、知事に直接その対応についてお伺いしたいと思っておりますので、委員長のお取り計らいをお願い申し上げまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○山根まさひろ副委員長 赤根委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

中野渡志穂君。

○中野渡志穂委員 通告に従いまして、以下、水産林務部所管事項についてお伺いいたします。

まず、優良種苗の利用拡大についてであります。

全国の4分の1を占める本道の森林は、木材の供給や国土の保全、二酸化炭素の吸収など、多様な機能を有し、地域産業の振興や住民生活の環境保全など、その役割は大変大きいと考えます。

本道では、人工林が本格的な利用期を迎えており、計画的に伐採し、有効利用することはもとより、伐採後は着実に植林していくことが必要であると考えます。

一方で、人口減少などにより労働力不足が懸念される中、成長に優れ、植林本数の低減などが可能な優良種苗への期待が高まっております。

そこで、以下、数点伺ってまいります。

まず、クリーンラーチ苗木の生産についてであります。

本道で開発されたクリーンラーチは、成長が速いほか、木材の強度が高いなど、優れた性質を持っており、植林したいとの声が大い一方で、その供給が追いついていないと伺っております。

苗木の増産に向けてどのような取組を行っているのか、伺います。

○山根まさひろ副委員長 森林整備課長渡邊訓男君。

○渡邊森林整備課長 クリーンラーチについてですが、クリーンラーチは、成長が速く、下草刈りの回数の低減など、森林整備の省力化が可能となるほか、野ネズミによる食害に強いこ

【第2分科会 9月29日 第2号】

とから、苗木の需要量は増加しておりますが、母樹が少ないため、十分な量の種子が確保できず、挿し木により生産しているところでございます。

生産に当たりましては、温度や湿度など、きめ細やかな管理が必要となり、従事者が不足する中、従来の生産方法では増産が難しいことから、道では、昨年度から、道総研林業試験場や苗木生産者と連携し、高い技術を要する根を発生させる初期の工程とその後の工程の分業化を進め、効率的な生産体制の構築に取り組んでいるところでございます。

○中野渡志穂委員 様々な支援をしていただきながら進めてくださっていることが分かりました。

次に、クリーンラーチの種子についてお伺いいたします。

クリーンラーチの種子が足りないと伺っておりますけれども、種子の増産に向け、道ではどのような取組を行っているのか、伺います。

○渡邊森林整備課長 クリーンラーチの種子についてであります。道では、種子が不足している状況を踏まえ、国や道の採種園に加え、市町村や民間事業者の協力を得て、令和2年度までに全道で47ヘクタールのクリーンラーチ採種園を整備したところでございます。

整備した採種園から種子の供給が可能となるまでには、通常、十数年を要することから、道や民間の採種園において、今年度から母樹への施肥により成長を促す対策を新たに講じるなど、種子の早期供給に向けて取り組んでいるところでございます。

○中野渡志穂委員 十数年も本当は要するところを様々な調整をしていただいているとのことでございました。

次に、コンテナ苗についてでございますが、取扱いが容易で生育も良いといった利点があるコンテナ苗の利用を拡大していくことも重要であると考えます。

道では、どのような取組を行っているのか、伺います。

○渡邊森林整備課長 コンテナ苗についてであります。コンテナ苗は、取扱いが容易なことに加え、冬季を除き、長期間にわたり植林が可能で、作業の平準化が期待できることから、道では、利用拡大に向け、本年3月にコンテナ苗利用拡大推進方針を改定し、令和10年度の利用生産目標を300万本から500万本に見直したところでございます。

道としましては、この目標の達成に向け、苗木生産者に対し、ビニールハウスなど生産施設の整備に支援するとともに、国有林や道有林に比べ利用が進んでいない個人所有の民有林において、コンテナ苗の植林を促すため、作業を行う森林組合などを対象に、専用の植付け器具を使用した効率的な作業を体験していただく現地検討会を開催するなど、コンテナ苗の生産と利用の拡大に取り組んでまいります。

○中野渡志穂委員 生産目標を500万本に見直したとのことでございますけれども、コンテナ苗の生産と利用の拡大についてどうかよろしくお伺いいたします。

次に、今後の取組についてお伺いいたします。

道では、優良種苗の利用を拡大しながら、伐採後の着実な植林をどのように進めていく考えな

のか、伺います。

○山根まさひろ副委員長 森林計画担当局長加納剛君。

○加納森林計画担当局長 今後の取組についてであります。道内の人工林の多くが利用期を迎え、今後、伐採量の増加が見込まれる一方、林業労働者の高齢化が進み、担い手不足が懸念されますことから、伐採後の着実な植林を進めるためには、人手に頼る作業の割合が高い植林作業の省力化、低コスト化が必要であります。

このため、道では、成長が速く、植林本数や下草刈り回数の低減が期待できるクリーンラーチや、取扱いが容易で将来的には植林作業の機械化が期待できるコンテナ苗など、優良種苗の利用拡大により植林作業の効率化を図りながら、市町村や森林組合など関係者と一体となって、本道の豊かな森林の整備を積極的に進めてまいります。

以上でございます。

○中野渡志穂委員 ありがとうございます。

続きまして、道産水産物の輸出について伺いたします。

北海道の第2期輸出拡大戦略によりますと、令和5年までに道産食品の輸出額を1500億円とする目標を掲げ、うち、水産物・水産加工品については1100億円と承知しております。

A L P S 処理水の海洋放出を契機に、中国が日本産水産物の輸入停止措置を行い、深刻な影響が懸念されている中で、本道水産物の振興を図るため、引き続き、輸出拡大に取り組む必要があると考えます。

そこで、数点伺いたします。

まず、道産水産物の輸出について、令和元年からこれまでの輸出額の推移について伺いたします。

○山根まさひろ副委員長 水産食品担当課長小林成行君。

○小林水産食品担当課長 道産水産物の輸出額の推移についてでございますが、財務省の貿易統計によりますと、道産水産物の道内港からの輸出額は、令和元年は、噴火湾でのホタテガイの減産や輸出単価の低下などにより、前年を14%下回る538億円、2年は、新型コロナウイルス感染症による外食需要の低迷などにより、前年を19%下回る436億円、3年は、世界的な経済活動の再開などにより需要が回復し、前年を42%上回る617億円、4年は、中国、アメリカ向けなどが好調に推移したことに加え、円安の影響や輸出単価が高かったことなどにより、過去最高となる833億円となっております。

○中野渡志穂委員 過去最高の輸出額との御報告がございました。大変な成果をつくってくださったわけでありませうけれども、輸出額の増加の要因について伺いたしたいと思います。

第2期輸出拡大戦略期間中において、世界的なコロナによる影響もあったわけですが、令和3年には、道産水産物の目標である1100億円はほぼ達成されていたと承知しております。

近年の輸出額が増加した要因について、どのように考えているのか、伺います。

○**小林水産食品担当課長** 輸出額の増加の要因についてであります。道産水産物の輸出は、輸出単価が高かったことや、一時、150円台を記録した急速な円安の進行のほか、アフターコロナによる世界的な経済活動の再開を背景に、各国で様々な料理に利用され、人気の食材であるホタテガイの需要が高まったことなどから、最大の輸出先国である中国に加え、米国やEU向けの輸出の増加が要因と考えております。

○**中野渡志穂委員** 米国やEU向けの輸出の増加も要因であったとの話でございますけれども、中国の輸入停止措置を踏まえた対応についてお伺いしたいと思います。

道では、これまで、中国を含め、海外販路の開拓に取り組んできたと承知しております。

今年度も輸出拡大の取組を予定していたものと考えますけれども、ALPS処理水放出後、中国の日本産水産物の輸入停止措置を受け、道の取組内容をどのように変更したのか、伺います。

○**小林水産食品担当課長** 今年度の取組についてであります。道では、今年度、中国や香港において、家庭で簡単に調理でき、高い評価を得ているホタテバターしょうゆなどの加工食品の販売促進を図るほか、活ホッキや活ガキのプロモーション、米国量販店において、ホタテやアキサケなどの水産エコラベル製品やカレイ加工品などの試食販売などに取り組むこととしていたところでございます。

このたびの中国による輸入停止を受け、既決予算の内容を見直し、漁業者団体が行う、オーストラリアやベトナム、タイにおける販売促進活動の拡充や、中国で実施予定だった内容をインバウンド向け体験ツアーでの道産水産物のPRや外国人宿泊者向け水産加工品の試食販売に変更し、実施するとともに、米国における取組についても年度内の実施に向けて準備を進めてまいります。

○**中野渡志穂委員** 既決予算を見直して対策をしてくださるということで、よろしくお願いたします。

今後の道産水産物の輸出拡大について、最後にお伺いたします。

今般の中国による輸入停止措置により、輸出相手国が中国に偏ることのリスクが表面化したものと考えますけれども、この状況を踏まえつつ、今後の道産水産物の輸出拡大に向け、どのように取り組んでいくのか、伺います。

○**山根まさひろ副委員長** 水産林務部長山口修司君。

○**山口水産林務部長** 今後の取組についてであります。昨年の道内港からの道産水産物の輸出額は、過去最高となる833億円を記録いたしました。最大の輸出先国である中国向け輸出額532億円のうち、8割以上の448億円をホタテガイが占め、中国向けホタテガイに大きく依存する輸出構造となっております。

道といたしましては、中国の禁輸措置を受け、冷凍両貝の形態からより付加価値の高い冷凍貝柱製品への転換と併せて、輸出先国の多角化に取り組むことが、リスク分散の観点からも重要と考えております。

このため、関係団体と連携をし、国の支援策も効果的に活用しながら、地域の要望を踏まえ、

国内での加工機器整備の促進はもとより、輸出先国が求める高度な衛生管理体制への対応をはじめ、水産物の嗜好や消費動向といったニーズを的確に把握し、中国以外の国々への道産水産物の輸出に向け、東南アジアや米国などで現地加工を促すとともに、積極的な販促プロモーションを展開するなど、新たな販売ルートの開拓に努め、道産水産物の輸出拡大に努めてまいります。

以上でございます。

○中野渡志穂委員 御答弁をいただきましたが、国内での加工機器整備を今このときにしっかりやっていこうという漁業者さんたちも増えてきている状況にあります。ぜひ、新たな体制を整備していくという契機になっていくことをお願いしたいと思います。

道産水産物の輸出について伺ってまいりましたけれども、今後、道産食品のさらなる輸出拡大に向けた取組を進めることは、本道水産業の振興を図るためにも大変重要なことと考えます。

この問題につきましては、知事のお考えを直接お聞きしたいと思いますので、委員長におかれましてはお取り計らいのほどをよろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

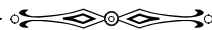
○山根まさひろ副委員長 中野渡委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

以上で通告の質疑並びに質問は終わりました。

総括質疑に保留された事項については本委員会において質疑を行うこととし、これをもって、水産林務部、海区漁業調整委員会、連合海区漁業調整委員会並びに内水面漁場管理委員会所管に関わる質疑並びに質問は終結と認めます。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後2時19分休憩



午後2時42分開議

○浅野貴博委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1. 農政部所管審査

○浅野貴博委員長 これより農政部所管部分について審査を行います。

質疑並びに質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

中司哲雄君。

○中司哲雄委員 お疲れさまです。

久しぶりに酪農情勢について質問をさせていただきます。

一昨年、ロシアのウクライナ侵攻に端を発しまして、飼料や肥料など、そうしたものが非常に高騰いたしましたので、2年以上が経過したわけなのですが、この間にコロナ禍もあって在庫が増えた、あるいはまた、消費低迷ですとか、今年の猛暑の影響もあり、乳牛にも非常にダメージが大きく、酪農にとっては非常に厳しい状況が続いているのですが、この間、国、それから道、地方自治体をはじめとして、様々な支援をいただいたことに、まずはお礼を申し上げた

と思います。

そうしたこともあって、乳価も段階的に引き上げられておまして、経営環境というのは改善も見られているところではありますけれども、まだまだいろんな課題があるということで、続けて質問をさせていただきます。

昨年度からの計画生産は、酪農家にとっては非常に厳しいことになりました。減産計画となっていることがあるものですから、特に、将来を見越して大きな期待と希望を持って投資をした若手の経営者の方々にとっては、投資をして間もなく、そして、増産することで経営を確立しようとしていたさなかでの減産計画ということで、大きな試練の年となってしまったということであります。

道は、第8次北海道酪農・肉用牛生産近代化計画において、生乳生産量については、平成30年度の397万トンから令和12年度には440万トンにまで増産するという計画を設定しております。

この計画については、2015年にバター不足が顕在化して、国は、その動向を基に全国の酪農近代化計画を見直して、クラスター事業を取り入れるなどしながら経営の強化と増産を推進したことに合わせて、府県で減少してきた生産を補うものとして計画されたと理解しております。

しかし、府県も含む大幅な増産がありまして、それに今度はコロナによる需要減も重なって、脱脂粉乳の在庫が非常に過剰になったということで、令和4年度から減産計画を立てざるを得なくなったという事態であります。

北海道としても、この方向を受け入れざるを得なくて、令和4年度、5年度と厳しい減産計画を立てたところではありますけれども、まずは、その内容がどういうふうになっているか、お伺いいたします。

○浅野貴博委員長 畜産振興課長黒島誠計君。

○黒島畜産振興課長 生乳の計画生産についてであります。道内の生産者団体では、従来より、自主的に生産目標数量を設定し、計画生産に取り組む中、令和4年度当初の目標数量を前年度に比べて1%増の415万9000トンに設定いたしました。生乳需給が改善しないことに加え、飲用乳価の期中引上げによる需要の低下などが懸念されましたことから、同年10月に、年度当初の目標から5万トン削減し、410万9000トンに下方修正をしたところでございます。

また、本年度につきましても、生乳需給の改善が見通せなかったことなどから、引き続き、生産抑制に取り組むこととし、全道の目標数量を、前年度当初に比べ、4.1%、16万9000トン減の399万トンに設定したところでございます。

以上でございます。

○中司哲雄委員 今の答弁では、4.1%減の399万トンと。これは、当初、401万9000トンという数字に設定したのですけれども、去年オーバーした分の農協分を差し引いて399万トンというふうに設定したということ承知しております。

このことをまず念頭に置いて、次の質問に行きたいというふうに思います。

生産者団体では、減産の計画を立てているということで、系統外に出荷する動きもあると聞いて

ております。

改正畜安法では、系統外への出荷も原則自由になっているところでありますけれども、生産調整は系統出荷者のみに課せられて、系統出荷者の不満も非常に高まっているというふうに聞いております。

今年度の系統と、それから系統外への出荷乳量の状況、特に府県送りの状況についてお伺いいたします。

○黒島畜産振興課長 系統外への出荷状況などについてでございますが、農林水産省の牛乳乳製品統計によりますと、本年度の全道の生産乳量は、8月までの累計で前年度比96.2%の約177万トンとなっており、このうち、JA系統でありますホクレンの販売実績は、前年度比95%の166万9000トン、JA系統外は、前年度比21.3%増の10万4000トンであると推計されます。

また、道外への移出量は、府県の生産量の落ち込みにより、前年度比104.5%の21万6000トンと増加する中で、ホクレンによる取扱いは、前年度比96.5%の15万1000トンと減少する一方、JA系統外による移出量は、前年度比29.2%増の6万5000トンが見込まれ、道外移出量におけるJA系統外が占める割合も昨年度の24.3%から30.1%へ上昇しております。

以上でございます。

○中司哲雄委員 今答弁のあった数字を見ると、減産計画以上に減産が進んでいるということだと思います。暑さのこともあったのですけれども、こうした減産計画を立てると、それぞれが牽制し合うということがあって、やっぱり、どうしても計画数量よりは下回るというのが普通だということふうに思っています。

そうした中で、今の答弁の最後にあったホクレンによる道外移出の取扱いが減少、そして、系統外による移出量が増ということについて、これをまず念頭に置いて、次のいろんなことについて考えるべきだと思いますので、そのことを申し上げて、次の質問に行きます。

今年は、年度当初から厳しい生産調整が全道の酪農家に課されておりますけれども、一方で、全国的なこの夏の記録的な暑さによって、都府県では生乳が不足しているというふうに聞いております。直近での都府県での生乳需給状況はどのようになっているのか、お伺いします。

○黒島畜産振興課長 都府県における生乳需給状況についてでございますが、農林水産省の牛乳乳製品統計によりますと、都府県の生乳生産量は、昨年8月から前年を下回って推移しており、本年8月の生乳生産量は、前年同月比94.1%の約24万7000トンとなっております。

また、一般社団法人Jミルクの公表データによりますと、都府県での8月の牛乳等向け生乳の需要量は約26万8000トンとなっておりますが、そのうち、都府県からの供給量は、前年同月比94.0%の約24万5000トンであり、都府県では、生乳が不足し、不足分を北海道からの移入で補っているものと推察されます。

以上でございます。

○中司哲雄委員 都府県では、生乳が不足して、不足分を北海道からの移入で補っていると。これは今までもそういう傾向ではあったというふうに思います。しかし、北海道では、系統からの

移出は減って、系統外による移出は増えていると、これは先ほどの答弁にあったとおりであります。これが本当に厳しい減産を強いられている系統出荷者の非常に大きな不満を呼び起こしているということで、途中での系統外への期中出荷を招くような結果ともなっているのだというふうに私は捉えております。

直近の状況を踏まえて計画生産を早期に修正すべきと考えます。牛乳が足りないのだということで、特に府県では飲用乳が足りなくて、北海道からの移出が増えているのです。そんな中で、系統も計画生産をまだ守っているわけですが、早期に修正すべきだというふうに私は思うのですけれども、生産者団体の動向はどのようになっているのか、お伺いします。

○黒島畜産振興課長 生産者団体における計画生産への対応についてでございますが、道内の生産者団体によると、今年度の計画生産の進捗状況につきましては、8月までの受託乳量実績が98.4%と目標を下回っているところです。

こうした中、Jミルクが公表した需給見通しによりますと、脱脂粉乳は、在庫対策により処理が進められているものの、引き続き、適切に実施していかなければ、在庫が大きく積み上がる環境に変わりはないとされており、今後の農業団体における当期の生産目標数量の設定などにつきまして注視していく必要があると考えております。

以上でございます。

○中司哲雄委員 牛乳生産に限らず、農業というのは生き物だというふうに思っていますので、最初に決めたものがそのまま通用するのか、通るのか、適正なのかということについて、やっぱり、早期の見直しというものをしていかないと、将来に大きな禍根を残すのじゃないかなというふうに思っています。

Jミルクの見通しでは、このままきちっと実施をしていかなかったら、在庫が大きく積み上がる可能性があるということだというふうに言いますが、本当にそうなのかと。今年の夏の状況、それから9月のいわゆる過不足の状況を見ると、そんなことにはならぬのじゃないかというふうにしか思えないのです。Jミルクは、生産が少ないほどいいというふうに考えているのではないかと私は思うのです。道内の指定団体の動向についても後ほど伺いますけれども、同じようなことが言えるのじゃないかと。適時適切にという話があるように、やっぱり、そのことについては、しっかりといろんな状況のデータを分析しながら見直していくべきものだというふうに思っています。それが結果的に酪農経営を守ることになるのじゃないかと思えます。

乳製品の取引の歴史なのですが、これを振り返ると、昔の話ですけれども、かつては脱脂粉乳の不足と同時にバターが過剰になった時代がありました。今は全く逆になっているけれども、なぜこのような変化が起こったのか、そして、これからの見通しとしてはどういう動きになるのかを伺いたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○黒島畜産振興課長 乳製品消費の変化についてでございますが、バター及び脱脂粉乳の生産量は、生乳需給の調整弁として、生乳生産と乳製品の需要に応じて変動しているところでございます。

生乳のうち、バターや生クリームとなる乳脂肪分につきましては、昭和60年代頃まではバターとしての使用が中心でしたが、その後、輸送技術の向上や液状乳製品への転換を進める中で、生クリームの需要が拡大し、直近では、インバウンドの回復や経済活動が活発となったことなどにより、業務用を中心に需要が堅調に推移しております。

一方、無脂乳固形分につきましては、脱脂粉乳から、同じ用途として液状の脱脂濃縮乳への置き換えが進んだものの、需給緩和時には長期保存が可能な脱脂粉乳に仕向けられることや、近年では、脱脂粉乳の主な用途として利用されるヨーグルトなどの発酵乳の消費低迷が続いていることなどから、脱脂粉乳の在庫量は、昨年5月には過去最高の10万4000トンまで増大したところでございます。

以上でございます。

○中司哲雄委員 昨年5月に過去最高の10万4000トンまで増大したと。これが去年の北海道の生産計画の見直しの基になったというふうに承知はしているのですが、バターが生クリームに置き換わったということであれば、これはあまり関係ないと思うのですよね。バターなり生クリームを作ると、当然、脱脂乳ができると。それを粉乳にするか、液状にするかは別なのですが、ただ、発酵乳の消費低迷が続いていると。これも、何か健康ブームで発酵乳がかなり増えているのじゃないかという気がしていたのですけれども、そうじゃないのかなというふうな思いがします。

脱脂粉乳とバターの直近の在庫状況についても伺いたいのですが、どのようになっているのか、さらに、在庫が積み上がる脱脂粉乳の処理状況や年末に向けてのバターの需給見通しについても伺います。

○黒島畜産振興課長 脱脂粉乳の在庫状況などについてでございますが、脱脂粉乳の在庫量は、昨年5月には過去最高の10万4000トンまで増加いたしました。国は、令和4年度に全国の生産者団体と乳業メーカーの負担金による新たな基金を設け、脱脂粉乳を飼料用に転用するなどの措置により、2万8000トンが処理されましたほか、道内の生産者団体が独自に実施した在庫対策の効果もあり、本年3月末には、在庫量は6万4000トンにまで大幅に減少し、直近の7月においては6万7000トンと、コロナ禍前の水準を維持しているところでございます。

また、バターの在庫量につきましては、昨年6月に4万2000トン近く積み上がりましたものの、インバウンドの回復などに伴う業務用需要の増加もあり、本年7月には2万9000トンまで減少しており、Jミルクが公表した需給見通しによりますと、12月末の在庫量は、前年に比べて76%の2万3000トンと推計されております。

以上でございます。

○中司哲雄委員 一応、こういう数字になっているということは承知しております。バターは、大体、適正在庫というのか、1か月7000トンで、それを3か月分とすれば2万1000トンだから、2万3000トンというのは適正在庫だというふうに捉えられると思うのです。ただ、市中で、需要家のほうでは、年末に向けての不足というのが非常に懸念されていて、一部では、緊急輸入とい

うのもささやかれているというような状況だというふうに思いますけれども、今、これで緊急輸入をしたら、本当に酪農家は怒ってしまうというふうに私は思っております。

そうした意味でも、バターをどう確保するかということが一つのまた大きな課題だし、逆に、今度は、そこから出てくる脱脂粉乳をどうするかということが課題になるというふうに思っています。

過去の生乳の処理状況を振り返りますと、その都度、様々な調整を行って解決してきたというふうに承知していますけれども、特に今回のように特定乳製品在庫過剰による生産調整では、北海道にばかり重たい負担が課せられて、ひいては、投資をして生産を伸ばそうとしている経営者の系統外への出荷を助長することにもつながっております。これは先ほどの動きの数字で分かるというふうに思います。

牛乳という同じものを生産して、地理的理由から役割分担をしているというふうに、私は、北海道と府県の酪農というのを承知しているのですけれども、牛乳という同じ生産物を生産して役割分担をしているのであれば、調整というのは全国的な制度で行われるべきだというふうに考えますけれども、道としての考えをお伺いします。

○浅野貴博委員長 生産振興局長牧野充君。

○牧野生産振興局長 生乳生産の全国的な調整についてでございますが、生乳の需給は、これまで、北海道の生産者団体が中心となり、脱脂粉乳やバターなど、長期保存が可能な乳製品への加工による調整のほか、自主的な生産抑制の取組によって全国の需給調整を一手に担ってきましたが、本道の酪農経営の安定的な発展を図るためには、こうした取組の負担が本道の生産者の団体のみに集中することなく、全国レベルでの生乳の需給調整機能が適切に発揮されることが重要と考えております。

このため、道では、国に対し、短期的、中長期的な需給緩和に対し、全国の生産者と乳業メーカーなどが一体となって需給調整を行う体制の継続、強化を求めますとともに、道内の関係機関・団体と一体となって、道産チーズをはじめとする牛乳・乳製品の国内消費の拡大や輸出の促進など、新たな需要拡大に取り組み、生乳需給の安定化に努めてまいります。

以上でございます。

○中司哲雄委員 今回の答弁が正解だというふうに思うのですが、ただ、これができるのも国なのですね。残念ながら北海道が主体になってやることはできないということです。

これまでも、北海道は、先ほどから言っているように、府県の価格の高い飲用向けの調整役という役割を担ってきたというふうに思っております。乳価の安い加工向けに仕向けてきたと、それが北海道酪農の今までの歴史だというふうに思っています。ただ、府県が減った分は、北海道からの移出が増えてきているというのも確かですけれども、今回もまた、その役割が特に系統出荷者に課せられてきた、これが非常に問題だというふうに思っています。

しかも、過剰在庫となった脱脂粉乳の消費のために、2022年度は、北海道の酪農家は2.0円、それから、今年は、府県の生産者も40銭負担するというところで、調整のための負担も1.5円引き

上げて3.5円になりました。過剰となっているのは生乳生産であって、その結果として脱脂粉乳が過剰在庫であるのに、なぜ乳価の安い北海道ばかりが重い負担をしなければならないのか。これについては、私を含めて、北海道の酪農家というのは非常に不満を持っているわけです。

そのことについて、最後に部長にお伺いしたいのですが、酪農家の生産する生乳は、その用途によって価格差がある、みんな、これは承知しているところですが、南北戦争を避ける意味も含めて、北海道からの飲用向けの出荷というのは、府県の不足分を補う量にとどめられてきました。しかしながら、国の取引自由化の方針によって、系統外への出荷も認められ、それが増えることにつながってきている。これは、系統外に出荷する人たちの経営も非常に不安定にさせているという現実もあるわけです。

もちろん、取引の自由化は認められていることですから、そのことによって経営が不安定なものになっても仕方がないというふうに言われるかもしれないですが、今回のような状況で系統出荷に一律の生産調整を課すことは、将来に向けて多額の投資をした若い酪農家に大きな負担を強いて、意欲をそぐことにもなります。北海道の酪農というのは、家族経営を基本としていますが、今後の生産は、こうした若手の経営者がしっかりと担っていくということになるのですが、そのためには、道内の酪農家が安心して営農を続けることが必要だというふうに思っています。

今後、どのように対応していくのか、部長にお伺いします。

○浅野貴博委員長 農政部長水戸部裕君。

○水戸部農政部長 今後の対応についてであります。我が国の生乳生産の約6割を占める本道酪農が、今後も、その役割と責任を果たして、地域を支える基幹産業として持続的に発展していくためには、酪農家の方々、とりわけ、先ほど委員からお話のありました、これからの酪農王国・北海道を担っていく若手が安心して生産できる環境を整えていくことが重要であると考えておりますし、まさに、その環境が、せつかく投資をして、増頭してこれから搾るぞと、そういう体制が整ったにもかかわらず、今、搾れる環境にないという状況もしっかり認識をさせていただきます。

道といたしましては、関係機関や団体と一体となりまして、酪農経営の大宗を占める家族経営の体質強化に向けまして、後継者をはじめ、多様な担い手の育成確保はもとより、酪農ヘルパーなどの営農支援システムの整備、スマート農業技術の活用による省力化、さらには、放牧酪農の推進、草地の整備改良や耕畜連携による良質な自給飼料の確保など、様々な取組を進めながら、加えて、国に対しましては、このたびの厳しい生産環境の中で、飼料価格の高騰対策をはじめ、各種対策に必要な予算の確保や生産者補給金の再生産可能な単価の設定、全国的な需給調整機能の確実な実施を求めるなど、酪農家の方々が将来にわたり意欲を持って営農を続けられるよう、安定した経営環境づくりにしっかりと努めてまいります。

以上でございます。

○中司哲雄委員 質問は終わりなのですが、今、部長から答弁があったように、構造的な

問題、担い手ですとか、支援システムとか、それから、酪農家自らが努力しなきゃならない部分、これは飼料の確保ということだと思います。

ただ、今の状況を見て思うのは、制度改革が必要だと、特に調整のための公平な費用負担、例えば、全国の酪農家が均等に負担して基金化をしておくことが必要だというふうに思います。あるいはまた、過剰な在庫を生まないための輸出も含めた消費対策も、日常から、ふだんからしっかりとその対策をつくっておかなきゃならないというふうに思っています。

それから、もう一つ、輸入乳製品の大宗を占めるチーズの国産化推進についても、なかなかみんなが思っていないながら進んでいないという部分もあります。これについても、やっぱり、いろんな制度というか、知恵を駆使して、今、300万トン以上、生乳の換算で輸入しているチーズを、仮にその5%でも置き換えられれば、相当、国内の生産というのをしっかりと支えられるというふうに思っていますので、そんなことをこれから一緒に考えながら、国に対して提案する、あるいはまた、農業団体と一緒に提案して、安定化を図ってほしいというふうに思っていますので、よろしく願いいたしまして、私からの質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○浅野貴博委員長 中司委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

山根まさひろ君。

○山根まさひろ委員 山根でございます。

通告に従いまして、質問をさせていただきます。

本道の農政課題についてでございます。

まず初めに、価格転嫁対策についてでございます。

ロシアによるウクライナ侵攻や円安の影響により、酪農生産者などを中心に、生産資材が高止まりを続けています。そのため、農畜産物の生産コスト上昇分を販売価格に適正に反映させる仕組みづくりが課題となっております。現在、取引価格のコストの反映などを求めるフランスの農業生産者報酬保護法が大変注目され、農水省においても同法の調査研究を進めていると承知しております。我が国も、同様の仕組みを導入し構築するためには、幾つかのハードルがあるとされておりますが、今後の経過に注視することが重要だと考えております。

このことを踏まえまして、以下、質問をしていきます。

国において、食料・農業・農村基本法の見直しが行われ、今後は関連施策の検討も進んでいくと思いますが、道として、農業者の所得の確保を図るための施策への反映を、今後、どのように国と連携し取組を進めていくのか、まずは伺いいたします。

○浅野貴博委員長 政策調整担当課長小谷馨一君。

○小谷政策調整担当課長 基本法の見直しを踏まえた施策への反映についてでございますが、世界的に食料の安定供給へのリスクが顕在化し、我が国最大の食料供給地域である本道の役割や期待が高まる中、現在、国が進めております、食料・農業・農村基本法の見直し議論におきまして、農業所得の安定確保に向けては、品目ごとの経営安定対策の充実などに加え、新たに、市場

における適正な価格形成を実現する仕組みづくりが重要との考えが示されたところでございます。

このため、道としては、今後の国における基本法改正に向けた議論や施策の整理、検討の時期をはじめ、その後の基本計画の策定、計画に沿った具体的な施策に関する予算編成など、様々な機会を活用して、関係機関や団体と一体となって、再生産可能な所得を確保できる適正な価格形成の仕組みづくりについて国に求めるなど、農業者の方々が希望を持って営農を続けられる環境づくりに取り組んでまいります。

以上でございます。

○山根まさひろ委員 次に、価格転嫁への認識についてですが、物価高騰による生産物の生産品への価格転嫁を消費者などに理解をいただき、あわせて、適正な価格形成が求められる中、道として農畜産物の適正な価格転嫁をどのように考えているのか、所見をお伺いいたします。

○浅野貴博委員長 農政部次長山口和海君。

○山口農政部次長 農産物の適正な価格形成についてでございますが、本道農業が、引き続き、食料供給地域としての役割を担い、国民の生活を支えていくためには、生産から消費に至る各段階のコストを適正に価格に反映し、持続可能な食料システムの構築が重要と認識をしております。

このため、道では、国に対し、適正な価格形成に向けた仕組みづくりや農産物の価格転嫁に対する国民理解の醸成について政策提案を実施してきたところでありまして、先般、国においては、適正な価格形成に関する協議会を設置し、食料システム全体を通じて適正取引が推進されるよう協議を開始したものと承知しております。

道といたしましては、引き続き、こうした国の動きを注視しながら、国への政策提案を行うとともに、農業体験や交流を通じた地産地消や食育の推進、各振興局の食育推進ネットワークを活用した情報提供、さらには、SNSによる情報発信などに取り組み、適正な価格形成に向けた国民理解の醸成などに努めてまいります。

以上でございます。

○山根まさひろ委員 指摘だけさせていただきます。

世界情勢の先行きが不透明な中、本道の1次産業が果たす役割は、今後さらに重要であると考えております。生産者、消費者等のコスト意識や市場価格変動への対応等、関係機関・団体を挙げて取組を進めることがさらなる本道農業の価値を向上させることと思っております。

本道の基幹産業である1次産業が魅力ある産業として発展することを、道として強く後押ししていただくことが重要であるということを指摘しておきます。

続きまして、道産花卉の振興についてでございます。

道内の花卉栽培は、多様で高品質な花卉を生産し、道内外に広く流通し、冠婚葬祭はもとより、国民の皆様の様々な場面で生活に潤いを与えている貴重な作物だと認識しております。

現在の道産花卉の現状と今後の振興などについて、以下、質問をしてまいります。

【第2分科会 9月29日 第2号】

コロナ禍により各種イベントが減って、需要が大きく減少したと仄聞をしておりますが、道内の花卉生産は、コロナ禍によりどのような影響があったのか、また、現在の生産状況についても伺いをいたします。

○浅野貴博委員長 園芸担当課長畠山透君。

○畠山園芸担当課長 道産花卉の生産状況などについてであります。本道の花弁の作付面積は、担い手の減少や高齢化、労働力不足などにより、平成28年の529ヘクタールから令和3年には454ヘクタールと減少傾向にあるものの、産出額は、より高く売れる品目への転換や品質の向上により、平成28年の118億円から令和3年には131億円と増加しております。

この間、新型コロナウイルス感染症の拡大により、冠婚葬祭やイベントの開催が相次ぎ中止となるなど、全国的に花卉の需要が大きく減少し、販売価格は下落いたしました。生産者や市場、生花店などの団体による需要喚起に向けた取組の効果もあり、本道の出荷最盛期であります夏場には平年まで回復し、価格の大きな下落は見られなかったところでございます。

以上でございます。

○山根まさひろ委員 次に、道産花卉の振興のために、物価高騰対策や新たな消費の拡大を図ることが重要であると考えております。

今後、道としてどのように取り組んでいくのか、伺います。

○浅野貴博委員長 農政部長水戸部裕君。

○水戸部農政部長 道産花卉の振興についてであります。本道の花弁は、冷涼な気候を生かし、夏場の切り花を主体とした生産が行われておりまして、その市場評価も高く、また、花弁は、日常生活に彩りや安らぎを与えるなど、産業面はもとより、文化の振興や暮らしの中におきましても大きな役割を担っているものと認識してございます。

このため、道では、北海道花きの振興に関する条例に基づき、花卉産業の持続的な発展と花弁を活用した道民の豊かで健康な暮らしの実現を目指し、国の燃油高騰対策などを活用しながら、花弁の安定生産に向けた機械の導入やスマート農業の推進による作業の省力化、資材や輸送コストの低減、品質保持に向けた流通の高度化などに取り組むとともに、8月7日の「北海道花の日」を中心とした道産花卉の認知度向上や、家庭や職場での日常使いによる需要の拡大、さらには、花卉文化の普及を図るなど、生産と消費の両面から総合的な施策を推進し、関係団体と一体となって本道の花弁の振興に努めてまいります。

以上でございます。

○山根まさひろ委員 部長から答弁をいただきました。指摘だけさせてもらいます。

生活を彩り、生活に安らぎを与える花卉生産でも、人手不足による作付面積の減少などが報告され、また、品目の選定等の取組で売上げは増加したとのことですが、北海道花きの振興に関する条例を有する本道といたしまして、引き続き、生産者との意見交換や需要の拡大等に道の後押しが必要であることを指摘いたします。

続きまして、牛のサルモネラ症への対策について伺います。

本道では、地域的に牛サルモネラ症の発生が急増しております。

牛サルモネラ症は、人にも感染する食中毒の原因でもあり、牛で一たび発生すると、牛舎内での治療や検査にかかる費用、死亡事故や抗菌剤投与などに伴う生乳の出荷制限など、経済的損失をもたらすだけでなく、終息まで数か月を要する事例もあります。

大変注意すべき感染症と承知しておりますが、サルモネラ菌の環境汚染度が高まる夏から秋にかけて発生拡大する傾向にあるため、道の取組状況などについて、以下、質問をいたします。

令和に入り、道内牛のサルモネラ症の発生が急増していると仄聞しておりますが、まずは、届出状況、その傾向と特徴について伺います。また、サルモネラは、牛以外にも多くの動物種に感染すると伺っておりますが、牛以外の家畜における届出状況も併せてお伺いいたします。

○浅野貴博委員長 家畜衛生担当課長小田茂樹君。

○小田家畜衛生担当課長 牛サルモネラ症の届出などについてであります。牛サルモネラ症は、家畜伝染病予防法に基づき、発生時に届け出ることが義務づけられておりまして、令和元年は118頭、2年は230頭、3年は193頭、そして、4年は362頭がそれぞれ届出をされています。

地域別に見ますと、例年、十勝管内、釧路管内など、牛の飼養頭数の多い道東地域での発生が多い状況です。

また、牛以外の家畜におきますサルモネラ症の届出は、豚が、令和2年に3頭、3年に2頭、鶏が、令和3年に6羽、馬が、令和3年に4頭、4年に2頭となっております。

以上でございます。

○山根まさひろ委員 現状を報告いただきました。

再質問です。

サルモネラ症の発生要因と対策についてですが、令和に入り、道内のサルモネラ症の発生が増加傾向にあります。その特徴としては、幼少牛、分娩後の成牛等の幅広い年代の個体が感染していることから、体力的に弱い時期や分娩後のストレス、昨今の猛暑などが要因として考えられます。

毎年、牧場ごとに基本的対策を行っている聞いておりますが、それでも増加している原因を伺うとともに、急増した要因と、牛以外の家畜にも感染することであるため、これまでの基本的な対策の見直しも必要と考えますが、所見をお伺いいたします。

○小田家畜衛生担当課長 増加の要因などについてであります。サルモネラ症は、体力の低下や栄養不足、ストレスなどにより、免疫力が低下することでかかりやすくなる病気でありまして、畜舎の大型化、近年の猛暑や大雨などの天候不順といった飼養環境の変化が牛における発生の増加に影響していると想定されます。

こうした中、道としましては、家畜や家禽のサルモネラ症の発生を抑制するためには、生産者が、畜舎の消毒など基本的な対策の必要性を改めて理解し、徹底していくことが重要と考えておりまして、引き続き、家畜保健衛生所や地域の自衛防疫組合を通じた講習会の開催や、丁寧な農場指導を行ってまいります。

以上でございます。

○山根まさひろ委員 サルモネラ症は、一たび発生すると、その生産者への負担が大きいため、予防対策が最も重要だと認識しますが、道の対応についてお伺いいたします。

○浅野貴博委員長 食の安全推進局長野口正浩君。

○野口食の安全推進局長 発生予防などに向けた取組についてであります。経営の大型化に伴い、つなぎ飼いからフリーストールなどへ飼養環境が変化している中、牛サルモネラ症は、発見時には既に農場全体に広がっている事例も多く、治療による生乳廃棄や畜舎等の繰り返しの消毒など、農場の経済的な損失は大きいものと認識しております。

道としましては、飼養衛生管理の徹底や地域の発生状況に応じたワクチン接種による発生予防はもとより、早期発見と発見後の適切な治療などが重要と考えており、国の消費・安全対策交付金事業を効果的に活用し、地域が一体となって行う消毒や早期発見のための検査などの取組に対して支援するとともに、家畜保健衛生所や地域の自衛防疫組合などを通じて、生産者や関係者への丁寧な指導助言を行うなど、一層の発生防止や蔓延防止に努めてまいります。

以上です。

○山根まさひろ委員 答弁いただきました。

発生時には既に農場全体に広がっている事例も多く、また、牛以外の家畜への感染報告もあることから、予防対策は、時期と具体的な取組が重要であると考えますが、感染事例がある家畜への予防の強化が重要であり、さらなる道の具体的な支援が必要であると考えますが、再度、所見をお伺いいたします。

○浅野貴博委員長 農政部食の安全推進監野崎直人君。

○野崎農政部食の安全推進監 発生予防に向けた取組についてでございますけれども、畜舎の大型化や天候不順などの飼養環境の変化が本病の発生に影響しているということが想定されている中で、今後とも、消費者の方々に畜産物を安定的に供給していくためには、本病の発生予防が大変重要でございます。

このため、道といたしましては、消毒などの衛生管理の徹底に加えまして、畜舎の温度管理や良質な飼料の給与等の適切な飼養管理につきまして、家畜保健衛生所や地域の自衛防疫組合などを通じまして、生産者や関係者の方々への丁寧な技術指導や助言を行うなど、今後とも一層の発生予防に努めてまいります。

○山根まさひろ委員 終わります。どうもありがとうございます。

○浅野貴博委員長 山根委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

滝口直人君。

○滝口直人委員 通告に従いまして、順次質問させていただきます。

水田地帯の農業振興についてであります。

本定例会の代表質問において、我が会派の同僚議員より、本道の水田農業の推進方向について知事に伺いました。御答弁では、生産者の方々が将来にわたって意欲を持って営農できるよう、

水田の生産力の強化と、稲作と稲作経営の安定化に取り組むとの力強い答弁をいただきました。

私としても、需要に応じた米の生産とともに、畑作物や野菜などの作付が可能な圃場では、地域に合った作物生産も推進し、水田をフルに活用していくことが重要であると考えますが、今般の水田活用の直接支払交付金の見直しに係る交付対象水田の見通しや、畑地化促進事業などの関連施策の推進状況について、地域の生産者からは不安の声も聞かれます。

そこで、以下、水田地帯の農業振興について具体的な取組を伺います。

一昨年に水田活用の直接支払交付金の対象水田が見直された後、私の地元をはじめ、道内の水田地帯では、今後の営農への不安など、様々な声があったところであります。

これまで、道としてどのような対応をしてきたのか、伺います。

○浅野貴博委員長 水田担当課長山根敏史君。

○山根水田担当課長 これまでの対応についてでございますが、水活交付金の見直しは、地域の農業に様々な影響が及ぶことから、道では、令和3年12月に、関係機関・団体で構成する連絡会議を立ち上げ、地域や生産者からの意見を受け止めつつ、現場の課題の把握や対応策の検討を進め、国に対し、今後の産地形成に向けた支援などについて提案してまいりました。

国は、こうした提案を受け、交付対象水田の具体的な水張りルールを示すとともに、令和4年度第2次補正予算において、水田の畑地化の定着に向けた支援などを措置したところであり、道では、これらを踏まえ、各地域の農業再生協議会における産地形成に向けた検討を加速化するとともに、検討の中で明らかになった新たな課題の把握に努めるほか、地域の実情に応じた弾力的な制度の運用や、6年度以降の事業の継続、必要な予算の確保について、国に強く求めているところでございます。

以上でございます。

○滝口直人委員 次に、畑地化促進事業の採択状況について伺います。

令和5年度の畑地化促進事業は、1次採択されたと伺っていますが、北海道における事業の採択状況と今後の見通しについて伺います。

○山根水田担当課長 畑地化促進事業の採択状況についてでございますが、国は、水田を畑地化して、小麦や大豆、野菜などの生産に取り組む農業者への支援としまして、令和4年度第2次補正予算において畑地化促進事業250億円を措置し、今月、全国で172億円、うち、北海道分119億円が1次採択されたところでございます。

今後、国は、この秋にも2次採択を予定しておりますが、現時点において具体的な取扱いなどは示されていないことから、道では、2次採択に関する情報収集に努めますとともに、採択されずに保留となっている農業者について、地権者との合意などの事業要件の確認を行うなど、2次採択に向け、速やかに事務手続が進むよう準備をしているところでございます。

以上でございます。

○滝口直人委員 次に、土地改良区決済金等の支援について伺います。

土地改良区決済金等支援については、本定例会において約21億円が補正予算案に計上されてい

ますが、その内容について伺います。

○山根水田担当課長 土地改良区決済金などの支援についてでございますが、水田の畑地化により、土地改良区が管理する農業水利施設から水の供給などを受けなくなった農地は、改良区の地区から除外されることになり、農業者は、農業水利施設の整備に係る償還金や将来の維持管理費などを地区除外決済金として改良区に支払う必要が生じます。

このため、国は、地区除外決済金、または、畑地化によるかんがい用水などの使用量の減少に伴う賦課金の減額分について、10アール当たり25万円を上限に、都道府県を經由して支援することとしたため、道では、2次採択分の見込みと合わせて、21億円を補正予算案に計上したところでございます。

以上でございます。

○滝口直人委員 次に、畑地化に向けた取組について伺います。

国においては、水田を畑地化して畑作物の本作化に取り組む農業者に対して支援することとしており、私の地元の農業者からも、いつまでこの支援が続くのか、今後の営農への不安の声が上がっています。

農業者の不安を払拭する必要があると思いますが、どのように取り組む考えなのか、伺います。

○浅野貴博委員長 生産振興局長牧野充君。

○牧野生産振興局長 畑地化に向けた取組についてでございますが、水田の畑地化に取り組む農業者を支援する畑地化促進事業については、採択を保留された生産者の方々から、いつ採択されるのか、事業はいつまで続くのか、営農計画が立てられないといった不安の声が上がっていることは承知しております。

道といたしましては、こうした生産者の方々の不安を払拭し、地域の実情に応じた畑地化を推進するため、地域協議会に対し、2次採択に向けた丁寧な相談対応や情報提供などを行うとともに、オール北海道の関係機関・団体で構成する連絡会議におきまして、今後も引き続き、国に対し、本年度の補正予算での措置も含めた必要な予算の確保を求めてまいる考えでございます。

以上でございます。

○滝口直人委員 ただいま、畑地化に向けた取組については、今後も引き続き、国に対し、本年度の補正予算での措置も含めた必要な予算の確保を求める考えとの御答弁がありました。採択されずに保留になっている農業者についての予算が確保されますよう、しっかりと取組をしていただくことをお願いします。

また、畑地化促進事業で2次採択が保留となっていることにより、今年の水田交付金の交付に遅れが生じているとの声もあります。2次採択の事務手続等が早期に進むよう、併せてお願いします。

最後に、畑地化後における高収益作物等の振興について伺います。

畑地化促進事業において対象作物となる高収益作物については、今後5年間は取組や定着等を

図る支援が続けられますが、その後は交付対象水田から除外されます。

高収益作物である野菜、果樹、花卉等の振興にどのように取り組み、水田地帯の農業を振興していくお考えなのか、伺います。

○浅野貴博委員長 農政部長水戸部裕君。

○水戸部農政部長 水田地帯の農業振興についてでございますが、本道の水田農業の持続的な発展と農業経営の安定を図るためには、輸入依存度の高い小麦や大豆などの畑作物の生産のみならず、高収益作物である野菜などの園芸作物の定着化に向け、生産性の向上や経営体質の強化などに向けた取組を推進していくことが重要であると考えてございます。

このため、道といたしましては、普及センターを通じた栽培技術指導はもとより、スマート農業技術を活用した省力化や集出荷施設等の整備による産地体制の強化を進めるほか、加工・業務用野菜の生産拡大や専用品種の普及、道産の花弁や果樹のブランド力の強化、さらには、観光を通じた産地づくりなど、園芸作物の振興に向けた施策を総合的に展開し、今後とも、転作を含めた持続的な水田農業が展開されるよう、関係機関・団体と一体となって取り組んでまいります。

以上でございます。

○滝口直人委員 ただいま、部長より、畑地化後における高収益作物の展開については、道としては、スマート農業技術を活用した省力化や集出荷施設等の整備による産地体制の強化を進めるほか、道産の花弁や果樹のブランド力の強化など、園芸作物の振興に向けた施策を展開していく旨の御答弁がありました。

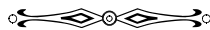
野菜等の生産者は、事業によって畑地化を推進することにより、交付対象水田から除外されることとなります。当分の間は支援を受けることができますが、その後は交付金が交付されないことから、農家経営の転換期となります。

畑地化促進事業の取組が多い私の地元では、今後、スマート農業の推進や集出荷施設等の整備に取り組むこととなりますので、道には、これまで以上に園芸作物の振興対策の取組を強化していただくことをお願いし、私の質問を終わります。

○浅野貴博委員長 滝口(直)委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、このまま暫時休憩いたします。

午後3時35分休憩



午後3時38分開議

○浅野貴博委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

農政部所管に関わる質疑並びに質問の続行であります。

赤根広介君。

○赤根広介委員 それでは、初めに、酪農対策について伺います。

まず、厳しい状況にある酪農経営について、先ほども中司委員の議論がございましたが、農業団体における生乳の生産計画と直近の配合飼料価格やぬれ子価格の推移について伺います。

○浅野貴博委員長 畜産振興課長黒島誠計君。

○黒島畜産振興課長 酪農経営を取り巻く価格の動向などについてでございますが、道内の農業団体では、令和5年度の生乳生産目標数量を前年度当初より16万9000トン少ない399万トンに設定し、計画生産に取り組んでいると承知しております。

また、配合飼料の工場渡し価格は、昨年10月に過去最高のトン当たり10万1196円まで上昇し、本年7月現在も9万7602円と高い水準で推移をしております。

さらに、道内家畜市場における乳用雄子牛、いわゆるぬれ子の平均価格につきましては、大手畜産業者の撤退などにより需要が大きく低下したことから、昨年9月には近年例を見ない1万119円まで急落し、その後は回復傾向にあったものの、本年7月以降、再び下落に転じ、8月は3万5011円となっております。

以上でございます。

○赤根広介委員 数字上もいまだに厳しい状況が続いていると受け止めるわけではありますが、道では、これまで、価格高騰等緊急経済対策をはじめ、物価の高騰に対する様々な対策を講じてきたわけではありますが、こうした道の酪農対策の進捗状況とその効果について認識を伺います。

○黒島畜産振興課長 道の酪農対策についてでございますが、本道の酪農経営が厳しい状況にある中、道では、昨年度に引き続き、本年第1回臨時会において、飼料価格の高騰対策や生産基盤の確保に向けた支援など、生産者負担の軽減に取り組んでいるところでございます。

このうち、配合飼料価格高騰対策緊急支援事業では、国の配合飼料価格安定制度に加入している全ての畜産農家8960戸分の本年度の生産者積立金として約24億2000万円の申請があり、9月末までに第3四半期分までの約18億円の概算払いを行ったほか、優良な乳用後継牛を確保するため、経産牛1頭当たり6800円を支援する酪農生産基盤確保対策事業につきましても、7月末までに対象となる酪農家4515戸の方々へ約29億8000万円を支出したところでございます。

こうした道の対策につきまして、生産者の方々や生産者団体などからは、経営の安定や継続に大きな効果があったという評価をいただいているものと認識してございます。

以上でございます。

○赤根広介委員 私も、統一地方選挙の際、全道各地を歩かせていただいたのですが、道のこうした支援に対しては本当に高く評価する声を頂いた一方で、いまだに、また最近も、地域の要望としては、何とかさらなる支援をという声も頂くところであります。

こうした数次にわたる対策を講じている一方で、依然として酪農経営は厳しい状況にあるわけであります。

そこで、酪農家の離農の実態をどう把握しているのか、また、どの程度減少しているのか、今後の見通しと併せて伺います。

○黒島畜産振興課長 離農の状況についてでございますが、道では、市町村の協力の下、毎年、離農などにより搾乳を取りやめる酪農家について調査しており、離農戸数は、近年は毎年100戸程度で推移をしておりますが、昨年は168戸と前年よりも49戸増加しております。

酪農経営をめぐるまは、高齢化や後継者不足に加えまして、近年の生産抑制や飼料価格の高騰が長期化するなど、厳しい生産環境が続いておりますことから、道としては、酪農家戸数の動向につきまして、引き続き、注視していく必要があるものと考えております。

以上でございます。

○赤根広介委員 次に、値上げの影響についてであります。この8月から全国で牛乳類が値上げをされたわけでありまして、こうした値上げによって仮に需要が落ちてしまえば元も子もないわけでありまして。

値上げの影響をどう把握されているのか、伺います。

○黒島畜産振興課長 牛乳類の値上げの影響についてでございますが、本年8月からの飲用向け乳価の引上げは、酪農経営の安定に寄与するものと期待される一方で、製品価格への転嫁による牛乳類の需要の落ち込みが懸念されているところでございます。

こうした中、値上げの影響につきましては、一般社団法人Jミルクが公表している資料によりますと、8月の牛乳類の販売数量につきましては、全国的に気温が高く、消費を後押ししたことなどから、7月から横ばいで推移をしており、急激な消費の低下は見られていないとされているところでございます。

以上でございます。

○赤根広介委員 12月からは、バターと生クリームとなる加工向け乳価も1キロ当たり6円の値上げが決まったわけでありまして。しかしながら、チーズや脱脂粉乳などは据置きで、酪農家が受け取る平均乳価の上げ幅は2円20銭にとどまるとも聞いております。

道では、農業団体や農業者との意見交換等を通じて現場の声というものを聞いていると承知しておりますが、酪農経営の厳しい現状や課題をどう把握されているのか、伺います。

○黒島畜産振興課長 酪農経営の現状把握についてでございますが、道では、生産者団体の会議や地域における生産者の方々との意見交換会、各種要請の機会などを通じまして、生産抑制を解除してほしい、飼料価格の高騰により経営が大変などといった厳しい酪農経営の現状を伺うとともに、本年12月からのバターや生クリーム向け乳価の値上げにつきましては、酪農家の方々は、歓迎する一方で、値上げ幅への不満の声もあるものと承知をしており、引き続き、様々な機会を通じ、地域の意見や課題の把握に努めてまいります。

以上でございます。

○赤根広介委員 こうした酪農家の厳しい経営状況を背景に、食料安全保障の観点からも経営の安定化を図るためには、輸入価格に影響されない国産の自給飼料の増産が急務と考えるわけでありまして。

そこで、第8次北海道酪農・肉用牛生産近代化計画の生産数量目標では、飼料自給率について、乳用牛、肉用牛のそれぞれの目標を令和12年度で71%、30%としており、牛合計では62%としているわけでありまして。

この飼料自給率の向上にどう取り組むのか、伺います。

○浅野貴博委員長 生産振興局長牧野充君。

○牧野生産振興局長 飼料自給率の向上に向けた取組についてでございますが、世界的な穀物需要の増加や円安の進行などにより、飼料価格が高止まりする中、本道の酪農経営が将来にわたり持続的に発展していくためには、恵まれた土地資源を生かし、良質な自給飼料の生産と利用の拡大を進め、外的要因に左右されにくい生産基盤の構築が重要と考えております。

このため、道といたしましては、計画的な草地の整備改良や優良品種の普及をはじめ、TMRセンターなどの営農支援組織に対する支援、さらには、耕畜連携の推進によるサイレージ用トウモロコシや水田地帯における子実用トウモロコシなどの生産拡大を進め、飼料自給率の向上に努めてまいります。

以上でございます。

○赤根広介委員 ぜひ、自給率の向上にしっかり努めていただきたいわけではありますが、ただ、この計画は令和3年3月に策定されているわけでありまして、平成30年から令和3年までは52%で、実は、この数値というのは横ばいで上昇していない中で、今、令和12年度の目標が62%となっているわけがあります。本気でここを上昇させていくのであれば、これから上位計画なども含めて見直し等もあると思いますので、しっかりとこの数字が適切かどうかということについても改めて検討していただきたいということは指摘させていただきます。

次に、道では、乳牛改良に資するゲノミック評価技術普及のため、モデル農家を対象とした経営体質強化に向けた牛群改良加速化事業に取り組んでいると承知しております。

本事業のこれまでの取組及び課題について伺います。

○黒島畜産振興課長 乳牛改良の取組などについてでございますが、乳牛改良は、乳量の増加や乳房炎などの疾病抵抗性の改善など、乳用牛の能力を向上させるとともに、こうした高い遺伝的能力を次代につなげ、酪農経営の体質強化と安定化に資する重要な手段でございます。

こうした中、道では、北海道家畜改良増殖計画に基づき、乳牛改良を進めていくため、公益社団法人北海道酪農検定検査協会が行う個体ごとの乳成分率や繁殖成績などのデータを収集、分析する牛群検定の取組を支援してきたところでございます。

一方、こうした牛群検定成績を活用した選抜手法では、遺伝的能力が判明するまでに出生から3年程度かかりますことから、その期間を短縮し、乳牛改良の加速化を図ることが喫緊の課題となっております。

以上でございます。

○赤根広介委員 本事業の選抜方法やサンプル数などを含めた、事業の内容について伺います。

○黒島畜産振興課長 牛群改良加速化事業についてでございますが、乳牛改良の加速化を図るためには、出生後、速やかに雌子牛のDNA情報を調べることにより、高い産乳能力や乳質などの遺伝的形質を短期間で評価することが可能となる、いわゆるゲノミック評価技術を活用していくことが重要でございます。

このため、道では、本年度、新たに牛群改良加速化事業を措置し、道内の乳牛検定組合から

250戸程度のモデル農家を選定いたしまして、約9000頭の雌子牛のDNA情報を検査し、乳量や乳質などに関して優れた遺伝子を持つ雌牛の選抜を繰り返すことによりまして、ゲノミック評価技術の実証と普及に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○赤根広介委員 昨今の酪農を取り巻く厳しい状況を踏まえれば、本事業による乳牛改良の取組を推進することは非常に重要な取組と考えるわけであります。

事業を着実に進めるため、今後どのように取り組むのか、伺います。

○牧野生産振興局長 今後の取組についてでございますが、配合飼料や電気代などの生産コストが高騰する中、酪農経営の体質強化を図るためには、乳量の向上はもとより、繁殖能力の改善や疾病抵抗性の向上など、乳牛改良を加速していくことが重要でございます。

このため、道では、本事業を効果的に進めるため、国に対し、検定員の育成確保やDNA情報の検査費用への助成、ゲノミック評価項目の拡大など、評価技術のさらなる活用に向けた支援を求めるとともに、関係団体などで構成する北海道乳牛改良委員会や各地域の乳牛検定組合と連携して、ゲノミック評価技術の普及促進を図る生産者向け説明会を開催するほか、モデル農家における経営改善の効果を全道の酪農家へ情報提供するなど、オール北海道で乳牛改良を推進し、酪農家の経営体質の強化を図ってまいります。

以上でございます。

○赤根広介委員 しっかりと普及拡大に取り組んでいただきたいということを求めておきます。

次に、畜産クラスター事業についてでございますが、道内における今年度の実施見込みを含めた過去5年間の実施状況について伺うとともに、トレンドを道はどのように認識しているのか、併せて伺います。

○牧野生産振興局長 畜産クラスター事業についてでございますが、本事業は、TPP関連対策として平成26年度補正予算で措置されて以降、道内では、地域の収益力の向上を目的として、畜舎や搾乳施設といった施設整備などを実施してきたところでございます。

そのうち、酪農関係では、令和元年度は49戸に対して補助金額で75億1000万円、2年度は44戸へ99億5000万円を支援したものの、3年度は38戸、88億8000万円、4年度は28戸、60億9000万円と、年々、減少傾向にあり、特に令和5年度は、新規就農者及び自給飼料関連施設の整備に限られたことから、10戸で8億3000万円と大幅に減少する見込みとなっております。

こうした減少の要因といたしましては、飼料価格の高騰が長期化していることや、生産者団体による生産抑制など、厳しい経営環境にある中、酪農家の方々が投資を控えている状況が背景にあるものと考えています。

以上でございます。

○赤根広介委員 まさに現下の酪農をめぐる厳しい状況が如実に表れていると言わざるを得ないわけであります。

次に、需給調整についてでございますが、令和5年度は401万9000トンと、4年度当初と比較し

て実に14万トンの減となっているわけでありますが、こうした需給調整の現状について、道の課題認識を伺います。

○黒島畜産振興課長 生乳の需給調整についてでございますが、生乳の需給は、長期保存が可能なバターや脱脂粉乳などの乳製品へ加工することによって調整されておりますが、国内の生産量の約6割を占める本道が、飲用需要が増加し都府県で生乳が不足する夏場には、本州への移出を増加させる一方、都府県の需要が少ない冬場には、道内の乳製品工場で加工に仕向けることで、その調整機能を担っております。

こうした中、今般の生乳需給が緩和した状況下におきまして、道内の生産者団体が独自に需要に応じた生産目標数量を設定し、目標数量の遵守に向け、一丸となって取り組んでおりますが、こうした取組の負担が本道の生産者団体に集中していることなどが課題となっているものと認識をしております。

以上でございます。

○赤根広介委員 そこで、道では、この間、国に対して全国的な需給調整機能の構築を求めてきたわけでありますが、具体的にどのような内容で、成果をどう把握されているのか、伺います。

○黒島畜産振興課長 国への要望などについてでございますが、生乳の需給が緩和する中、道では、本道の生産者団体に負担が集中することがないように、国に対し、全国的な需給調整機能の確実な実施とその強化を強く求めてきたところでございます。

こうした中、国は、令和4年度に全国の生産者団体と乳業メーカーの負担金による基金を新たに設け、脱脂粉乳を飼料用に転用するなどの支援措置が講じられたところでございます。

この取組の結果、昨年度は2万8000トンの脱脂粉乳が処理されましたほか、道内の生産者団体が独自に実施しました在庫対策の効果も加わり、昨年5月には過去最高の10万4000トンまで増加していた脱脂粉乳の在庫量は、本年3月末にはコロナ禍前の水準であります6万4000トンにまで大幅に減少いたしました。

以上でございます。

○赤根広介委員 在庫対策については、成果を上げているというふうに受け止めます。

こうした生産抑制の一方で、先ほどの議論でもございましたが、系統外への出荷が拡大し、生乳の需給調整は混乱したという指摘もあるわけであります。

こうした中、今後の需給調整システムをどのようにすべきか、こうした検討主体の不在が現下の酪農の最大の危機との識者の指摘もあるわけでありますが、道としては、どのような需給調整システムが望ましいと考えているのか、今後の対応と併せて伺います。

○牧野生産振興局長 今後の対応などについてでございますが、生乳の需給は、国内生産量の約6割を占める本道が、脱脂粉乳やバターなどへの加工による調整のほか、生産者団体の自主的な生産抑制の取組などによって、その調整を一手に担ってききましたが、今後とも酪農経営の安定的な発展を図るためには、本道に負担が集中することなく、全国レベルでの生乳の需給調整機能が適切に発揮されることが重要と考えております。

このため、道では、国に対し、全国の生産者と乳業メーカーなどが一体となって需給調整を行う体制の継続強化を求めますとともに、道内の関係機関・団体と一体となって、道産チーズをはじめとする牛乳・乳製品の国内消費の拡大や輸出の促進など、新たな需要拡大に取り組み、生乳需給の安定化に努めてまいります。

以上でございます。

○赤根広介委員 続いて、今、御答弁にもありました新たな需要の創出でございますが、これまでも、我が会派では、生産抑制ではなくて、需要をいかに創出していくか、その必要性について議論を交わしてきたわけであります。

そこで、輸入乳製品の大部分はチーズでありますので、この一部を国産に置き換えることができれば、在庫の低減や生乳生産を抑制しなくても済むのではないかと考えるわけであります。

この間、道では、国産チーズのシェア拡大や道産チーズの需要喚起に取り組んできたことと承知をしておりますが、その内容について伺います。

○黒島畜産振興課長 道産チーズの需要喚起についてでございますが、食生活の多様化などにより、チーズの消費量は増加傾向で推移をしておりますが、約9割が輸入チーズで占められており、安定した生乳の生産環境を確保していくためには、国産のほぼ全量を占める道産チーズの需要を喚起し、輸入チーズからの置き換えなどを図っていくことが重要でございます。

こうした中、道では、道産チーズの特徴や魅力などのSNSでの発信をはじめ、道内の宅配ピザ店と連携した新商品の開発や、小売店とコラボした道産チーズの購入者に対するプレゼント企画、地域におけるチーズ工房の育成支援や衛生管理研修会の開催、チーズフェアや料理コンクールの開催など、関係機関や団体と一体となって、道産チーズの需要の喚起に向けた様々な取組を展開してきたところでございます。

以上でございます。

○赤根広介委員 需要喚起に向けて様々な取組を行ってきたという御答弁であります。そうした取組の成果というものをどう認識されているのか、また、取組を一層進める上で課題をどう認識されているのか、併せて伺います。

○浅野貴博委員長 食の安全推進局長野口正浩君。

○野口食の安全推進局長 取組の成果などについてであります。昨年度、宅配ピザ店や小売店と連携して実施しましたキャンペーンでは、道産チーズを100%使用したピザの新商品の売上げが目標の1万枚を超えるとともに、キャンペーンの継続を求める声により期間を延長したほか、小売店ではチーズの売上げが前年を上回り、プレゼントつきアンケート調査にも2000件を超える応募があったことから、道産チーズの潜在的な需要を一定程度確認できたものと認識しております。

一方、道産チーズの消費を拡大する上では、輸入チーズと比べて価格が高いことが大きなネックでありまして、消費者の方々に道産チーズのおいしさや高い品質に見合った価格であることなどを御理解いただくことをはじめ、パッケージを工夫した手頃な価格設定での商品開発の促進

や、多様な道産チーズを目にする機会を増やすなど、商品づくりと消費の両面から需要の拡大を図ることが必要と認識しております。

○赤根広介委員 今の御答弁で、価格の高さがネックというお話もございましたが、一方で、今後も、FTAによりチーズの関税は減り、輸入が増えることが想定をされるわけですが、例えば、国がチーズ向け生乳への直接支払いをするなどして、輸入チーズから国産チーズへの置き換えを強力に推し進めるとともに、道としても、引き続き、道産チーズの需要喚起に取り組むべきと考えるわけでありますが、こうした需要創出に向けた今後の取組について所見を伺います。

○浅野貴博委員長 農政部食の安全推進監野崎直人君。

○野崎農政部食の安全推進監 需要喚起に向けた今後の取組についてでございますが、飼料価格の高騰や生乳の生産抑制など、本道の酪農経営が厳しい状況にある中、酪農経営の安定には、牛乳・乳製品の需要を確保することが重要と認識しております。

道といたしましては、国に対し、引き続き、加工原料乳生産者補給金の再生産可能な単価の設定のほか、国産ナチュラルチーズの品質向上やブランド化への支援、国産チーズのシェア拡大に向けた輸入品からの置き換えを進める対策を求めてまいりる考えでございます。

加えまして、関係機関や団体と連携をして、ナチュラルチーズフェアや料理コンクールの開催をはじめ、チーズを使用した料理レシピや道産ワインとのマリアージュのSNSでの発信、乳業メーカーや輸出業者が海外で行う道産チーズの販売促進の取組への支援など、多種多様な道産チーズの魅力を国内外の消費者の方々に積極的に提供することによりまして、道産チーズの一層の需要拡大を図ってまいります。

○赤根広介委員 ぜひ、道庁としてもリーダーシップを発揮して、引き続き、粘り強い取組に期待をするところであります。

酪農対策について様々伺ってまいりましたが、本道の基幹産業である酪農の経営の安定化を図り、これは、常々、知事も言葉で述べているわけでありますが、酪農家の皆様が将来にわたって意欲を持って経営を続けていける生産環境づくりに今後どう取り組むのか、所見を伺います。

○浅野貴博委員長 農政部長水戸部裕君。

○水戸部農政部長 酪農振興についてでございますが、我が国の生乳生産量の約6割を占める本道の酪農が、今後もその役割と責任を果たし、地域を支える基幹産業として持続的に発展していくためには、酪農家の方々が、安心をし、そして意欲を持って生産できる環境を整えていくことが重要であると考えてございます。

このため、道では、国に対し、飼料価格の高騰対策をはじめ、生産者補給金の再生産可能な単価の設定や全国的な需給調整機能の確実な実施、国産チーズのシェア拡大に向けた支援などを求めますとともに、関係機関や団体と一体となって、計画的な草地の整備改良や優良品種の普及などによる自給飼料の生産拡大、スマート農業技術の活用による省力化や、TMRセンターなどの営農支援組織に対する支援、さらには、道産チーズをはじめとした牛乳・乳製品の消費拡大や輸出の促進など、生産と消費の両面から施策を総合的に推進することによりまして、体質の強い本

道酪農の生産基盤の確立に努めてまいります。

以上でございます。

○赤根広介委員 引き続き、総合力を発揮して、酪農支援対策に取り組んでいただきたいということを求めておきます。

次に、高病原性鳥インフルエンザについてであります。

昨年は、全国で約1771万羽が殺処分され、道内では151万5000羽に上ったと承知をしております。

また、今年も、もう10月になりますので、渡り鳥の飛来シーズンとなっているわけですが、昨季の状況を踏まえ、道としてどのような対策を講じているのか、まず伺います。

○浅野貴博委員長 家畜衛生担当課長小田茂樹君。

○小田家畜衛生担当課長 高病原性鳥インフルエンザへの対応についてであります。依然として本病の発生リスクの高い状況が続く中、養鶏事業を安定的に継続するためには、農場で本病を発生させないことが何よりも重要でありまして、発生が確認された場合には、迅速な防疫措置により蔓延を防止する必要があります。

こうした中、国では、昨シーズンの全国的な発生状況を踏まえ、本年7月に疫学調査報告を行い、発生リスクを抑制するためには、日頃のネズミ駆除や野生動物の誘引防止、鶏舎に出入りする作業者のウイルスの持込防止、ふだん目の届きにくい入気口の適切な保守管理など、基本的な対策の徹底が必要であることを改めて提言したところで。

道としましては、地域の自衛防疫組織と連携しながら、引き続き、飼養衛生管理の徹底について指導助言を行うことはもとより、国の提言も踏まえまして、生産者団体と連携しまして、農場のネズミ等の対策講習会の開催や侵入防止対策事例集の作成など、より効果的なウイルス侵入リスクの低減に向けた対策を講じるとともに、万が一発生した場合に迅速な初動防疫が図られますよう、必要な資材を備蓄、点検するほか、各地域において防疫演習を繰り返し行うなど、蔓延防止に向け取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○赤根広介委員 次に、鶏卵の需給動向は、この間、どのように推移しているのか、伺います。

○黒島畜産振興課長 鶏卵の需給動向についてでございますが、農林水産省によると、令和4年度の国内の鶏卵の生産量は、概算値で、高病原性鳥インフルエンザの発生による影響などから、前年度に比べ1.9%減の253万7000トンと減少しており、消費量は前年度に比べ1.9%減の262万7000トンとなる一方、輸入量は、加工用の国産鶏卵の代替として増加したことから、1.7%増の11万7000トンとなったところでございます。

また、道内におきましては、この春、千歳市内で相次いで発生した高病原性鳥インフルエンザにより、道内で飼養される採卵鶏の2割を超える約120万羽が殺処分されましたことから、鶏卵の流通に大きな影響が生じていましたが、生産者団体などへの聞き取りによりますと、現在は、本州からの鶏卵の移入や発生養鶏場におけるひなの導入も進み、徐々に生産量が回復しているも

のと承知をしております。

以上でございます。

○赤根広介委員 今年の夏場ぐらいまでは、スーパーや飲食店、菓子店などでも、卵の販売休止、あるいは商品規格の見直しなど、こうした事態が続いておりましたので、何とか今シーズンはこうした事態にならないように万全を期していきたいというふうに考えるわけでありまして。

そこで、埋却処理についてであります、昨シーズンの大規模な感染拡大があったわけでありまして、こうした中で、感染拡大のリスクを低減する上でも、死体やふん尿の処理のスピード感が求められるわけでありまして、埋却処理に関して、これまで何かしらの問題が起きているのか、課題認識と併せて伺います。

○小田家畜衛生担当課長 埋却処理における課題などについてであります、道内では、これまで、高病原性鳥インフルエンザが発生した際の防疫措置において、現在、最も合理的な方法として、死体と汚染物品の全てを埋却しており、埋却場所につきましては、国の防疫作業マニュアルに基づき、井戸から離すなど、環境や衛生面での影響が生じないよう確認した上で決定しているところですので。

こうした中、埋却作業の遅延や埋却後の土中への汚染物品の漏出などの大きな問題は生じていないものの、埋却する物品の量が想定を上回り、防疫措置実施中に、急遽、埋却場所を追加選定した事案もあり、防疫計画がより実効性のあるものとなるよう見直していくことが課題と認識しています。

以上でございます。

○赤根広介委員 埋却処理に使用しているフレコンバッグやブルーシートは土に返らないため、これまでの議会議論でも、道として、国に対して環境への影響を考慮した埋却方法の検討などを求めるとしているわけでありまして、これらの対応状況について伺います。

○小田家畜衛生担当課長 埋却方法についてであります、道では、埋却処理に際し、土中で分解する被覆資材を使用するなどの環境への配慮が必要と考えており、これまで、そうした資材の情報を収集し、国と意見交換を行ってきましたが、素材の強度や耐久性のほか、分解が早過ぎた場合に汚染物品が漏出するなどの問題が提起されている状況でございます。

道としましては、引き続き、研究機関や企業などから資材に関する情報を収集するとともに、国などとの意見交換を行うなど、環境への影響を考慮した埋却方法について知見を深めてまいります。

以上でございます。

○赤根広介委員 こうした環境への配慮というものも、引き続き求めておきたいというふうに思っています。

万が一、昨季のような流行拡大が発生した際、迅速な処理にどう取り組むのか、所見を伺います。

○野口食の安全推進局長 埋却処理の迅速化に向けた今後の取組についてであります、ウイル

スの飛散を防ぐためには、殺処分した死体や汚染物品を迅速に処理する必要があることから、道では、現在、最も合理的な方法である埋却処理を前提として、農場ごとの防疫計画を作成しているところであります。

防疫計画の作成に当たっては、生産者自らが埋却候補地を事前に決定しておりますが、道としましては、不測の事態が生じることを想定して、地域の自衛防疫組織や市町村等と連携しながら、予備の候補地を確保するなど、防疫計画の充実を図っているところであり、引き続き、本病が発生した際の迅速な埋却処理に向け、取組を進めてまいります。

以上です。

○赤根広介委員 そこで、昨季、こうした埋却処理に要した職員の人件費を含め、清浄化や防疫作業に要した費用について伺います。また、これらの業務に関わる職員の負担についてどう認識されているのか、併せて伺います。

○小田家畜衛生担当課長 費用などについてであります。令和4年秋からのシーズンに発生しました五つの農場において、清浄化のための防疫措置に要した経費としましては、職員などが実施した防疫作業に約11億6000万円、周辺農場の出荷制限などによる損失に対する補助として約3億円、使用した防疫資材などに係る経費としまして約3億円を要したところです。

また、これら5農場における防疫作業に従事するため、現地に多くの職員を派遣しております。中には、複数回にわたり派遣された職員もいることから、肉体的な疲労の蓄積や精神的負担は大変大きかったものと認識しております。

以上でございます。

○赤根広介委員 私も、現場で殺処分に当たられた職員の皆様に直接お話を聞いて、本当に大変な御苦労だと思いましたが、心からねぎらいを申し上げたところでありますが、青森県では、こうした鳥インフルエンザの対応のうち、側面支援的な業務を専門業者に外部委託して、県職員のマンパワーを殺処分や消毒ポイントの運営などに集中させることで、防疫作業を早期に完了させることを狙いとして、今議会の補正予算に1900万円を計上していると承知しております。

鳥インフルの防疫作業に関する包括的な外部委託は全国初の試みということでもありますけれども、昨今の感染状況や大規模感染の方が一の同時発生への備え、さらには、今答弁にありました職員の負担軽減の視点から、道においてもこうした取組は検討に値するものと考えますが、見解を伺います。

○浅野貴博委員長 農政部次長山口和海君。

○山口農政部次長 防疫作業の外部委託についてであります。高病原性鳥インフルエンザが大規模農場において同時もしくは断続的に発生した際には、防疫作業が長時間に及ぶことから、現地に派遣される職員の肉体的、精神的な負担は大きく、また、通常業務に当たった職員の負担も増加するものと認識をしております。

道では、現在、青森県の取組も参考にしながら、防疫措置に係る業務のうち、鶏舎の清掃・消毒作業への人材派遣や、防疫作業に従事する職員の送迎バス、宿泊施設の手配など、委託可能な

業務を整理した上で、これらの業務に対応可能な民間企業と協議を行いながら、外部委託の可能性について検討しているところでございます。

○赤根広介委員 検討を進めているということではありますが、これから財政協議等もあるのかもしれませんが、ぜひ、これは、今シーズンの感染時に間に合うように取り組んでいただきたいというふうに強く思うわけでありましたが、再度、見解を伺います。

○水戸部農政部長 防疫作業の外部委託についてでございますが、現地に派遣され、防疫作業に当たる職員の負担はもとより、また、残って通常業務に当たる職員の負担もありますことから、防疫作業に係る業務のうち、民間に委託できるものは委託し、少しでも職員の負担を軽減すべきと考えてございます。できるところから進めるべきと考えておりまして、検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○赤根広介委員 ぜひ、早期にその検討が実現するように強く指摘をさせていただきます。

次に、経営支援などについてでございますが、発生農場の経営再建や継続には、多額の設備投資が見込まれることから、現行の融資制度の資金使途や貸付限度額の増額、償還期限の延長など、大型家禽や中小規模の経営に対して、飼養衛生管理をこれまで以上に強化した場合に対する見直しを求める要望、意見も聞くところでありますが、この点への道の認識と対応を伺います。

○浅野貴博委員長 農業経営局長小原啓吾君。

○小原農業経営局長 発生農場に対する経営支援などについてでございますが、高病原性鳥インフルエンザの発生農場に対しましては、経営の再開、継続に必要な運転資金を融通する家畜疾病経営維持資金や農林漁業セーフティネット資金に加えまして、新たに、飼養衛生管理水準の向上に向けた設備投資などが必要な場合には、貸付限度額が大きく、長期の償還期限が設定されている農業経営基盤強化資金、いわゆるスーパーL資金などの制度資金のほか、畜産クラスター事業や消費・安全対策交付金の活用も可能となっているところでございます。

道といたしましては、発生農場の要望などを十分踏まえ、利用可能な資金や補助事業の活用など、生産者に寄り添いながら丁寧な対応に努めてまいります。

以上でございます。

○赤根広介委員 次に、9月21日に農場の分割管理に当たっての対応マニュアルを国は公表したと承知しております。この分割管理とはどのような仕組みか、お伺いをいたします。

また、分割管理の導入は畜産業者が決定するものと承知をしておりますが、道としてこの有用性をどう認識されているのか、伺います。

○小田家畜衛生担当課長 分割管理の仕組みなどについてでございますが、農場の分割管理は、飼養衛生管理基準や防疫指針に基づき、農場内にある複数の畜舎などにおける人や物、家畜などの動線を分けることにより、それぞれ独立した農場として位置づけ、防疫措置における殺処分などの範囲を限定する仕組みです。

道としては、分割管理は、高病原性鳥インフルエンザ発生時の防疫措置に伴う人的、経済的な

負担の軽減や、鶏卵などの需給に対する影響の緩和につながる一方で、分割後であっても、畜舎間の距離が近いことなどによる感染拡大リスクが懸念されることから、農場ごとの飼養衛生管理を徹底していくことが必要と考えております。

以上でございます。

○赤根広介委員 今、いわゆるメリット、デメリットを提示していただきましたが、まずは基本に忠実にというのが王道だというふうに思うわけであります。

この導入には、施設整備などのコストが必要となるため、国では、次年度の予算の概算要求に、整備を支援するための費用を盛り込んでいるわけでありますが、分割管理の導入にどのように対応するのか、所見を伺います。

○野口食の安全推進局長 分割管理の導入に向けた対応についてであります。分割管理は、家畜伝染病発生時の防疫措置に伴う人的、経済的な負担の軽減などにつながる一方、導入に当たっては、人や物などの交差汚染が生じないように、適切な施設整備や飼養衛生管理を行っていくことが必要であります。

道としましては、地域の自衛防疫組織等に対し、分割管理に関するルールや導入時に活用できる支援制度などについて情報提供するほか、生産者の方々から相談を受けた際には、国の農場の分割管理に当たっての対応マニュアルに基づき、農場の実態に応じて丁寧な指導を行うなど、生産者の方々の的確な理解に基づく導入が図られるよう取り組んでまいります。

○赤根広介委員 近年、全国的に過去最大規模の発生が続く中、本道も渡り鳥の南下時期を迎え、道内での発生リスクが高まることも懸念されるところであります。

道として、鳥インフルエンザのウイルス侵入防止など、防疫対策にどのように取り組むのか、最後に所見を伺います。

○野崎農政部食の安全推進監 今後の取組についてでございますが、国の疫学調査報告におけるリスク想定や、7月末に南樺太で死亡野鳥の感染事例が確認されたことなどを踏まえ、今シーズンも、渡り鳥により道内に一定量の高病原性のウイルスが持ち込まれ、カラスなどに伝播して、長期間にわたりウイルス量が増加することが懸念されますことから、引き続き、最大限の警戒を維持していく必要があると認識しております。

このため、道では、改めて、農場や関係者の皆様に対しまして、鶏舎周辺の石灰散布等の消毒の徹底のほか、鶏舎や防鳥ネットの点検、修繕など、基本的な対策の徹底を繰り返し呼びかけるとともに、死亡野鳥の検査結果や国内外における発生状況などの情報を速やかに提供するなど、ウイルスの侵入防止に向けた取組を危機意識を持って進めているところでございます。

また、今後、渡り鳥の飛来が本格化する時期に入りますことから、来月中旬に開催いたします警戒本部幹事会におきまして、関係機関・団体と最新の情報の共有を図るほか、市町村や関係団体等と密接に連携しながら、家畜保健衛生所による農場への立入検査や地域ごとの講習会を開催するなど、さらなる侵入防止対策の徹底に取り組んでまいります。

○赤根広介委員 ぜひ、最大限の危機意識と警戒心、そして対応の徹底を求めて、質問を終わり

ます。

ありがとうございました。

○浅野貴博委員長 赤根委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

板谷よしひさ君。

○板谷よしひさ委員 それでは、まず最初に、農福連携についてお伺いいたします。

障がいのある方々の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展につなげるとともに、自信や生きがいを持って社会参画を実現する農福連携の取組は、人材の確保のみならず、福祉の視点から作業環境やその方法の見直しを図ることにより、作業効率が上がり、生産性の向上につながることも期待されております。

農福連携を進めていくに当たっては、認知度を高めることや、農業と福祉の双方の知識を兼ね備えて具体的な助言が行える専門家の育成など、課題も多いと聞いております。

そこで、農福連携の推進に向けた取組について、以下、お伺いいたします。

国では、令和元年に農福連携等推進ビジョンを策定し、全国で約4000ある取組主体を令和6年度までに新たに3000創出する目標を立て、官民を挙げて農福連携を推進していくこととしております。

道としても、各振興局に相談窓口を設置するなど、対応を進めてきていると聞いております。道内での農福連携の取組についてお伺いいたします。

○浅野貴博委員長 農業経営課長佐々木秀弥君。

○佐々木農業経営課長 農福連携の取組状況についてであります。農福連携は、農業分野において障がいのある方々が活躍し、社会参画を実現するとともに、雇用人材の確保などに資する重要な取組でありますことから、道内における取組主体は年々増加し、令和4年3月末現在、農業者や農協では181経営体、福祉事業所では176か所で取り組まれているところでございます。

具体的には、深川市では、農協が農業者と福祉事業所を仲介し、農場での野菜の収穫や袋詰めなどの作業日程の調整や工賃の支払い業務など、一連の対応を担うことで、年間延べ2000人程度の障がい者を受入れた事例や、旭川市が中心となり、関係者から成る農福連携チームを設置し、相談対応や研修会の開催、収穫や包装の作業マニュアルの動画を作成するなど、情報発信の強化に取り組んだ結果、農福連携の取組が地域全体に広がった事例などが見られているところでございます。

以上でございます。

○板谷よしひさ委員 次に、認知度向上に向けた取組についてですが、官民が連携した農福連携等応援コンソーシアムは、毎年、「ノウフク・アワード」として、全国の農福連携の優良事例を表彰してきています。

昨年は、共働学舎新得農場がグランプリを獲得するなど、道内には優れた取組事例がありますが、農福連携の取組自体が道内の関係者にあまり知られていないという課題があると聞いております。

道は、これまで、認知度の向上に向けてどのような取組を行ってきたのか、お伺いいたします。

○佐々木農業経営課長 認知度向上に向けた取組についてであります。農福連携の取組を全道に広げていくためには、優良事例の成果などを農業側、福祉側の双方に分かりやすく紹介し、認知度を向上させていくことが重要と考えてございます。

このため、道では、全道の振興局に設置した相談窓口を通じた対応や取組事例などの情報発信をはじめ、農業現場での見学会や農作業体験会、セミナーを開催するとともに、農業団体と連携して作成しました農福連携ガイドブックや、道の広報誌、ホームページなど、様々な媒体を活用するなど、今後とも、関係機関・団体と連携しながら、農福連携の効果を全道に発信してまいります。

以上でございます。

○板谷よしひさ委員 それでは、次に、人材育成についてお伺いいたします。

農福連携を推進するには、障がいの特性に応じた作業分担や、その特性を踏まえ、農業者や福祉事業者などに具体的なアドバイスができる専門家の育成が課題となっておりますが、人材育成に向けてどのような取組をしているのか、お伺いいたします。

○浅野貴博委員長 農業経営局長小原啓吾君。

○小原農業経営局長 人材育成についてでございますが、農福連携の推進に当たっては、農業側と福祉側にお互いの基礎的な知識がないことや、障がいの特性などに応じた作業の選定が難しいといった課題があることから、互いの知識不足を補い、農業と福祉のかけ橋となる人材を育成していくことが重要と考えております。

このため、道では、農業者や福祉事業所向けの研修会の開催などに加えまして、本年7月には、障がいの特性を踏まえた作業内容の設定など、現場の状況に応じた指導助言を行う人材を育成するため、道内初となる農水省認定の研修会を開催したところでありまして、今後、研修修了者を農業現場に順次派遣することとしています。

このほか、道立農業大学校の生徒を対象としまして、農福連携の現状や道内の取組事例を紹介する特別講座を開講し、理解醸成を図るなど、人材育成に向けた様々な取組を進めているところでございます。

以上です。

○板谷よしひさ委員 道内における農福連携の取組が増加している中、地域間での温度差があると聞いております。

全道的にこの取組を広げるため、道として、今後どのように農福連携の取組を推進していくのか、お伺いいたします。

○浅野貴博委員長 農政部長水戸部裕君。

○水戸部農政部長 今後の取組についてであります。農福連携の推進に向けましては、農業側と福祉側の双方の理解と協力の下、障がいのある方々にとって働きやすい環境を整備するとともに

に、地域における推進体制づくりが重要であると認識をさせていただきます。

このため、道では、各振興局による相談体制を整備し、取組事例などの情報発信をはじめ、農作業体験会やセミナーの開催のほか、道の広報誌やホームページなどを活用した農福連携の効果の周知など、認知度向上に取り組みますとともに、農業と福祉のかけ橋となる専門人材の育成や、将来の本道農業を担う農業大学の生徒への理解醸成など、人材育成に向けた様々な取組を行ってきたところでございます。

道としては、今後も引き続き、こうした取組を通じて、道内各地において農福連携に対する理解が醸成され、より一層、普及、定着するよう、関係機関・団体と一体となって推進してまいります。

以上でございます。

○板谷よしひさ委員 農福連携の現場については、送り出す側はもちろんなのですが、受け入れ側についても、それなりのサポートの負担がかかっているというふうに聞いております。この取組をさらに推進するためには、受入れ側に対して、ある程度、補助のメニューの充実が必要ではないかと考えますので、検討をお願いいたします。

続きまして、農村インフラ整備についてお伺いいたします。

本道では、農家戸数の減少や農家の高齢化の進行、自然災害の増加など、農村を取り巻く環境は厳しさを増しており、このような状況においても、本道農業・農村が持続的に発展し、安全、安心な食料を安定的に供給するためには、集落機能を維持し、農業生産を継続する必要があります。

そのためには、農村での生活に欠かせない農道や営農飲雑用水施設、農業集落排水施設のいわゆる農村インフラ施設の維持強化を図ることが重要と考えますので、以下、お伺いいたします。

まず、現状についてですが、本道の農村を取り巻く環境が厳しい中、農村インフラ施設は、農村での生活に不可欠な施設であると考えますが、整備から約30年以上が経過した施設も多くあると聞いておりますので、現状についてお伺いいたします。

○浅野貴博委員長 農村整備課長合田俊昭君。

○合田農村整備課長 農村インフラ施設の現状についてであります。飲用水などを供給する営農飲雑用水施設や汚水を処理する農業集落排水施設、円滑に農産物を輸送する農道などの農村インフラ施設は、いずれも農村での生活に不可欠であり、集落機能を維持するためにも重要な役割を果たしております。

道では、これまで多くの整備を進めてきましたが、完成から相当な期間が経過している施設もあり、営農飲雑用水施設や農業集落排水施設では、老朽化や地震などによる破損や漏水事故のリスクが増大し、農道では、老朽化により舗装のひび割れが進み、農業機械の走行に支障を来すなどといった課題があるものと承知しております。

以上でございます。

○板谷よしひさ委員 施設の老朽化が進行しているということですが、人や家畜の飲み水、農業

機械の洗浄水などを供給する営農飲雑用水施設や汚水を処理する農業集落排水施設は、生活に欠かせない施設です。

老朽化によって漏水事故が発生したり、胆振東部地震でも一部被害を受けたと聞いております。計画的な整備が必要と考えますが、北海道では、これら施設の整備を今後どのように進めていくのか、お伺いいたします。

○浅野貴博委員長 農村振興局長高崎悟君。

○高崎農村振興局長 営農飲雑用水施設は、人や家畜の飲用水、農業機械や野菜の洗浄水を供給し、農業集落排水施設は、生活排水の汚水を処理するなど、農村での日常生活に欠かせない重要な施設であります。管路の老朽化による漏水事故や、地震による施設の損壊や停電により、機能が停止し、日常生活に影響を及ぼすことが懸念されております。

このため、道では、施設管理者である市町村と連携を図り、漏水事故の履歴などから施設の現状把握や劣化状況の調査を進め、地震による被害を最小限にとどめる耐震化や、停電に対応する非常用発電設備の設置の検討を行うなど、市町村が作成する機能保全計画を支援し、施設の整備を計画的に進めてまいります。

以上でございます。

○板谷よしひさ委員 それでは、農道についてもお伺いしたいと思っております。

農道でも、舗装がひび割れし、農業機械の走行に支障を来しているとのことですが、近年は、農業機械などの大型化が進み、擦れ違いができず、迂回することによって作業効率が低下しているというような路線もあると聞いております。

道では、今後、農道整備をどのように進めていくのか、お伺いいたします。

○高崎農村振興局長 農道の整備についてであります。農道は、農業機械の移動はもとより、農産物や生乳の輸送に加え、生活車両の通行等、農村で生活する人々にとって重要な役割を果たしております。近年、老朽化による舗装のひび割れ等に加え、農業機械の大型化により路面に不陸が生じるほか、車両の擦れ違いに時間を要するなど、円滑な通行に支障を来しております。

このため、道では、農道の管理者である市町村と連携を図り、舗装の劣化状況を確認するための機能診断を行うほか、大型機械との擦れ違いに対応した待避所の設置の検討を行うなど、市町村が作成する中長期的な整備構想を支援し、効果的、計画的に農道整備を進めてまいります。

以上でございます。

○板谷よしひさ委員 ありがとうございます。

本道の農村地域において、集落機能を維持し、農業・農村が持続的に発展していく上で、農村のインフラ施設の維持強化が重要と考えますが、道として、今後どのように進めていくのか、お伺いいたします。

○水戸部農政部長 農村インフラ施設の整備の進め方についてであります。本道農業・農村が人口減少や高齢化などといった課題に直面する中、我が国最大の食料供給地域として持続的に発展していくためには、農業の生産力や競争力の強化と併せて、農業者をはじめ、農村で暮らす人

【第2分科会 9月29日 第2号】

々が安心して住み続けられるよう、集落排水施設や農道などの農村インフラ施設の機能を維持強化することが重要であると認識してございます。

このため、道といたしましては、農村インフラ施設の管理者であります市町村と連携を図り、老朽化に伴う施設の劣化状況の確認及び耐震化や工法の検討を行うなど、市町村が作成する機能保全計画や整備構想を支援し、農村インフラ施設の整備を効果的、計画的に進め、農業者の営農基盤の整備はもとより、農村で暮らす人々が安心して快適に住み続けられるよう、生活環境づくりに努めてまいります。

以上でございます。

○板谷よしひさ委員 農村がそのまま永続していけるよう、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、異常気象に伴う農業への影響についてであります。

今年7月の世界の平均気温が観測史上最も高くなったことを受け、国連事務総長は、地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰化の時代が来たと警告を発しています。

道内においても、真夏日が連続して40日以上続くなど、猛暑の夏となりました。酪農や野菜類を中心に農業への影響が見られたと聞いております。一方で、いわゆるゲリラ豪雨やひょうの発生により、一部の地域では、農作物や農地、農業用施設の被害もありました。

来年以降もこうした猛暑の傾向が続く可能性が高いと考えられることから、以下、お伺いいたします。

今年の7月と8月の道内の気温や降水量、日照時間などの気象経過について、平年と比較してどのような傾向にあったと分析しているのか、お伺いいたします。

○浅野貴博委員長 技術普及課長鈴木章代君。

○鈴木技術普及課長 7月、8月の気象についてであります。この夏の道内は、太平洋高気圧に覆われた日が多く、気温については、全道平均で、7月は21.4度と平年と比べ2.9度、8月は24.0度と平年と比べ3.7度と、それぞれ高くなり、昭和21年の統計開始以来、最も高い記録となりました。

また、降水量につきましては、全道平均で、7月は平年と比べ87%、8月は98%と平年並みとなりましたが、特に8月の太平洋側では平年と比べ56%と少なく、一方で、オホーツク海側では164%と多く、地域差が大きくなったところです。

日照時間につきましては、全道平均で、7月は平年と比べ116%と多く、特に太平洋側では平年と比べ140%とかなり多くなりましたが、8月は全道平均で105%と平年並みとなりました。

以上でございます。

○板谷よしひさ委員 日照時間等は平均的などころというふうに聞きまして、ただ、やっぱり、気温が非常に例年より高いというような状況だったと思います。

今年の主要な農作物の生育状況は、そのような状況下において、農作物にどのような影響が見られているのか、お伺いしたいと思います。

○浅野貴博委員長 技術普及課首席普及指導員松井克行君。

○松井技術普及課首席普及指導員 農作物の生育状況についてであります。春以降、平年を上回る記録的な高温が続いたことなどにより、各農作物の生育は、9月15日現在、水稻は平年より10日、大豆は8日、てん菜は7日、バレイショは6日など、それぞれ早く進んでおり、総じて順調に推移しています。

一方で、夏場の高温多湿の影響により、地域や圃場によって、水稻では白未熟粒が発生し、また、てん菜では褐斑病が平年より多く発生しており、野菜類では発育不良や変形が見られています。

以上でございます。

○板谷よしひさ委員 農作物によっては、プラスに出たりマイナスに出たりしているような状況かなというふうに思いますが、暑さに弱いと言われる乳牛への影響も懸念されますが、酪農業においてはどのような影響があったのか、お伺いいたします。

○浅野貴博委員長 畜産振興課長黒島誠計君。

○黒島畜産振興課長 酪農への影響についてでございますが、ホクレンによりますと、生乳の生産量は、農業団体が自主的に生産抑制に取り組む中、本年4月以降、前年対比96%で推移をしておりましたが、記録的な高温が続き、暑熱ストレスから乳牛の採食量が落ち込み、7月下旬以降、生産量の低下が見受けられ、8月下旬には1割以上減少したことにより、8月の生乳生産量は、昨年同期に比べて92.7%と7.3%の低下となったところでございます。

また、乳用牛の日射病や熱射病の発生状況につきましては、6月は5頭であったものの、その後、猛暑の影響により急増し、7月から8月までの2か月間で207頭、そのうち、死亡、廃用となった頭数は87頭と、過去10年間で最も多い発生状況となっておりますほか、今後は、暑熱ストレスによる繁殖能力への影響なども懸念されているところでございます。

以上でございます。

○板谷よしひさ委員 酪農に関しては、本当に影響が大きいなという印象があります。暑熱対策については、しっかりと取り組んでいただければなというふうに考えております。

一方で、こういった気候の変化によって、これまで道内では育てにくいと言われてきたサツマイモや落花生など、いわゆる新顔作物は、栽培が増えているとお伺いしています。

栽培状況とこれまでの普及促進に向けた取組についてお伺いいたします。

○浅野貴博委員長 園芸担当課長畠山透君。

○畠山園芸担当課長 新顔作物の生産状況などについてであります。道が、昨年度、新顔作物として生産拡大や認知度向上に取り組むこととしたサツマイモやニンニク、落花生は、近年、栽培が拡大しており、直近のデータによると、サツマイモは、厚沢部町や由仁町、真狩村などで、令和2年に25ヘクタール、ニンニクは清水町や北見市などで令和4年に169ヘクタール、また、これまでほとんど栽培されていなかった落花生も、芽室町や岩見沢市などで令和3年に8ヘクタールが栽培されております。

こうした中、道では、新たに栽培を始める生産者向けのマニュアルの作成や、道内外の先行事例などの情報収集・提供を行うとともに、普及センターによる栽培技術指導を通じて産地の拡大を図るほか、愛食レストランなどと連携し、新顔作物を使った特別メニューの提供や、道内外のどさんこプラザでの販売、PR活動を行うなど、生産と消費の両面からの取組を進め、新顔作物のより一層の普及推進に努めているところでございます。

以上でございます。

○板谷よしひさ委員 気候変動によっていろいろな作物も変わってきますので、今おっしゃったようなサポート体制にしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。

暑熱に係る技術対策についてお伺いいたします。

来年以降もこうした猛暑の傾向が続くことが想定されます。九州や本州では、暑熱対策として、品種改良や営農技術などが研究されていると聞いておりますが、道内では、今後、研究開発や技術指導にどのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

○浅野貴博委員長 技術支援担当局長山野寺元一君。

○山野寺技術支援担当局長 研究開発や技術指導の取組についてであります。道総研農業試験場の研究によりますと、2030年代における本道の気象は、年間平均気温の上昇や降水量の増加、日射量の減少が予測されており、水稻の食味向上や豆類の増収が期待される一方、小麦やてん菜では、高温多雨による生育不良や病害虫の多発などにより、減収や品質低下が懸念されております。

このため、試験場などでは、小麦における穂発芽やしま萎縮病に強い品種の開発や、てん菜では、褐斑病に強い品種の選定を進めるほか、気象の変化により、近年、発生が増えています病害虫に対する効果的な防除対策の試験などを進めているところでございます。

道といたしましては、こうした気象変化に対応した品種の開発や栽培技術の研究を進め、得られた成果を広く普及するとともに、気象情報や圃場の状態、生育状況などに留意しながら、農業改良普及センターによる営農技術指導に努めてまいります。

以上でございます。

○板谷よしひさ委員 食料・農業・農村基本法の見直しによって、食料安全保障が最重要課題と位置づけられている中、本道には、食料供給地域として、農畜産物を安定的に生産、供給することが強く求められております。

北海道として、異常気象にも強い農業・農村の確立に向けて、どのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

○水戸部農政部長 異常気象への対応についてであります。近年、集中豪雨や降ひょう、猛暑などの異常気象が続く中、本道の農業・農村が持続的に発展し、我が国最大の食料供給地域として食料を安定的に供給していくためには、農業の生産力強化に加え、農村の強靱化などを図ることが重要であると認識してございます。

このため、道では、市町村や関係機関・団体と連携をし、大雨による冠水被害を軽減する暗渠

排水や排水施設のほか、干ばつ被害などを防止する畑地かんがい施設の整備など、農業・農村整備を計画的かつ着実に進めてまいります。

また、異常気象に適応した品種や生産技術の開発、例えば、水田の水位やハウス内の温度の自動管理などといったスマート農業技術の活用、さらには、普及センターによる営農技術指導などを通じて、異常気象にも強い本道農業・農村の確立を図り、我が国の食料安定供給に最大限寄与してまいります。

以上でございます。

○板谷よしひさ委員 それでは、最後に、スマート農業の推進についてであります。

高齢化の進展などにより、農村部でも、農業者の担い手はもとより、雇用労働力の確保も年々困難になってきています。

担い手確保については、最優先課題として様々な政策が打ち出されておりますが、人口減少は、全産業共通の問題であり、息の長い取組が重要であります。

そのような中、高齢化問題や労働力不足を解消する手段として、人工知能やロボットなど、先端技術を用いたスマート農業の普及に大きな期待が寄せられております。

本道における現状と普及に向けた取組などについて、以下、お伺いをいたします。

道内では、全国に先駆けて、平成20年くらいから、人工衛星からの位置情報を表示できる、いわゆるGNSSガイダンスを搭載した農業機械が導入されていると聞いております。

それから10年余りが経過していますが、現在の導入状況はどのようになっているのか、また、推進に向けた課題をどのように把握しているのか、お伺いいたします。

○鈴木技術普及課長 GNSSガイダンスの導入状況などについてであります。道が実施している国内の9社からの聞き取り調査によりますと、平成20年度から令和4年度までに道内向けに出荷されたGNSSガイダンスシステムは、累計で2万3200台となっており、全国の約7割を占めています。

一方で、GNSSガイダンスシステムをはじめとしたスマート農業機械は、価格が高額であることや地域における指導的な役割を担う人材不足のほか、新たな技術の導入に当たっては、多くの実証と成果の蓄積が必要といった課題があるものと認識しております。

以上です。

○板谷よしひさ委員 導入が国内でも7割を占めるという、本当に、日本の中でも、この北海道のスマート農業は注目されているなというふうに感じているところであります。

道内で、国の補助事業を活用して、モデル地域を設定し、スマート農業の推進に向け検討してきたと聞いておりますが、事業の概要とその成果などについてお伺いいたします。

○鈴木技術普及課長 実証事業についてであります。国は、スマート農業の社会実装を図るため、生産現場において技術実証を行うスマート農業実証プロジェクトを実施しており、道内では、これまで23地区でプロジェクトが進められているところです。

具体的な取組として、稲作では、空知管内の新十津川町において、人工衛星からの位置情報に

よる運転補助機能がついた田植機や自動給水装置、農薬散布用ドローンの導入により、作業時間が25%削減されましたほか、畑作では、オホーツク管内の津別町において、これまでの通信速度に比べ、より高速で広範囲の無線通信機能を備えたトラクターの自動運転により、作業時間が17%削減されるとともに、衛星データを利用することで、作物の生育のばらつきに応じた施肥量の調整により、肥料の10%が削減されたところです。

また、酪農では、根室管内の別海町において、分娩監視カメラや自動哺乳ロボットなどのICTシステムの導入により、作業時間が、分娩監視で53%、哺乳・子牛健康管理で35%、それぞれ削減されるなどの成果が見られました。

以上です。

○板谷よしひさ委員 今答弁いただいたように、無線のトラクターを運行するにしても、やはり、情報通信というのが非常に重要になってくると思います。

道内には、通信電波の感度が悪い、いわゆる不感農地が存在し、GNSSガイダンスが利用できない農地がありますが、今後のスマート農業の普及に向けて、どのように情報通信環境の整備を行っていくのか、お伺いいたします。

○高崎農村振興局長 農地における情報通信環境の整備についてであります。GNSSガイダンスシステムは、人工衛星と地上基地局との双方から信号を受信し正確な位置を把握することにより、最適な経路での走行が可能となりますが、地形や障害物などにより信号を受信しづらく、ガイダンスシステムなどスマート農業技術の効果を十分に発揮できない、いわゆる不感農地もあることについては承知しております。

このため、北海道では、不感農地の解消に向けて、市町村や関係団体と連携しながら、基地局などの整備事例の普及啓発に取り組むとともに、地域の実情に応じた整備ニーズを把握した上で、国の助成制度の有効活用を図るなど、スマート農業推進の基盤となる情報通信環境の整備に努めてまいります。

以上でございます。

○板谷よしひさ委員 スマート農業の要となりますので、情報通信環境の整備にしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

続きまして、先月、北海道大学内にスマート農業の普及や研究を進める研究施設がオープンしたと聞いております。

こうした大学や研究機関などとの連携により、ノウハウを活用、普及させることが重要と考えますが、道としてはどのように進めていくのか、お伺いいたします。

○山野寺技術支援担当局長 大学や研究機関などとの連携についてであります。スマート農業技術の推進に当たりましては、大学や試験研究機関との連携を通じまして、最新の研究成果や技術、先行地域のノウハウなどの情報を入手した上で、地域における地理的条件や営農形態などに応じた最適な技術を選択していくことが重要です。

具体的な道と大学や研究機関等との連携につきましては、酪農学園大学とは、衛星データを活

用した農地の排水性の分析と改善に向けた共同研究、国や道の試験研究機関とは、スマート農業技術の生産現場への導入促進に向けた共同試験、そして、市町村や農協、企業などとは、北海道スマート農業推進協議体を設置いたしまして、地域における導入事例、新技術、新商品、新製品などに関する情報や実証データの提供を行っているほか、委員から御発言のありました北海道大学とは、スマート農業教育拠点運営委員会への参画によるテキストや教育カリキュラムの作成支援などを通して、スマート農業の普及に取り組んでいるところでございます。

道といたしましては、今後とも、こうした取組を関係機関・団体と一体となって継続しながら、地域の実態に応じた最適なスマート農業技術が導入され、その効果が最大限発揮されるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○板谷よしひさ委員 今後も、担い手の減少が見込まれる中、農業生産を維持していくためには、スマート農業を一層普及していくことが必要であるというふうに思います。

また、肥料散布などの作業の効率化によって、環境への負荷軽減にもつながることが期待できます。

北海道として、今後どのようにスマート農業を推進していくのか、お伺いいたします。

○水戸部農政部長 スマート農業の推進についてであります。農業者の減少や高齢化が進む中、本道の農業・農村が持続的に発展していくためには、省力化や効率化に加え、肥料や農薬など生産資材の節減により、脱炭素化への貢献も期待できるスマート農業を着実に推進することが重要であります。

このため、道では、省力化が期待できるトラクターをはじめとした農業機械の自動運転や、生育状況に応じた肥料散布量の自動調整機能、園芸ハウス内の温度や二酸化炭素濃度などの自動環境制御システムの導入など、地域における営農形態などに応じた最適なスマート農業技術の導入に向け、国や大学、関係機関・団体と連携をしながら、最新の技術や先行事例などの情報収集・提供を行うとともに、補助事業を活用したスマート農業機械の導入支援のほか、指導人材の育成や普及センターにおける相談窓口の設置など様々な取組を進めながら、スマート農業のより一層の推進に努めてまいります。

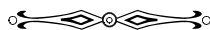
以上でございます。

○板谷よしひさ委員 私の住む胆振・日高地域でも、スマート農業に関連した基盤整備の推進が求められております。さらなる先端技術などの調査やモデル地区での実証を通じて、スマート農業のさらなる普及を検討していただくことをお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

○浅野貴博委員長 板谷委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、このまま暫時休憩いたします。

午後5時1分休憩



午後5時3分開議

○浅野貴博委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

農政部所管に関わる質疑並びに質問の続行であります。

中野渡志穂君。

○中野渡志穂委員 それでは、通告に従いまして、以下、農政部所管事項について伺います。

まず、食の輸出についてであります。

北海道の第2期食の輸出拡大戦略によりますと、令和5年までに道産食品の輸出額を1500億円とする目標を掲げ、うち、農畜産物の目標は125億円と承知しております。

本道農業の振興のため、引き続き、農畜産物の輸出拡大に取り組むことが重要と考えますが、今後の取組について、以下、伺います。

まず、農畜産物の輸出の現状について、令和元年からこれまでの輸出額の推移について伺います。

○浅野貴博委員長 農業付加価値向上担当課長竹内伸康君。

○竹内農業付加価値向上担当課長 農畜産物の輸出状況についてであります。道では、農畜産物の輸出額の算定に当たって、道内港からの輸出額については、財務省の貿易統計により把握し、道外港からの輸出額については、農業団体や商社等への調査などを基に推計しているところであり、これらを合わせた輸出額は、令和元年が92億400万円、令和2年が107億9500万円、令和3年が123億5700万円と増加傾向にあります。

また、令和4年は、道外港からの輸出推計額は調査中であり、確定していませんが、道内港からの輸出額は62億6900万円と、前年の47億5600万円から15億1400万円増加しており、令和5年上期の道内港からの輸出額も25億2500万円と、前年同期の22億4300万円から2億8200万円の増加となっております。

以上でございます。

○中野渡志穂委員 輸出額が増加傾向であるということが分かりました。

では、増加の要因について伺いたいと思います。

令和3年には輸出額がほぼ目標額を達成し、道内港については、令和4年においても前年よりも伸びており、さらに、令和5年上期についても前年同期比を上回っているなど、順調に推移しているわけではありますが、その要因について伺います。

○竹内農業付加価値向上担当課長 輸出額の増加の要因についてであります。本道農畜産物の輸出額は、第2期北海道食の輸出拡大戦略の初年である令和元年から増加傾向にあり、主に、ミルク・クリーム、米、牛肉、豚肉などの品目がこれを牽引しております。

品目ごとに見ますと、ミルク・クリームは、乳業メーカーによる現地需要を捉えた販路拡大の取組をはじめ、令和4年以降は、脱脂粉乳の国内在庫の低減に向けて、生産者団体などが輸出に取り組んだことにより、台湾、シンガポール向けが増加しており、米では、日本食レストランの増加を背景にした需要の高まりから、香港向けが増加するとともに、精米工場や薫蒸倉庫が指定、登録されたことにより、中国向けが増加しております。

また、牛肉は、輸出対応型の食肉処理施設が整備される中、コロナ禍から観光産業が回復し、輸出先国・地域において外食を中心とした需要が拡大したことにより、シンガポールや香港向けが増加しており、さらには、豚肉も、牛肉と同様の背景に加え、府県での豚熱発生の影響により、道産豚肉の引き合いが強まり、香港、シンガポール向けが増加していることなどが要因として考えられます。

以上でございます。

○中野渡志穂委員 詳しい御答弁をいただきました。ミルク・クリームは、国内在庫を低減しなければならないという状況を機に、輸出に取り組み、輸出額を増加させてきた、また、米や牛肉は、施設整備を行って輸出額の拡大につながったというお話でございましたが、まさにピンチを輸出というチャンスに変えてきた果敢な取組を高く評価したいと思っております。

次に、今年度の取組について伺いますけれども、道では、これまでも海外販路の開拓に取り組んできたわけでありましたが、今年度の具体的な取組内容について伺います。

○竹内農業付加価値向上担当課長 今年度の取組についてであります。道では、米などの重点品目の輸出拡大に向け、それぞれの品目や輸出先に応じて、商談会の開催やプロモーション活動などに取り組むこととしております。

具体的には、米は、中国上海などでの飲食店を対象とした試食商談会の開催やECサイトでの販売、日本酒では、フランス、香港、中国で開催される展示会への出展や、SNSによる情報発信や実演販売、また、牛肉は、アメリカにおける飲食店での牛肉フェアの開催やECサイトでの販売、タイでの個別商談会の実施、さらに、青果物などでは、香港、台湾、シンガポールのスーパーでのフェアの開催をはじめ、現地の料理教室と連携して、野菜や牛乳など本道の食材を使った家庭料理のSNS発信に取り組むこととしており、現在、これらの取組を計画的に推進しているところでございます。

以上でございます。

○中野渡志穂委員 様々な取組をしていただいております。

では、今後の農畜産物のさらなる輸出拡大に向け、どのように取り組んでいく考えか、伺います。

○浅野貴博委員長 農政部食の安全推進監野崎直人君。

○野崎農政部食の安全推進監 今後の取組についてでございますが、本道の農業・農村が持続的に発展していくためには、国内に加えて、海外の需要も取り込みながら、道産農畜産物の販路を確保していくことが重要でございます。輸出の拡大に向けては、安全、安心でおいしい農畜産物の魅力を広く発信するとともに、輸出先ごとの需要を的確に捉え、取組を推進していくことが必要でございます。

このため、道では、関係機関や団体などと連携をし、輸出先の市場動向を把握しながら、商談会の開催などによる販路拡大や、消費者の需要喚起に向けた現地スーパーでのプロモーションやネット通販などに取り組んでまいります。

あわせて、国の事業も活用しながら、輸出向けの商品開発や輸出先の衛生基準などに対応した施設整備などを支援し、輸出産地の育成や安定的な輸出に向けた環境づくりに努めるなど、食の輸出拡大戦略の農畜産物の輸出目標125億円の達成に向けまして、積極的に取り組んでまいります。

○中野渡志穂委員 食の輸出について伺ってまいりました。

今後、道産食品のさらなる輸出拡大に向けた取組を進めることは、本道農業の振興を図るためにも大変重要なことと考えます。

この問題については、知事にお考えを直接お聞きしたいと思っておりますので、委員長におかれましてはお取り計らいのほどをよろしくお願いいたします。

続きまして、農業の6次産業化について伺います。

本道農業・農村の持続的な発展のためには、農業者の所得の確保が重要だと認識しております。

道内では、規模拡大によるスケールメリットを生かした経営を展開し所得を確保するほか、地域の農林水産物を活用した新商品の開発や新たな販路の開拓など、6次産業化の推進により、所得の確保に取り組む農業者もいると承知しております。6次産業化は、地域の活性化にもつながる重要な取組と考えます。

そこで、以下、伺います。

まず、6次産業化の取組状況についてであります。

地域の農林水産物の付加価値を高めることで所得の向上を図る6次産業化の取組が、道内各地で展開されているものと承知しております。

道内で6次産業化に取り組んでいる事業体数や販売額などの状況について伺います。

○竹内農業付加価値向上担当課長 6次産業化の取組状況についてであります。国の6次産業化総合調査によりますと、令和3年度において、道内で6次産業化に取り組む事業体数は3100件、販売金額は2054億円となっております。

このうち、農業関連は2720件、1493億円となっており、業態別に見ますと、最も販売金額が多い農産加工が1080件、1153億円、次いで、農産物直売所が1220件、301億円、観光農園や農家民宿、農家レストランが430件、39億円となっております。

また、農業関連の6次産業化における近年の推移を見ますと、事業体数、販売金額ともに、平成29年度の3470件、1553億円をピークに減少傾向にあり、特に、農産加工の270件、48億円、農家民宿の190件、2億円の減少を中心に、令和3年度までの4年間で750件、60億円の減少となっております。

以上でございます。

○中野渡志穂委員 減少傾向にあるとのことでございます。

では、それを支えるサポートセンターの利用状況について伺います。

道では、農林漁業者等の支援窓口として、6次産業化サポートセンターを設置していると承知

しておりますが、どのような取組を行い、利用状況はどのようになっているのか、伺います。

○竹内農業付加価値向上担当課長 6次産業化サポートセンターについてであります。道では、6次産業化を推進するため、公益財団法人北海道農業公社に北海道6次産業化サポートセンターを設置し、農林水産物の加工、販売などを検討している農林漁業者等からの相談対応や、課題に応じて専門的な指導助言を行う地域プランナーを派遣するなどの支援を行っているところでございます。

令和4年度におけるサポートセンターの利用状況は、相談者数が68人、相談延べ件数が132件と、前年度に比べ、それぞれ、13人、82件の減少となっており、また、地域プランナーの派遣については、8事業者、延べ36回と、前年度に比べ、1事業者、19回の減少となっております。

なお、令和5年度の上半期においては、相談、地域プランナーの派遣とも前年度同期を上回っており、相談者数が47人、相談延べ件数が96件、地域プランナーの派遣が4事業者、延べ5回となっております。

以上でございます。

○中野渡志穂委員 分かりました。

では、道では、これまでの取組を通じて、6次産業化を推進する上でどのような課題があると認識しているのか、伺います。

○竹内農業付加価値向上担当課長 6次産業化の課題についてであります。6次産業化は、農林水産物の生産活動を行いながら、加工や販売などの専門的な知識、技術を習得していく必要があることや、生産活動と両立するために必要な人材を確保する必要があることに加え、施設、機械の整備に多額の資金を要することや、販売先を確保するなどの課題があるものと認識しております。

以上でございます。

○中野渡志穂委員 様々な課題がありますが、多様な地域資源を活用して取り組む新商品開発や、地元食材を加工、販売することは、農業者の所得向上のみならず、地域の活性化に大きく貢献することから、今後も6次産業化を推進していくことは重要であると考えます。

道としてどのように取り組んでいくのか、伺います。

○野崎農政部食の安全推進監 6次産業化の推進についてであります。本道の基幹産業である1次産業が、安定した生産活動とともに、加工や販売、さらには、観光などと結びつき新たな付加価値を生み出す6次産業化は、地域の経済社会の活性化を図る上で重要な取組と認識しております。

このため、道では、6次産業化サポートセンターによる商品開発や販路拡大など、相談内容に応じたきめ細かな支援のほか、6次産業化に取り組む人材を育成する研修会の開催、商品開発や施設、機械の整備を支援するなど、本道における6次産業化を一層推進してまいります。

○中野渡志穂委員 次に、農業の経営安定化について伺ってまいります。

農業経営においては、台風や大雪などの自然災害による収量の低下や、需給変動による価格の

低下など、様々なリスクがあります。

本年の道内は、ウクライナ情勢の影響が続く中、記録的な猛暑となり、農産物の品質低下が懸念されるなど、農業経営を取り巻く状況は厳しいものと認識しております。

このような農業者個人の経営努力では避けられない状況に対応できるのが、平成31年に開始された収入保険であり、道内の農業経営の安定化につながると考えます。

そこで、以下、伺います。

まず、収入保険制度が開始された経緯や概要について伺います。

○浅野貴博委員長 農業支援担当課長原俊彦君。

○原農業支援担当課長 収入保険制度の概要等についてであります。従前の農業共済制度は、自然災害による収量減少を対象とし、価格低下等は対象外であること、また、対象品目が限定的で農業経営全体をカバーしていないことから、国は、収益性の高い新規作物の生産や新たな販路の開拓等にチャレンジする農業経営者の意欲的な取組を支援することとして、平成31年1月に収入保険制度を導入したところです。

収入保険制度は、青色申告を行っている農業者を対象に、全ての農産物について、自然災害による収量減少や価格低下をはじめ、農業者の経営努力では避けられないリスクによる収入減少を補償する制度となっています。

以上でございます。

○中野渡志穂委員 いざというときに収入減少を補償し、その後の営農を支えていく上でも必要な制度であるわけですが、道内における収入保険の加入者数の推移について伺います。

○原農業支援担当課長 収入保険制度の加入件数についてであります。収入保険制度の加入件数は、近年、農業者における制度への理解が進んだこともあり、制度開始初年度の令和元年が1369件、2年が2053件、3年が4428件、4年が5473件、5年は5966件と、令和元年の4.4倍となっています。

○中野渡志穂委員 着実に増えているとのことでありませうけれども、次に、収入保険制度の見直しについて伺います。

農業保険法においては、平成30年4月の法施行後4年をめぐり、保険制度の在り方について検討することとされております。

農業者からの様々な意見がある中、国は、昨年12月に収入保険の取組の方向性を示したものと承知しておりますが、その内容について伺います。

○原農業支援担当課長 収入保険制度の見直しについてであります。農業保険法では、法の施行後4年をめぐり、制度の在り方を検討するとしていたことから、道では、農業者の方々のニーズを踏まえ、甚大な被害を受けた際の基準収入の算定方法や支払い率の充実などについて国に要望してきたところです。

こうした中、国は、収入保険制度の拡充に向けた方向性を明らかにし、具体的には、甚大な気象災害の被害を受けた農業者について、翌年に基準収入を算定する際に、被害年の収入金額を補

正する特例、これまでの2年の青色申告実績を短縮し、1年分のみでよいとする措置、掛け捨てで補償限度額を9割までとする方式など新たなタイプの創設について、令和6年加入者から実施するとしたところです。

以上でございます。

○中野渡志穂委員 甚大な被害に対応し、加入しやすくなっており、さらに補償もより手厚くなっているとのことであります。

では、加入促進の取組について伺いますが、農業経営の安定を図るためには、収入保険などのセーフティネットへの加入が必要と考えます。

加入促進に向けて、これまで道はどのような取組を行ってきたのか、伺います。また、そうした中でどのような課題があると認識しているのか、併せて伺います。

○浅野貴博委員長 農業経営局長小原啓吾君。

○小原農業経営局長 加入促進の取組と課題についてでございますが、道では、農業共済組合や農業団体と連携しまして、加入状況などの情報共有を図りながら、ホームページや関係する会議などでの制度の周知や加入事例の紹介をはじめ、地域の農協を個別に訪問して制度やメリットの説明を丁寧に行うなど、収入保険をはじめとする農業保険制度の加入促進に取り組んできたところでございます。

一方、果樹などを生産する農業者におきましては、補填金が支払われるほどの大きな被害が発生していないこともありまして、農業保険のセーフティネットとしてのメリットがまだまだ十分に浸透しておらず、加入率が低くなっていることから、農業経営の安定を図る上で、こうした無保険状態にある農業者の加入促進が課題であると認識しているところでございます。

以上です。

○中野渡志穂委員 まだ十分な浸透には至っていないという状況もあるようでございますけれども、では、今後の取組について伺います。

今後も、気候変動による自然災害の激甚化及び頻発化、世界情勢の影響による予期せぬ需給緩和など、農業者個人の努力では対応し切れない事象の発生が懸念されます。

農家経営のセーフティネットの主要な対策として、収入保険は重要な制度と考えますが、農業経営の安定に向けて、どのように取り組んでいくのか、所見を伺います。

○浅野貴博委員長 農政部長水戸部裕君。

○水戸部農政部長 農業経営の安定に向けた今後の取組についてでございますが、近年、頻発する自然災害による収穫量の減少をはじめ、農産物の需給緩和による価格低下など、農業者の経営努力では避けられない様々なリスクが存在する中で、農業経営の安定を図るためには、収入保険をはじめとした農業保険制度に加入し、万が一の事態に備えることが重要であると考えてございます。

このため、道としては、国に対し、農業保険制度が農業者のニーズなどを十分に踏まえた制度となるよう求めますとともに、農業共済組合や農業団体に加え、果樹関係団体や市町村などとの

連携を深めながら、それぞれが加入促進に向けた各般の取組を進め、農業者の方々が安心して営農できるよう、より一層、農業保険制度の加入の推進に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中野渡志穂委員 よろしく願いいたします。

続きまして、種子の安定生産等について伺います。

世界は、ウクライナ侵攻など不安定な情勢にある中、輸出制限を行う国も出てきており、食料安全保障の重要性が増しております。

一方、北海道のような寒冷地では、米作りは不可能であると言われておりましたが、明治初期に、ちょうど今から150年前になりますが、昨年、北海道遺産に選定された赤毛種と呼ばれる寒さに強い稲の改良を皮切りに、様々な作物の育種に取り組んできた結果、今や、北海道は、お米をはじめ、小麦や豆類、バレイショなど、全国有数の穀倉地帯として発展してきました。その陰には、品種改良のほか、適切な種子生産が大きな力を発揮してきたものと考えます。

このような中、輸入への依存度が高い小麦や大豆をはじめとした畑作物を増産していくためにも、その根幹となる種子の安定的な確保が重要と考えます。

そこで、以下、小麦や大豆の種子生産について伺ってまいります。

まず、種子条例についてであります。

道では、平成31年に北海道主要農作物等の種子の生産に関する条例を制定しましたが、条例の目的、対象作物、道や関係機関との役割分担など、その概要について伺います。

○浅野貴博委員長 農産振興課長花岡弘毅君。

○花岡農産振興課長 種子条例についてでございますが、優良品種及び優良種子が道民の貴重な財産であるとの認識の下、主要農作物の稲や麦、大豆に加えまして、小豆やエンドウ、インゲン、ソバの7作物を対象とし、これらの作物の安定的な供給と品質の確保を図り、本道農業の持続的な発展に寄与することを目的に、平成31年4月に制定したものであります。

また、本条例において、道は、対象作物の種子生産に関する施策を総合的かつ計画的に実施することとし、道総研などの品種育成者は、優良な品種の育成と種子の提供、また、種子生産者は、適正な栽培による優良種子の安定的生産、さらに、関係機関等は、道が実施する種子の生産に関する施策への協力などが、それぞれ責務として規定されております。

以上でございます。

○中野渡志穂委員 優良種子は道民の財産であるとの重みのある御答弁をいただきました。

では、種子生産の状況について伺います。

道では、条例に基づいて、毎年度、計画的に小麦や大豆の種子生産を行っているとお認識しておりますが、具体的にどのように進めているのか、伺います。

○花岡農産振興課長 種子生産についてでございますが、道では、全道に優良な種子を安定的に供給するため、種子条例に基づき、道や農業団体、集荷団体、道総研などを構成員とする北海道種子協議会において、全道の種子の需給見通しをはじめ、原原種の生産や原種圃及び採種圃の設

置などについて協議を行い、毎年度、種子計画を作成して、小麦や大豆などの主要農作物等の種子を計画的に生産しています。

委員から御質問のありました小麦と大豆の種子生産については、道総研などで生産された育種家種子を、原原種、原種、採種と3段階に分けて増殖し、このうち、原原種と原種は、道が、種子を安定生産する能力を有するホクレンと各地域のJAなどへ生産を委託しており、本年度は、小麦では「きたほなみ」や「ゆめちから」などの8品種、大豆では「ユキホマレ」や「ユキシズカ」などの15品種の優良品種の種子生産に取り組んでいるところであります。

以上でございます。

○中野渡志穂委員 では、種子を安定供給するためには、種子を生産していく上でどのような課題があるのか、伺います。

○浅野貴博委員長 生産振興局長牧野充君。

○牧野生産振興局長 種子生産の課題についてでございますが、近年、国産の需要が高まっている大豆につきましては、道が生産する原種が十分ではないことなどから、産地が希望する種子の需要に応じられていない状況にあるほか、不作等に備え、備蓄している原原種につきましても、一部の品種が種子協議会で定めている備蓄の基準量を満たしていないといった課題があるところでございます。

また、貴重な財産である優良種子を安定的に生産、供給していくためには、予想を超える大雨による浸水、地震や強風による施設の損壊や停電などのリスクに備え、バックアップ施設の検討など、種子の保管体制の充実を進めていく必要があるものと考えております。

以上でございます。

○中野渡志穂委員 バックアップ施設の検討をしていただけるということでございますが、それこそ火災などが起きますと、本道農業、また林業においてもそうでございますけれども、全ての財産が失われてしまいます。バックアップ施設というのは、本道の農業にとっては必要不可欠であり、最優先すべき施設であると言えます。一日も早い設置を指摘させていただきます。

最後に、今後の対応について伺ってまいります。

御答弁いただいた課題を道としてどのように解決し、優良種子の安定生産・供給にどのように取り組んでいく考えなのか、伺います。

○水戸部農政部長 今後の取組についてであります。食料供給をめぐるリスクが顕在化する中、本道農業が我が国の食料の安定供給を担いながら持続的に発展していくためには、その基本となる優良な種子を安定的に生産、供給していくことが重要であります。

このため、道では、種子条例を制定するとともに、令和2年には、関係機関・団体に構成する種子生産の在り方検討部会を立ち上げまして、原種圃の確保や主要農作物の種子の保管体制の充実など、種子生産上の課題について検討を進めてきたところでありまして、全道における小麦や大豆の原種の生産状況を精査し、原種生産の拡大などを図ってきたところでございます。

【第2分科会 9月29日 第2号】

道としては、引き続き、検討部会において種子生産の課題の把握に努めますとともに、普及員を対象とした種子審査研修会の開催のほか、種苗法に基づく制度の周知により、育成者権の保護に努めるなど、関係機関・団体と一体となって、優良種子の安定的な生産、供給に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中野渡志穂委員 種子の安定生産等について伺ってまいりました。

優良な種子を安定的に生産、供給するための体制の構築は、本道農業の発展にとって大変重要であると考えます。

この問題につきましては、知事のお考えを直接お聞きしたいと思っておりますので、委員長におかれましてはお取り計らいのほどをよろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○浅野貴博委員長 中野渡委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

以上で通告の質疑並びに質問は終わりました。

総括質疑に保留された事項については本委員会において質疑を行うこととし、これをもって、農政部所管に関わる質疑並びに質問は終結と認めます。

お諮りいたします。

本日の議事はこの程度にとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○浅野貴博委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

10月2日の分科会は午後1時から開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後5時34分散会